おだわらの情報公開・個人情報保護制度

令和5年度運用状況報告書

给小田原市

目 次

《おだわらの情報公開制度》

| 1 | 情報公開制度の内容 | 1 |
|----|------------------------------|---|
| 2 | 情報公開制度の運用状況 | |
| | (1) 公開請求の状況 | 5 |
| | (2) 公開請求に対する処理状況 | 6 |
| | (3)請求拒否処分に対する審査請求 | 7 |
| | (4)情報公開審査会の状況1 | 2 |
| | (5) 会議の公開状況1 | 3 |
| 《お | ごわらの個人情報保護制度》 | |
| 1 | 個人情報保護制度の内容1 | 4 |
| 2 | 個人情報保護制度の運用状況 | |
| | (1) 実施機関の個人情報ファイル簿の作成状況1 | 9 |
| | (2) 開示、訂正、利用停止等の請求の状況1 | 9 |
| | (3) 開示、訂正、利用停止等の請求に対する処理状況…2 | 1 |
| | (4)請求拒否処分に対する審査請求2 | 3 |
| | (5) 個人情報保護審査会の状況2 | 5 |
| 《資 | 4》 | |
| 1 | 情報公開審査会の答申 | |
| 2 | 個人情報保護審査会の答申 | |

3 公文書公開請求・個人情報開示請求の内容及び処理状況(全件)



1 情報公開制度の内容

情報公開制度は、小田原市情報公開条例に基づき実施しています。条例の概要は次のとおりです。

(1)制度の目的(第1条)

この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の「知る権利」を尊重して、公文書公 開請求の権利や情報公開について必要な事項を定めることにより、市民と情報を共有し、 市政への市民参加を促進することで、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的 な市政を推進することを目的としています。

(2) 用語の意義(第2条)

- ア 実施機関…議会、市長(上下水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、病院事業管理者及び小田原市土地開発公社をいいます。
- イ 公 文 書…職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)で、職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいいます。

(3)解釈及び運用(第3条)

ア 市の保有する情報の公開を請求する市民の権利が十分に尊重されるようにします。

- イ 他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最 大限の配慮をします。
- ウ 市の保有する情報は、公開を原則とし、非公開とすることができる情報は、必要最 小限にとどめます。
- エ 市の保有する情報は、積極的に提供するように努めます。
- オ 市民にとってわかりやすく、利用しやすい制度とします。

(4) 実施機関の青務(第4条)

実施機関及びその職員が公文書公開請求に係る事務に従事する場合は、条例の目的に 即し、公正かつ誠実にその事務を遂行しなければなりません。

(5) 利用者の責務(第5条)

利用者は、条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、得た情報を適正に使用しなければなりません。

(6)公文書の公開

ア 請求できる人 (第6条)

どなたでも、実施機関に対して、その保有する公文書の公開を請求できます。

イ 公開の義務(第8条)

実施機関は、公文書の公開請求があったとき、次の6項目に該当する情報のいずれかが記録されている場合を除き、公文書を公開しなければなりません。

- (ア) 個人に関する情報
- (イ) 法人等に関する情報
- (ウ) 市等及び国等の審議等に関する情報
- (エ) 事務事業の執行に関する情報
- (オ)公共の安全に関する情報
- (力) 法令秘情報

ウ 部分公開(第9条)

実施機関は、公開請求のあった公文書の一部に非公開情報が記録されている場合で、 非公開情報が記録されている部分を容易に区別して除くことができるときは、当該部 分を除いた部分につき公開しなければなりません。

エ 公文書の存否に関する情報(第10条)

公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることが、非公開情報を公開した場合と同様の結果をもたらす場合、当該公開請求に対する応答を拒むことがあります。

オ 請求に対する決定等(第11条、第14条)

実施機関は、公開の請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して 15日以内に公開又は非公開の決定をし、その旨を書面により通知します。

ただし、やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することがあります。

なお、公開の決定をしたときは、速やかに公文書の閲覧又は写しの交付により公開 します。

カ 第三者に対する意見書提出の機会の付与等(第13条)

公開請求された公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、公開の決定前に第三者に対して意見書提出の機会を付与することがあります。

キ 費用負担(第16条)

公文書の公開に係る手数料は、不要です。

ただし、公文書の写しの交付を受けるときは、作成代(コピー代など)がかかりま

す。白黒コピーの場合は、1面につき10円がかかります。

(7)情報公開審査会(第17条、第20条、第32条)

実施機関は、請求に対する決定に対して審査請求があった場合は、学識経験者で構成される小田原市情報公開審査会(以下、「審査会」という。)に諮問し、その答申を最大限に尊重して決定をします。

また、審査会は、審査請求に係る事件に関して、必要な調査などをすることができます。

なお、審査会の委員には、在任中、退任後を問わず、守秘義務が課されています。違反 すると、この条例の規定にのっとり罰せられます。

(8)会議の公開(第24条)

実施機関が行う審議会などは、次の3項目に該当する場合を除き公開することになっています。

- ア 他の法令などに特別の定めがあるとき。
- イ 非公開情報について審議、審査、調査などをするとき。
- ウ 公開することにより公正又は円滑な運営が著しく阻害されると認められる場合で、 審議会などが全部又は一部を公開しないとしたとき。

(9)情報公開の総合的な推進(第25条、第26条、第27条)

実施機関は、公開請求者が容易に請求できるよう、公文書の特定に役に立つ情報の提供や利便の考慮をします。

また、市政に関する情報を市民が容易に得られるようにするため、保有する情報を積極的に提供すると同時に、さらなる充実に努めます。

そして、この条例に基づく情報公開制度を公正かつ円滑に運営するため、積極的に改善に取り組み、情報公開の総合的な推進に努めます。

(10) 出資団体などの情報公開(第28条)

市が出資や財政上の援助を行っている団体は、その公共性にかんがみ、情報の公開を 努めるようにします。

また、出資団体のうち、実施機関が指定した団体については、その保有する文書などの公開について、公開の手続方法などを定めた規程を整備し、適正に運用するように努めなければなりません。

(11)公文書の管理など(第29条)

実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に役に立つべく、公文書の分類、作成、 保存及び廃棄に関する基準などを定め、適正に管理することになっています。

また、公文書の目録を作成し、どなたでも閲覧できるようにします。

(12) 運用状況の公表(第30条)

市長は、毎年度、この条例の運用状況について取りまとめ、公表します。

2 情報公開制度の運用状況 (令和6年3月31日現在)

(1)公開請求の状況

令和5年度の請求者数は115人で、請求件数は314件でした。

なお、小田原市の情報公開制度は、平成元年4月から開始し、令和5年度末現在で請求者数は4,961人、請求件数は11,171件に達しています。【表-1】

【表-1】請求者数及び請求件数の内訳

| 区分 | H 元~30 年度 | R 元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | 計 |
|------|-----------|-------|------|------|------|------|---------|
| 請求者数 | 4, 394 | 120 | 117 | 122 | 93 | 115 | 4, 961人 |
| 請求件数 | 9, 916 | 252 | 217 | 245 | 227 | 314 | 11,171件 |

令和5年度の請求件数314件の内訳は、「市内に住所を有する者」が111件、「市内に事務所等を有するもの」45件、「市外に住所を有する者」が62件、「市外に事務所等を有するもの」が96件でした。 【表-2】

【表-2】公文書公開の請求件数内訳(単位:件)

| 区 | 分 | H 元~30 年度 | R 元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | 計 |
|--------|--------------|-----------|-------|------|------|------|------|---------|
| 市内に住所 | を有する者 | 2, 171 | 58 | 70 | 58 | 94 | 111 | 2, 562 |
| 市内に事務所 | 所等を 有するもの | 1, 743 | 83 | 57 | 53 | 34 | 45 | 2, 015 |
| 市外に住所 | を有する者 | 2, 180 | 39 | 23 | 42 | 38 | 62 | 2, 384 |
| 市外に事務所 | 所等を 有するもの | 3,822 | 72 | 67 | 92 | 61 | 96 | 4, 210 |
| Ē- | | 9, 916 | 252 | 217 | 245 | 227 | 314 | 11, 171 |

令和5年度の請求件数314件を実施機関別にみると、市長が264件、教育委員会が7件、議会が10件、選挙管理委員会が5件、農業委員会が1件、病院事業管理者が9件、消防長が18件でした。 【表-3】

【表一3】公文書公開の実施機関別内訳(単位:件)

| 区 | | | | 分 | H 元~30 年度 | R 元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | 計 |
|----|-----|-----|-----|----|-----------|-------|------|------|------|------|---------|
| 市 | | | | 長 | 9, 184 | 234 | 198 | 227 | 187 | 264 | 10, 294 |
| 教 | 育 | 委 | 員 | 会 | 584 | 13 | 10 | 12 | 13 | 7 | 639 |
| 議 | | | | 会 | 97 | 1 | 7 | 3 | 5 | 10 | 123 |
| 選 | 挙 管 | 理 | 委 員 | 会 | 21 | 3 | 2 | 0 | 1 | 5 | 32 |
| 公 | 平 | 委 | 員 | 会 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 農 | 業 | 委 | 員 | 숲 | 20 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 23 |
| 固定 | 資産語 | 平価審 | 香香. | 員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監 | 査 | | 委 | 員 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 土 | 地界 | 見 多 | 6 公 | 社 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 4 |
| 病 | 院 事 | 業 | 管 理 | 者 | | | | 2 | 20 | 9 | 31 |
| 消 | | 防 | | 長 | | | | | | 18 | 18 |
| | | 計 | | • | 9, 916 | 252 | 217 | 245 | 227 | 314 | 11, 171 |

※ 市が出資その他財政上の援助を行う団体(「出資団体等」という。)のうち市の出資率が 1/2以上の法人を指定団体といい、公益財団法人小田原市体育協会、一般財団法人小 田原市事業協会、株式会社小田原水道サービスセンターの3団体があります。なお、これ らの指定団体は情報公開に関してそれぞれ規程を整備し、その規程に基づいた運用を行 っています。令和5年度に指定団体への情報公開請求はありませんでした。

(2) 公開請求に対する処理状況

314件の請求に対する処理状況は、公開が119件、一部公開が144件、非公開が6件、不存在が29件、却下が0件、存否応答拒否が4件、取下げが12件でした。

【表一4】

【表-4】公文書公開の処理状況(単位:件)

| | 区分 | H 元~30 年度 | R 元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | 計 | 構成比(%) |
|------|-------|-----------|-------|------|------|------|------|---------|--------|
| | 公 開 | 7, 874 | 126 | 97 | 109 | 87 | 119 | 8, 412 | 75. 3 |
| | 一部公開 | 1, 695 | 113 | 103 | 110 | 98 | 144 | 2, 263 | 20. 3 |
| 処理 | 非公開 | 42 | 2 | 0 | 3 | 2 | 6 | 55 | 0. 5 |
| 処理区分 | 不存在 | 0.00 | 4 | 8 | 17 | 36 | 29 | 010 | 0 0 |
| | 却下 | 222 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 316 | 2. 8 |
| | 存否応答拒 | 否 6 | 1 | 0 | 0 | 1 | 4 | 12 | 0. 1 |
| 請 | 求の取下に | 77 | 6 | 9 | 6 | 3 | 12 | 113 | 1. 0 |
| | 計 | 9, 916 | 252 | 217 | 245 | 227 | 314 | 11, 171 | 100 |

非公開及び一部公開の決定をした150件の非公開理由を条例第8条の適用除外事項別にみると、個人に関する情報(第1号)該当が119件、法人等に関する情報(第2号)該当が59件、審議等に関する情報(第3号)該当が2件、事務事業の執行に関する情報(第4号)該当が20件、公共の安全に関する情報(第5号)該当が9件、法令秘情報(第6号)該当が0件となっています。 【表-5】

【表 - 5】非公開情報の適用除外事項別内訳(単位:件)

| 適用除外事項 | H30 年度 | R 元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-------------------------|--------|-------|-------|------|-------|------|
| 個人に関する情報 (第1号) | 86 | 98 | 86 | 93 | 85 | 119 |
| 法人等に関する情報 (第2号) | 8 | 34 | 40 | 56 | 33 | 59 |
| 審議等に関する情報 (第3号) | 1 | 0 | 1 | 7 | 7 | 2 |
| 事務事業の執行に関する 情報 (第4号) | 6 | 5 | 1 | 2 | 4 | 20 |
| 公共の安全に関する情報 (第5号) | 43 | 53 | 10 | 11 | 5 | 9 |
| 法令秘情報 (第6号) | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 計 | 1 4 4 | 190 | 1 3 8 | 170 | 1 3 4 | 209 |

※ 1つの情報が複数の適用除外事項に該当する場合は、それぞれ重複して掲げてあります。

令和5年度の主な請求内容及び処理状況は、【表-6】のとおりです。

【表 6 】 令和 5 年度 主な公文書公開の請求内容及び処理状況

| 請求内容 | 担当課 | 決定 | 非公開理由 |
|------------------|-----------------------------|------|-----------------------|
| | 農政課 | | |
| | 建設政策課 | | |
| 工事に関する金額入り設計書等一式 | 下水道整備課 | 公開 | |
| | 教育総務課 | | |
| 境界確定報告書 | 土木管理課 | | |
| 道路相談カード | 建築指導課 | | 個人情報の保 護、法人情報の |
| 建設リサイクル法の届出処理簿 | 建 来11 等 脉 | 一部公開 | 保護、印影偽造 |
| 会議録 | 健康づくり課 | | 防止のため |
| ☆高裁學外 | 議会総務課 | | |

(3)請求拒否処分に対する審査請求

令和5年度中、請求拒否処分に対する審査請求は、3件ありました。

なお、平成元年の公文書公開条例制定から令和5年度末までの間に合計37件の審査 請求があり、小田原市情報公開審査会から32件の事案(取下げ4件を除く。)について 答申が出されています。実施機関では、30件について答申どおり決定しています。

【表一7A】【表一7B】

【表-7A】請求拒否処分に対する審査請求の処理件数

| | 1# | 米什 | 小 | E | ⊞ | 原 | ī | ħ | 情 | | R | 公 | 開 | 審 | 査 | 会 | 決定及び |
|------|----|-------|---|---|-----|----|---|---|-----|---------|---|---|----|---|--------------|----|-------|
| | 件 | 数 | 諮 | 問 | 件 | 数 | 答 | 申 | 件 | 数 | 審 | 議 | 中 | 取 | 下 | げ | 裁決件数 |
| 審査請求 | | 3 7 件 | | | 3 7 | 7件 | | | 3 2 | | | | 1件 | | 分の取消) 含む。 | 4件 | 3 0 件 |

- ※ 行政不服審査法の改正(平成28年4月1日施行)により、不服申立て(異議申立て及び 審査請求)の手続きは、審査請求に一元化されました。処理件数は、改正前の異議申立て の件数を含んでいます。
- ※ 次頁【表-7B】の諮問番号9は制度の改善に関する諮問ですので、審査請求による実施機関からの諮問数は37件です。なお、諮問番号18は諮問が取下げられた後、原処分を取り消す決定を行ったため、決定件数に加算しています。

【表一7B】請求拒否処分に対する異議申立て及び審査請求の処理状況

| | | - V1) O 25 htt. | | | 1 | , |
|----------|--|------------------|------|----------------------|---------------------------|---|
| 諮問番号 | 異議申立て事案 | 実 施 機 関 | 年 | 月日 | 審査会の答申内容 | 異議申立てに対する決定 |
| | | | 申立 | H5. 10. 19 | | |
| | 体罰事故の生じた場合の | | 諮問 | H5. 11. 18 | 一部を除いて | 答申どおり |
| 1 | 報告書非公開の件 | 教育委員会 | 答申 | H7. 2. 6 | 公開が妥当 | (一部変更) |
| | | | 決定 | H7. 4. 25 | Ama タコ | (明夏文/ |
| | | | 申立 | H5. 10. 19 | 不受理決定を取消し、 | |
| | | | 諮問 | H6. 2.18 | 報告書のうち、いじめ | 不受理決定を |
| 2 | いじめ報告書小・中学校 | 教育委員会 | | но. 2.16 Н8. 4.22 | に関するものについ | 取り消し、8件の報告書を一部公開 |
| | 分不存在の件 | | 答申 | | て、公開又は非公開の | (変更) |
| | | | 決定 | H8. 7. 26 | 判断をするべき | \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ |
| | | | 申立 | H6. 10. 31 | | |
| 3 | 市都市計画審議会資料及 | 市長 | 諮問 | H6. 11. 8 | | |
| | び議事録一部非公開の件 | 11. 12 | 取下 | H8. 3.18 | | |
| | | | | | | |
| | 少年院移転問題特別委員 | | 申立 | H6. 10. 31 | | |
| 4 | 会資料及び会議録非公開 | 議会 | 諮問 | H6. 11. 11 | | |
| 4 | の件 | 成 云 | 取下 | H8. 4.22 | | |
| | <i></i> | | | | | |
| | T-4-6-10-10-00-00-00-00-00-00-00-00-00-00-00- | | 申立 | Н9. 7.18 | | |
| _ | 平成9年1月16日県教 | ****** | 諮問 | H10. 2.25 | ha ハルテル | 答申どおり |
| 5 | 育庁総務室訪問の復命書 | 教育委員会 | 答申 | H10. 10. 19 | 処分は妥当 | (棄却) |
| | 不存在の件 | | 決定 | H10. 11. 26 | | |
| | | | 申立 | H10. 5.25 | | |
| | 小田原市最終処分場建設 | | 諮問 | H10. 6.19 | | 答申どおり |
| 6 | 受入れに伴う要望書非公 | 市長 | 答申 | H11. 7.26 | 処分は妥当 | (棄却) |
| | 開の件 | | 決定 | H11. 8.20 | | (XAI-) |
| | | | 申立 | H10. 5.25 | | |
| | 小田原市最終処分場建設 | | 諮問 | H10. 6. 19 | | |
| 7 | 受入れに伴う要望書に対 | 市長 | 取下 | H11. 3.16 | | |
| | する回答書非公開の件 | | AX I | 1111. 3.10 | | |
| | +++ \cdot \c | | ++ | H12. 5.19 | | |
| | 市内在住の介護保険被保 | | 申立 | | カナト | ケードシロ |
| 8 | 険者で不服審査請求を行 | 市長 | 諮問 | H12. 5.23 | 一部を除いて | 答申どおり |
| | った者に係る一次判定結 | | 答申 | H13. 4.25 | 公開が妥当 | (一部変更) |
| | 果等非公開の件 | | 決定 | H13. 5.15 | | |
| 9 | 小田原市の情報公開制度 | 市長 | 諮問 | H13. 4. 6 | | |
| 9 | のあり方について | ע יווי | 答申 | H14. 8. 9 | | |
| | A | | 申立 | H14. 9.26 | | |
| | 介護保険サービス量の見 | <u> </u> | 諮問 | H14. 10. 3 | | 答申どおり |
| 10 | 込み(中間値保険料)非 | 市長 | 答申 | H15. 2. 4 | 公開が妥当 | (変更) |
| | 公開の件 | | 決定 | H15. 2.13 | 1 | |
| | | | 申立 | H16. 10. 20 | 学本母についっい | |
| | 健康リフレッシュセンター 拡乳運営事業担実競技家本 | | 諮問 | H16. 11. 4 | 議事録については 不存在を認め、一部 | 答申どおり |
| 11 | 施設運営事業提案競技審査 会の議事録又はこれに準す | 市長 | 答申 | H17. 3.28 | 」 不存在を認め、一部 一 公開文書について | (変更) |
| | るものの一部公開の件 | | | | は、公開範囲を変更 | (友史/ |
| <u> </u> | The second secon | | 決定 | H17. 3.31 | | |
| | | | 申立 | H18. 11. 7 | | |
| 12 | 配水管工事のメーカー見 | 市長 | 諮問 | H18. 11. 15 | 公開が妥当 | 答申どおり |
| | 積書一部公開の件 | .,. Д | 答申 | H19. 9.28 | | (変更) |
| | | | 決定 | H19. 10. 15 | | |
| | | | | | | |

| 諮問番号 | 異議申立て事案 | 実施機関 | 年 | 月日 | 審査会の答申内容 | 異議申立てに対 する決定 |
|------|---|-------|--|--|---|-------------------|
| 13 | (仮称) 城下町ホール整 備事業の協議記録文書不 存在の件 | 市長 | 申立 諮問 答申 決定 | H19. 1. 24 H19. 2. 5 H20. 1. 24 H20. 1. 31 | · 処分は妥当 | 答申どおり (棄却) |
| 14 | 市道工事についての手紙 非公開の件 | 市長 | 申立 諮問 答申 決定 | H19. 3.26 H19. 3.30 H19.11. 5 H19.11.12 | · 処分は妥当 | 答申どおり (棄却) |
| 15 | (仮称)城下町ホール整備 事業費一部公開の件 | 市長 | 申立 諮問 答申 決定 | H19. 5. 29 H19. 6. 11 H20. 8. 22 H20. 8. 28 | ・処分は妥当 | 答申どおり (棄却) |
| 16 | (仮称) 城下町ホール設 計図書一部公開の件 | 市長 | 申立 諮問 答申 決定 | H19. 8. 2 H19. 8. 20 H20. 12. 25 H21. 1. 7 | ・処分は妥当 | 答申どおり (棄却) |
| 17 | 全国学力・学習状況調査 結果一部公開の件 | 教育委員会 | 申立 諮問 答申 | H20. 1.11 H20. 1.28 H21. 6.30 | 平成 19 年 4 月に実施 した全国学力・学習調 査の小田原市の平均正 答率、学習状況調査の 結果、学校状況の結果 | 答申どおり (一部変更) |
| 18 | ごみ処理広域化協議会議 事録一部公開の件 | 市長 | 決定 申立 諮問 答申 決定 | H21. 7.31 H20. 1.18 H20. 1.30 H21. 6.23 | については公開が妥当 諮問取り下げ (H21.6.22) | 原処分を取り 消し、全部公開 |
| 19 | 小田原駅・小田原城周辺ま ちづくり検討委員会第3回 議事を録音した電磁的記録 の公開請求却下の件 | 市長 | 市 長 申立 H21. 1.23 諮問 H21. 1.28 答申 H22. 2.18 決定 H22. 2.23 | | ・ 処分は妥当 | 答申どおり (棄却) |
| 20 | 騒音規制法に基づく特 定施設設置届出書の一 部公開の件 | 市長 | 申立 諮問 答申 決定 | H25. 3.21 H25. 3.29 H26. 1. 8 H26. 3.26 | ・ 処分は妥当 ・ | 答申どおり (棄却) |
| 21 | 改善計画の内容を確認 した調査報告書の不存 在の件 | 市長 | 申立 諮問 答申 決定 | H25. 3.21 H25. 3.29 H26. 1.8 H26. 3.26 | · ・処分は妥当 | 答申どおり (棄却) |
| 22 | 全国学力・学習調査の学 校ごとの結果の非公開 の件 | 教育委員会 | 申諮問等決定 | H26. 10. 29 H26. 11. 29 H27. 10. 27 H27. 10. 30 | 平成 26 年 4 月に実施 した全国学力・学習調 査の市立小中学校の 平均正答率等の結果 は、学校名を特定でき る部分を非公開とし た一部公開が妥当 | 答申どおり (一部変更) |
| 23 | 小田原地下街への出店 に係る賃貸借契約書等 一部公開の件 | 市長 | 申立 諮問 答申 決定 | H27. 9. 7 H27. 9. 17 H28. 5. 2 H28. 6. 2 | - 処分は妥当 - | 答申どおり (棄却) |
| 24 | 小田原市民生委員児童委員 協議会に対する補助金交付 に関し、審査もしくは調査 の対象となった書類等資料 不存在の件 | 市長 | 申立 諮問 答申 決定 | H27. 12. 25 H28. 1. 7 H28. 8. 12 H28. 8. 30 | · 処分は妥当 · | 答申どおり (棄却) |

| 諮問 番号 | 審査請求事案 | 実 施 機 関 | 年 | 月日 | 審査会の答申内容 | 審査請求に対する裁決 |
|----------|------------------------|----------|----------|--------------------------|-----------------------|-----------------|
| | 小田原有機の里づくり | | 申立 | H29. 3. 2 | | |
| 25 | 協議会の規約、決算書及 | 市長 | 諮問 | H29. 4.19 | 処分は妥当 | 答申どおり |
| 23 | び事業計画書の一部公 | ע נוו | 答申 | H29. 7.24 | 地方は女当 | (棄却) |
| | 開の件 | | 裁決 | H29. 8.15 | | |
| | 2015 年 6 月に発生した | | 申立 | H29. 8. 19 | | なま じょい |
| 26 | 新幹線火災の火災調査 | 市長 | 諮問 答申 | H29. 10. 6 H30. 3. 13 | 処分は妥当 | 答申どおり (棄却) |
| | 書の一部公開の件 | | 裁決 | H30. 3. 13 | | (来知) |
| | ごみ収集・運搬業務委託 | | 申立 | H30. 10. 2 | | |
| | 執行決裁書類における | | 諮問 | H31. 2.26 | 一部公開決定を | 答申どおり |
| 27 | 業務執行調書中の予算 | 市長 | 答申 | R1. 8. 9 | 取り消し、公開が | (変更) |
| | 額ほかの一部公開の件 | | 裁決 | R1. 9. 4 | 妥当 | |
| | リサイクルセンター 等運転業務契約ほか | | 申立 | H31. 3.26 | | |
| 28 | 4業務の契約におけ | 市長 | 諮問 | R1. 7. 2 | 一部公開決定を 取り消し、公開 | 答申どおり |
| | る業務執行調書中の 予算額ほかの一部公 | | 答申 | R1. 12. 9 | が妥当 | (変更) |
| | 開の件 | | 裁決 | R1. 12. 24 | | |
| | 一般廃棄物圧縮保管業務契約並びに焼却 | | 申立 | H31. 3.26 | | |
| 29 | 戻積込及び運搬業務 | 市長 | 諮問 | R1. 7. 2 | 一部公開決定を 取り消し、公開 | 答申どおり |
| 23 | 契約における業務執行調書中の予算額ほ | ע נוו | 答申 | R1. 12. 9 | が妥当 | (変更) |
| | かの一部公開の件 | | 裁決 | R1. 12. 24 | | |
| | | | 申立 | R3. 9.27 | | |
| 30 | 執行費用処理状況の書 | 市長 | 諮問 | R4, 1.24 | 処分は妥当 | 答申どおり |
| | 類不存在の件 | | 答申 | R4. 10. 19 | 27.6.2 | (棄却) |
| | | | 裁決 | R5. 2. 7 | | |
| | 令和3年10月の市長の | | 申立 | R3. 11. 24 | 決定を変更し、 | なま じょい |
| 31 | 日程表の公文書一部公 | 市長 | 諮問 | R4. 1. 27 R4. 10. 19 | 一部を除き公開 | 答申どおり (一部変更) |
| | 開決定の件 | | 答申 裁決 | R4. 10. 19 | が妥当 | (一即多更) |
| | 令和3年10月の市長乗 | | | R4. 12. 19 | | |
| | 車の公用車の行先及び | | 申立 諮問 | R4. 1. 4 R4. 2.18 | 決定を変更し、 | 答申どおり |
| 32 | 同乗者名の公文書一部 | 市長 | 答申 | R4. 2. 18 R4. 10. 19 | 一部を除き公開 | (一部変更) |
| | 公開決定の件 | | 裁決 | R4. 10. 19 | が妥当 | |
| | | | 申立 | R3. 10. 31 | | |
| 0.0 | 特定の事業者との覚書 | <u> </u> | 諮問 | R4. 2.28 | ha // / | 答申どおり |
| 33 | 等の書類不存在の件 | 市長 | 答申 | R4. 10. 19 | 処分は妥当 | (棄却) |
| | | | 裁決 | R5. 2. 7 | | |
| | △和○左10 □○士□○ | | 申立 | R4. 1.28 | | |
| 34 | 令和3年10月の市長の 旅行会会由詩の公文書 | 市長 | 諮問 | R4. 3.17 | 審査請求の却下 | 答申どおり |
| 54 | 旅行命令申請の公文書 一部公開決定の件 | לל נון | 答申 | R4. 10. 19 | が妥当 | (却下) |
| | HI A MINACO IT | | 裁決 | R4. 12. 19 | | |
| | | | 申立 | R4. 9. 7 | 市長の不存在決定を | |
| 35 | 協議会の分担金納付に | 市長 | 諮問 | R4. 11. 24 | 取り消し、請求対象 文書を特定し、公 | 答申どおり |
| 33 | 関する書類不存在の件 | ען יוו | 答申 | R5. 6. 20 | 開・非公開の決定を | (変更) |
| | | | 裁決 | R5. 7.27 | することが妥当 | |

| 諮問 番号 | 審 | 査 | 請 | 求 | 事 | 案 | 実 | 施 | 機関 | 年 | 月 | 日 | | 審答 | 查 申 | 会 内 | の 容 | 審 対 | 査す | 請 る | 求 裁 | に決 |
|----------|--------------------|----------------------|---------|------|------------------|----|---------|-----|-----|------|-----|------|----|------|--------|------------|--------|--------|----|--------|--------|----|
| | 協諱 | き 全ノ | <u></u> | 女! | ! / = F | 祖子 | | | | 申立 | R5. | 3. 2 | 9 | | | | | | | | | |
| 36 | | | | | | | 7 | = | 長 | 諮問 | R5. | 9. | 4 | カロム | とは | <u> 14</u> | | | | | | |
| 30 | | る書類一部公開決定(件 | | | | EU | '' | 111 | 区 | 答申 | R6. | 3. 1 | 5 | χυ). | リル女 | = | | | | | | |
| | 1+ | T | | | | | | | | 裁決 | | | | | | | | | | | | |
| | エチッナルに884フョ | | | | | | | 申立 | R5. | 5. 1 | 5 | | | | | | | | | | | |
| 37 | ₂₇ 委託料支 | | 支出 | に関 | る書 | 7 | = | E | 諮問 | R5. | 9. | 4 | 審査 | 下 | | | | | | | | |
| 37 | 類一 | -部2 | 開 | 夬定 | の件 | | יי | J | 長 | 答申 | R6. | 3. 1 | 5 | が妥 | 半 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 裁決 | | | | | | | | | | | | |
| | = - | ← ∧ . | . += | د بن | اسمال. | | | | | 申立 | R5. | 12. | 1 | | | | | | | | | |
| 38 | 市議会へ提出された | | | ŧ± | = * ^ | | <u></u> | * ^ | | 諮問 | R6. | 1. 1 | 6 | | | | | | | | | |
| 30 | | いう告発文の存否応答 に不決字の# | | | い合 | 議 | | 会 | 答申 | | | | | | | | | | | | | |
| | 拒否決定の件 | | | Т | • | | | | 裁決 | | | | | | | | | | | | | |

(4)情報公開審査会の状況

令和5年度は、諮問第35号から第38号の事案についての審議を行いました。情報 公開審査会の開催状況は、次のとおりです。【表-8A】【表-8B】

【表一8A】情報公開審査会開催状況

| 諮問番号 | 日時 | 審議内容等 |
|------|------------|--|
| 35 | R5. 5.16 | 諮問第35号「協議会の分担金納付に関する書類不存在の件」の事案の答申案の検討 |
| | R5. 10. 19 | 諮問第36号「協議会への支出に関する書類一部公開決定の件」の事案の 審議 |
| 36 | R5. 11. 27 | 事案の審議 |
| | R6. 1.31 | 答申案の検討 |
| | R6. 3.13 | 答申案の検討 |
| | R5. 10. 19 | 諮問第37号「委託料支出に関する書類一部公開決定の件」の事案の審議 |
| 37 | R5. 11. 27 | 事案の審議 |
| 37 | R6. 1.31 | 答申案の検討 |
| | R6. 3.13 | 答申案の検討 |
| 38 | R6. 1.31 | 諮問第 38 号「市議会へ提出されたという告発文の存否応答拒否決定の 件」の事案の審議 |
| | R6. 3.13 | 実施機関への聞き取り及び事案の審議 |

【表-8B】情報公開審査会委員(令和6年3月31日現在)

| 氏 | 名 | 職業 | 役職名 | その他 |
|----|-----|-----------------|---------|-----------------|
| 林 | 良英 | 小田原市社会福祉協議会常務理事 | 会長 | 2期目(令和3年4月1日~) |
| 三川 | 真由美 | 弁護士 | 会長職務代理者 | 9期目(平成19年4月1日~) |
| 嘉藤 | 亮 | 神奈川大学法学部教授 | 委員 | 4期目(平成29年4月1日~) |
| 塩原 | 真理子 | 東海大学法学部准教授 | 委員 | 8期目(平成21年4月1日~) |
| 伊奈 | 誠 司 | 弁護士 | 委員 | 3期目(平成31年4月1日~) |

(5)会議の公開状況

小田原市情報公開条例第24条には、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づ く附属機関等の会議は、原則公開すると規定されています。

令和5年度は、146件の会議が開催され(書面会議含む。)、そのうち公開されたものは96件、一部公開されたものは13件、非公開とされたものは37件でした。会議の傍聴者は、61人でした。 【表—9】

【表—9】会議の公開状況(単位:件)

| 区 分 | H15~30 年度 | R 元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | 合計 |
|-------------|-----------|-------|------|------|------|------|--------|
| 公開 | 1,807 | 63 | 49 | 72 | 112 | 96 | 2, 199 |
| 一部公開 | 256 | 18 | 7 | 12 | 7 | 13 | 313 |
| 非公開 | 237 | 37 | 34 | 4 1 | 22 | 37 | 408 |
| 計 | 2, 300 | 118 | 90 | 125 | 141 | 146 | 2, 920 |
| 傍聴人数 (人) | 2, 856 | 59 | 48 | 31 | 20 | 61 | 3, 075 |

- ※ 会議開催のお知らせは、行政情報センター掲示板、小田原市ホームページに掲載しています。
- ※ 非公開となる会議は、非公開情報(例えば、個人情報など)について、審議を行う場合などです。
- ※ 件数は延べ会議開催件数です。(会議全体の数ではありません。)
- ※ 対象者認定等のため定例的に開催している会議(介護認定審査会、障害程度区分認定審 査会等)は、件数から除いています。
- ※ 書面会議については、概要や資料が公開されたものでも、非公開として計上しています。



1 個人情報保護制度の内容

個人情報保護制度は、令和5年度から個人情報の保護に関する法律に基づき実施しています。法律の概要は次のとおりです。

(1)制度の目的(第1条)

この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

(2) 用語の意義 (第2条、第60条)

ア 個人情報…生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は個人識別符号が含まれるものをいいます。

ただし、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として法の保護の対象となります。

- イ 個人識別符号…当該情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政 令※で定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当 するものが含まれる情報は個人情報となります。
- ※個別識別符号について政令で定められているもの
- (7) 身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号 その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして規則で定める基 準に適合するもの
 - DNA、容貌、虹彩の模様、声帯の振動、歩行の態様、静脈の形状、指紋 等
- (イ) 旅券法の旅券の番号
- (ウ) 国民年金法の基礎年金番号
- (エ) 道路交通法の免許証の番号
- (オ) 住民基本台帳法の住民票コード

- (カ) マイナンバー
- (キ) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法の被保険者証に 記載された文字、番号、記号その他の符号(保険者番号及び被保険者記号・番号等)
- (ク) その他前各号に準ずるもの
- ウ 要配慮個人情報…不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに 特に配慮を要するものとして政令で定める次の(1)から(11)ま での記述等が含まれる個人情報をいいます。
 - (1) 人種、(2) 信条、(3) 社会的身分、(4) 病歴、(5) 犯罪の経歴、(6) 犯罪により害を被った事実(7) 身体障害、知的障害、精神障害など心身の機能の障害があること。(8) 本人に対して医師等により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査結果(9) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。(10) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと(犯罪の経歴を除く。)。(11) 本人を少年法に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
- エ 保有個人情報…行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、 当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関 等が保有しているものをいいます。 ただし、行政文書に記録されているものに限ります。

オ 個人情報ファイル…保有個人情報を含む情報の集合体であって、次のものをいいます。

- - ① 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(電子計算機処理に係る個人情報ファイル)
 - ② 一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の 記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することがで きるように体系的に構成したもの(いわゆるマニュアル(手作 業)処理に係る個人情報ファイル)

(3)基本理念(第3条)

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに 鑑み、その適正な取扱いが図られなければなりません。

(4) 地方公共団体の責務(第4条)

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その 地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該 区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、 及びこれを実施する責務を有します。

(5) 行政機関等における個人情報等の取扱い

ア 個人情報の保有の制限等(第61条)

行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務 を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなけれ ばなりません。

行政機関等は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはなりません。

イ 利用目的の明示 (第62条)

行政機関等は、本人から直接書面等に記録された当該本人の個人情報を取得すると きは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければなりません。

ウ 不適正な利用の禁止(第63条)

行政機関の長等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法 により個人情報を利用してはなりません。

エ 適正な取得(第64条)

行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはなりません。

オ 正確性の確保(第65条)

行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は 現在の事実と合致するよう努めなければなりません。

力 安全管理措置 (第66条)

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

キ 従業者の義務(第67条)

個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、委託業務 や指定管理業務等に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して 知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはな りません。

ク 漏えい等の報告等(第68条)

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの(※)が生じたときは、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければなりません。

上記の場合には、行政機関の長等は、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知しなければなりません。

- ※個人情報保護委員会規則で定めるもの(個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務づけられた事態)
 - (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等
 - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等
 - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等
 - (4) 保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える漏えい等

ケ 利用及び提供の制限 (第69条)

行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個 人情報を自ら利用し、又は提供してはなりません。

コ 個人情報ファイル簿の作成及び公表(第75条)

行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければなりません。

(6) 開示、訂正及び利用停止

個人が、行政機関等が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確保する上で、重要な仕組みとして開示請求、訂正請求及び利用停止請求の仕組みを設けており、何人も行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止を請求することができます。

ア 開示請求 (第76条~第89条)

(開示請求権 第76条)

何人も、行政機関の長等に対し、行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人 情報の開示を請求することができます。

(開示決定等の期限 第83条「小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「条例」といいます。)第3条読み替え)

行政機関の長等は、開示請求があった日から15日以内に開示決定等をしなければなりません。ただし、事務処理上の困難など正当な理由がある場合は、当該期間 を延長することがあります。

(手数料 第89条「条例第4条読み替え」)

手数料は徴収しません。ただし、開示請求者は、写しの交付により保有個人情報の 開示を受けるときは、当該写しの作成に要する費用を負担していただきます。

イ 訂正請求 (第90条~第97条)

(訂正請求権 第90条)

何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、 行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。)を請求 することができます。

(訂正決定等の期限 第94条)

行政機関の長等は、訂正請求があった日から30日以内に訂正決定等をしなければなりません。ただし、事務処理上の困難など正当な理由がある場合は、当該期間 を延長することがあります。

ウ 利用停止請求 (第98条~第103条)

(利用停止請求権 第98条)

何人も、自己を本人とする保有個人情報が、法の規定に違反した取扱いがされていると思料するときは、行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の利用の停止、 消去又は提供の停止を請求することができます。

(利用停止決定等の期限 第102条)

行政機関の長等は、利用停止請求があった日から30日以内に利用停止決定等を しなければなりません。ただし、事務処理上の困難など正当な理由がある場合は、 当該期間を延長することがあります。

2 個人情報保護制度の運用状況 (令和6年3月31日現在)

(1) 実施機関の個人情報ファイル簿の作成状況

令和5年度末現在、実施機関の個人情報ファイル簿の作成数は、553件となっています。 実施機関別でみると、市長部局が473件で最も多くなっています。【表-1】

【表-1】実施機関別個人情報ファイル簿の作成状況(単位:件)

| 市 | 長 | 教 育 委員会 | 議会 | 選挙管理 委員会 | 公平委員 会 | 農 業委員会 | 固定資 産評価 委員会 | 監査委員 | 土地開 発公社 | 病院事業 管理者 | 消防長 | 計 |
|-----|-----|---------|----|----------|--------|--------|-------------------|------|---------|-------------|-----|-----|
| 4 7 | ' 3 | 4 1 | 6 | 1 6 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 1 | 8 | 553 |

(2) 開示、訂正、利用停止等の請求の状況

令和5年度の個人情報の開示請求者は57人、請求件数は73件で、保有個人情報の訂正 請求者数は2人、請求件数は2件、利用停止等の請求者数は2人、請求件数は3件でした。 なお、小田原市の個人情報保護制度は、平成4年から開始し、令和5年度末現在で保有個 人情報の開示請求者数は1,166人、請求件数は1,412件で、訂正請求の請求者数は 5人、請求件数は5件です。利用停止等の請求者数は4人、請求件数は7件です。【表-2】

【表 - 2】 開示、訂正、利用停止等の請求者数及び請求件数の内訳 ()は特定個人情報分の内数

| 区 | 分 | | H4~30 年度 | R 元年度 | R2年度 | R3年度 | R 4 年度 | R5年度 | 計 |
|-----------------------|------|-----|----------|--------|-------|-------|--------|-------|-----------|
| 88二 註 | 請求者数 | (人) | 895 | 89(0) | 40(0) | 32(0) | 53(0) | 57(0) | 1,166 (0) |
| 開示請求 | 請求件数 | (件) | 1,086 | 110(0) | 44(0) | 36(0) | 63(0) | 73(0) | 1,412 (0) |
| =T:T=±- 1: | 請求者数 | (人) | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 5 |
| 訂正請求 | 請求件数 | (件) | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 5 |
| 利用停止 | 請求者数 | (人) | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 4 |
| 等請求 | 請求件数 | (件) | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 7 |

[※] 令和2年度より、小田原市立病院の診療情報は、市立病院の定める指針に基づく開示申出 手続きによることとしています。

令和5年度に保有個人情報の開示請求のあった73件を実施機関別にみると、市長が65件、議会が1件、病院事業管理者が3件、消防長が4件となっています。

【表一3A】

【表一3 A】開示請求の実施機関別内訳(単位:件) ()は特定個人情報分の内数

| [| <u>×</u> | | 分 | | H4~: | 30 年度 | R 元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | 計 |
|----|----------|-----|-----|----|------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|--------------|
| 市 | | | | 長 | | 969 | 103(0) | 39(0) | 35(0) | 58(0) | 65(0) | 1, 269(0) |
| 教 | 育 | 委 | 員 | 会 | | 97 | 5(0) | 3(0) | 0 | 2(0) | 0 | 107(0) |
| 議 | | | | 会 | | 2 | 0 | 1(0) | 1(0) | 0 | 1(0) | 5(0) |
| 選考 | 羊管 | 理 | 委員 | 会 | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 公 | 平 | 委 | 員 | 会 | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 農 | 業 | 委 | 員 | 会 | | 9 | 2(0) | 1(0) | 0 | 1(0) | 0 | 13(0) |
| 固定 | 資産詞 | 平価審 | 香委! | 員会 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監 | 査 | - | 委 | 員 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 土 | 地月 | 用 多 | Ě 公 | 社 | | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7(0) |
| 病队 | 完事 | 業 | 管 理 | 者 | | _ | _ | | 0 | 2(0) | 3(0) | 5(0) |
| 消 | | 防 | | 長 | | _ | _ | | | _ | 4(0) | 4(0) |
| | | 計 | | | 1, | 086 | 110(0) | 44(0) | 36(0) | 63(0) | 73(0) | 1, 4 1 2 (0) |

訂正請求の実施機関別内訳は【表-3B】のとおりです。

【表-3B】訂正請求の実施機関別内訳(単位:件)

| | 区 | | 分 | | H4~30 年度 | R 元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | 計 |
|----|-----|----------|------------|-----|----------|-------|------|------|------|------|---|
| 市 | | | | 長 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 |
| 教 | 育 | 委 | 員 | 会 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 議 | | | | 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 選 | 挙 管 | 理 | 委 員 | 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公 | 平 | 委 | 員 | 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農 | 業 | 委 | 員 | 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 固定 | 資産評 | 平価署 | 客査委i | 員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監 | 査 | | 委 | 員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ± | 地界 | 乳 | 雀 公 | 社 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 病 | 院 事 | 業 | 管 理 | ! 者 | _ | _ | | _ | 0 | 0 | 0 |
| 消 | | 防 | | 長 | _ | _ | _ | _ | | 0 | 0 |
| | | 計 | | | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 5 |

利用停止等請求の実施機関別内訳は【表-3C】のとおりです。

【表-3C】利用停止等請求の実施機関別内訳(単位:件)

| [2 | <u> </u> | | 分 | | H4~30 年度 | R 元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | 計 |
|-----|-------------|----|------------|-----|----------|-------|------|------|------|------|---|
| 市 | | | | 長 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 7 |
| 教 | 育 | 委 | 員 | 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 議 | | | | 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 選挙 | 管 | 理 | 委 員 | 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公 | | 委 | 員 | 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農 | 業 | 委 | 員 | 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 固定資 | 逢 產評 | 価審 | 香 查 | 員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監 | 査 | 1 | 委 | 員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 土地 | 也開 | 角 | き 公 | 社 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 病院 | 事 | 業 | 管 理 | ! 者 | _ | _ | _ | _ | 0 | 0 | 0 |
| 消 | | 防 | | 長 | _ | | _ | _ | | 0 | 0 |
| | | 計 | | | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 7 |

(3) 開示、訂正、利用停止等の請求に対する処理状況

開示請求73件の処理状況は、開示が35件、一部開示が29件、不開示(不存在を含む。)が7件、存否応答拒否が1件、取下げが1件でした。【表-4】

【表 4 】 開示請求の処理状況(単位:件) ()は特定個人情報分の内数

| × | 分 | H4~30 年度 | R 元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | 計 | 構成比(%) |
|----|------------------|----------|--------|-------|-------|-------|-------|----------|--------|
| | 開示 | 669 | 56(0) | 27(0) | 20(0) | 33(0) | 35(0) | 840(0) | 59. 5 |
| 処 | 一部開示 | 243 | 28(0) | 14(0) | 11(0) | 20(0) | 29(0) | 345(0) | 24. 4 |
| 理区 | 不開示(不存 在を含む。) | 156 | 25(0) | 2(0) | 5(0) | 7(0) | 7(0) | 202(0) | 14. 3 |
| 分 | 却下 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0. 4 |
| | 存否応答拒否 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1(0) | 2(0) | 0. 1 |
| 請 | 求の取下げ | 12 | 1 | 1 | 0 | 3 | 1 | 18 | 1. 3 |
| 計 | | 1, 086 | 110(0) | 44(0) | 36(0) | 63(0) | 73(0) | 1,412(0) | 100 |

訂正請求の処理状況は【表-5】のとおりです。

【表-5】訂正請求の処理状況(単位:件)

| [2 | 区 分 | H4~30 年度 | R 元年度 | R2年度 | R3年度 | R 4 年度 | R5年度 | 計 |
|----|--------|----------|-------|------|------|--------|------|---|
| 処理 | 訂正 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| 区分 | 不訂正 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 |
| ā | 情求の取下げ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 5 |

停止請求の処理状況は【表-6】のとおりです。

【表-6】停止請求の処理状況(単位:件)

| 区 | 分 | H4~30 年度 | R 元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | 計 |
|--------|-----|----------|-------|------|------|------|------|---|
| 処理 | 停止 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 区分 | 不停止 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 3 | 5 |
| 請求の取下げ | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 7 |

不開示及び一部開示の決定をした不開示理由を法第78条の「不開示情報」別にみると、本人の生命等を害する情報(第1号)該当が3件、他の個人に関する情報(第2号)該当が19件、法人等に関する情報(第3号)該当が9件、事務事業の執行に関する情報(第7号)該当が2件となっています。 【表-7】

【表-7】不開示(一部開示を含む)情報の適用除外事項別内訳(単位:件)

| 区 分 | R5年度 |
|---------------------------------|------|
| 本人の生命等を害する情報 | 3 |
| (第1号) | ס |
| 他の個人に関する情報 | 1 9 |
| (第2号) | 1 |
| 法人等に関する情報 | 9 |
| (第3号) | 9 |
| 国の安全が害される、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれ | 0 |
| る、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被る情報 (第4号) |) |
| 犯罪の予防、鎮圧、捜査、公訴の維持、刑の執行、公共の安全と秩序 | 0 |
| の維持に支障を及ぼす情報 (第5号) | 0 |
| 審議、検討、協議に関する情報 (第6号) | 0 |
| 事務事業の執行に関する情報 (第7号) | 2 |
| 計 | 3 3 |

※ 1つの情報が複数の適用除外事項に該当する場合は、それぞれ重複して掲げてあります。

令和5年度の主な請求内容及び処理状況は、【表-8】のとおりです。

【表 8 】 令和 5 年度 主な保有個人情報の開示の請求内容及び処理状況

| 請求内容 | 担当課 | 決定 | 不開示理由 | |
|------------|-------------|-------------|-------------|--|
| 名寄帳 | 次立沿田 | | | |
| 家屋見取図調査書 | ┤ 資産税課 │ | 開示 | | |
| 税の収納状況 | 市税総務課 | | | |
| 住民票写し等請求書等 | 戸籍住民課 | ☆ 77 | 当該本人以外の個人に関 | |
| 救急報告書 | 消防総務課 | 一部 開示 | する情報であることや、 | |
| 主治医意見書 | 高齢介護課 | 刑小 | 印影偽造防止のため | |

(4)請求拒否処分に対する審査請求

令和5年度中、請求拒否処分に対する審査請求は、ありませんでした。

なお、平成4年の条例制定から令和5年度末までの間に14件の審査請求があり、小田原市個人情報保護審査会から、取下げ1件を除く13件の事案について答申が出されています。 実施機関では10件について答申どおりの決定をし、1件には答申と相違する決定をしています。 【表-9A】【表-9B】

【表 9 A】請求拒否処分に対する審査請求の処理件数

| | /4 | <i>1</i> 4L | 111 | 111 | 件 | 14 | 14 | 14 | 米片 | 小 | Œ | ۱ , | 亰 | 市 | 個 | 人 | 4 | 青 | 報 | 保 | 護 | 審 | 査 | 会 | 決 | 定 |
|------|----|-------------|-----|-----|-----|----|----|----|-----|---|---|-----|---|---|---|---|----|---|----|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1+ | 数 | 諮 | 問 | 件 | 数 | 答 | 申 | 件 | 数 | 審 | - | 議 | 中 | 取 | 下 | げ | 件 | 数 | | | | | | | |
| 審査請求 | | 14件 | | | 1 4 | 1件 | | | 1 3 | 件 | | | О | 件 | | | 1件 | 1 | 1件 | | | | | | | |

※ 行政不服審査法の改正(平成28年4月1日施行)により、不服申立て(異議申立て及び 審査請求)の手続きは、審査請求に一元化されました。処理件数は、改正前の異議申立て の件数を含んでいます。

【表一9B】請求拒否処分に対する異議申立て及び審査請求の処理状況

| 諮問 番号 | 異議申立て事案 | 実 施 機 関 | 年 | 月日 | 審 査 会 の 答 申 内 容 | 異議申立てに 対 す る 決 定 |
|----------|----------------------------|---|----|-------------|--------------------|---------------------|
| | | | 申立 | H4. 6.18 | | |
| 1 | 指導要録記載中の欠席理 | - - - - - - - - - - - - - - - - - - - | 諮問 | H4. 7.17 | 教育委員会の | 答申どおり |
| ' | 由不訂正の件 | 教育委員会 | 答申 | H5. 12. 2 | 処分は妥当 | (棄却) |
| | | | 決定 | H6. 1.20 | | |
| | | | 申立 | H4. 7.31 | | |
| 2 | 職員会議録記載内容一部 | 教育委員会 | 諮問 | H4. 8. 5 | 一部を除いて | 答申どおり |
| ~ | 開示の件 | | 答申 | H7. 1. 5 | 開示が妥当 | (一部変更) |
| | | | 決定 | H7. 4.25 | | |
| | | | 申立 | H4. 9.11 | | |
| 3 | 平成元年5月1日、平成 2年3月初めころの打ち | 教育委員会 | 諮問 | H4. 9.24 | 教育委員会の | 答申どおり |
| 3 | 合わせ記録不存在の件 | 教育安良云 | 答申 | H8. 1. 9 | 処分は妥当 | (棄却) |
| | ロイノビ 記述がいず エッノー | | 決定 | H8. 1.30 | | |
| | | | 申立 | H4. 10. 27 | | |
| 1 | 4 指導要録一部開示の件 | 教育委員会 | 諮問 | H4. 11. 13 | 開示が妥当 | 答申どおり (変更) |
| 4 | | | 答申 | H7. 9.18 | 囲かか女ヨ | |
| | | | 決定 | H7. 10. 25 | | |
| | | | 申立 | H5. 5.10 | | |
| 5 | 投道亜銀―並問テの# | 一部開示の件教育委員会 | 諮問 | H5. 5.19 | 開示が妥当 | 答申どおり |
| | 11年女外 印册小V/广 | | 答申 | H6. 10. 28 | 別がか安日 | (変更) |
| | | | 決定 | H7. 4.25 | | |
| | | | 申立 | H5. 8. 3 | | |
| 6 | 福祉関係の一部開示の件 | 市長 | 諮問 | H5. 8.12 | | |
| | | אד ווו | 取下 | H5. 12. 17 | | |
| | | | | | | |
| | | | 申立 | H9. 7. 1 | | |
| 7 | 指導要録所見欄不訂正の | 教育委員会 | 諮問 | Н9. 7.16 | 一部を除いて削除 | 答申と相違 |
| ′ | 件 | 秋月女只五 | 答申 | H10. 12. 24 | が妥当 | (棄却) |
| | | | 決定 | H13. 12. 19 | | |

| 諮問 番号 | 異議申立て事案 | 実施機関 | 年 | 月日 | 審査会の答申内容 | 異議申立てに 対 す る 決 定 | |
|----------|---------------------------|---------------|----|-------------|-------------|---------------------|--|
| | | | 申立 | H9. 7.18 | | | |
| Q | 8 教諭3名に対する事情聴 取記録不存在の件 | 教育委員会 | 諮問 | H10. 2.25 | 教育委員会の処分 | 答申どおり (棄却) | |
| | | 数日安貝五 | 答申 | H10. 10. 19 | は妥当 | | |
| | | | 決定 | H10. 11. 26 | | | |
| | | | 申立 | H11. 5. 6 | | 答申どおり (一部変更) | |
| 9 | 教育委員会協議会記録 | 教育委員会 | 諮問 | H11. 5.18 | 一部を除いて開示 | | |
| | 不開示の件 | 秋月 女兵五 | 答申 | H12. 7.28 | が妥当 | | |
| | | | 決定 | H12. 8.29 | | | |
| | | | 申立 | H18. 6.23 | | 答申どおり (棄却) | |
| 10 | 10 戸籍謄・抄本等請求書 一部開示の件 | 市長 | 諮問 | H18. 6.30 | 市長の処分は妥当 | | |
| 10 | | 177 12 | 答申 | H18. 12. 25 | | | |
| | | | 決定 | H18. 12. 27 | | | |
| | | | 申立 | H18. 7. 18 | | 答申どおり (棄却) | |
| 11 | 戸籍謄・抄本等請求書 | 市長 | 諮問 | H19. 1.11 | 市長の処分は妥当 | | |
| '' | 一部開示の件 | | 答申 | H19. 3.29 | | | |
| | | | 決定 | H19. 3.30 | | | |
| | | | 申立 | H19. 10. 23 | | 答申どおり | |
| 12 | 住民票写し等請求書 | 市長 | 諮問 | H19. 11. 8 | 市長の処分は妥当 | | |
| '- | 一部開示の件 | ,,, <u>K</u> | 答申 | H20. 5. 12 | 11200201623 | (棄却) | |
| | | | 決定 | H20. 5. 15 | | | |
| | 13 福祉関係記録等一部開示 | | 申立 | R4. 8.29 | | | |
| 13 | | 市長 | 諮問 | R4. 11. 15 | 市長の処分は妥当 | | |
| | の件 | ,,, <u>L</u> | 答申 | R6. 3.15 | | | |
| | | | 決定 | | | | |
| | 福祉関係記録等一部開示 の件 | | 申立 | R4. 10. 31 | | | |
| 14 | | 市長 | 諮問 | R5. 3.16 | 一部を除いて開示 | | |
| | | | 答申 | R6. 3.15 | が妥当 | | |
| | | | 決定 | | | | |

(5) 個人情報保護審査会の状況

令和5年度は、諮問第13号及び第14号の事案についての審議を行いました。個人情報 保護審査会の開催状況は、次のとおりです。【表-10A】【表-10B】

【表-10A】個人情報保護審査会開催状況

| 諮問番号 | 日時 | 審議内容等 |
|------|------------|---|
| | R5. 5.16 | 諮問第 13 号「本人に係る個人情報の第三者へ提供及び第三者からの取得情報の一部開示決定の件」の事案の審議 |
| | R5. 6.23 | 事案の審議 |
| | R5. 9.11 | 事案の審議 |
| 13 | R5. 10. 19 | 事案の審議 |
| | R5. 11. 27 | 答申案の検討 |
| | R6. 1.31 | 答申案の検討 |
| | R6. 3.13 | 答申案の検討 |
| | R5. 5.16 | 諮問第 14 号「本人に係る個人情報の第三者へ提供及び第三者からの取得情報の一部開示決定の件」の事案の審議 |
| | R5. 6.23 | 審査請求人による意見陳述及び実施機関への聴き取り及び事案の審議 |
| | R5. 9.11 | 事案の審議 |
| 14 | R5. 10. 19 | 事案の審議 |
| | R5. 11. 27 | 答申案の検討 |
| | R6. 1.31 | 答申案の検討 |
| | R6. 3.13 | 答申案の検討 |

【表-10B】個人情報保護審査会委員(令和6年3月31日現在)

| 氏 | 名 | 職業 | 役職名 | その他 |
|----|-----|-----------------|---------|-----------------|
| 林 | 良英 | 小田原市社会福祉協議会常務理事 | 会長 | 2期目(令和3年4月1日~) |
| 三川 | 真由美 | 弁護士 | 会長職務代理者 | 9期目(平成19年4月1日~) |
| 嘉藤 | 亮 | 神奈川大学法学部教授 | 委員 | 4期目(平成29年4月1日~) |
| 塩原 | 真理子 | 東海大学法学部准教授 | 委員 | 8期目(平成21年4月1日~) |
| 伊奈 | 誠司 | 弁護士 | 委員 | 3期目(平成31年4月1日~) |

資料

1 情報公開審査会の答申

令和5年(2023年)6月20日

審查庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会 会 長 林 良英

公文書不存在決定処分に対する審査請求について (答申)

令和4年(2022年)11月24日付け事業第245号で諮問(諮問第35号)のあった公文 書不存在決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求(以下「本件請求」という。)に対し、小田原市長(以下「実施機関」という。)が行った公文書不存在決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消し、「神奈川県競輪主催者連絡協議会へ納付した分担金に係る文書(納付日が確認できる文書を含む。)」を請求対象文書として特定した上で、改めて公開又は非公開の決定を行うことが適当である。

第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和4年8月15日付けで、小田原市情報公開条例(以下「条例」という。)第7条第1項の規定に基づき、「小田原市がFIジャパンカップ加盟施行者協議会の分担金(令和3年度分及び令和4年度分)を納付したことが分かる書類。(納付日がわかる書類を含む)」(以下「本件文書」という。)について、本件請求を実施機関に対し行った。

第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和4年8月26日付けで本件処分を行った。
- 2 本件処分は、公文書を保有していない理由を「小田原市は、FIジャパンカップ 加盟施行者協議会に対し、分担金を納付していないため。」とした。
- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和4年9月7日付けで、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき、審査庁(小田原市長)に対し、審査請求書を提出した。

第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和4年9月22日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和4年9月27日付けで弁明書等を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和4年10月5日付けで弁明書を送付すると共に、 反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は審査庁に対し、反論書は提出しなかった。
- 5 審査庁は当審査会に対し、令和4年11月24日付けで諮問書を提出した。

第5 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を変更して、F I ジャパンカップ加盟施行者協議会(以下「J C 協議会」という。) への分担金納付に係る公文書の公開を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) JC協議会規則では、第2条の目的に、「JC協議会は、FIジャパンカップの開催に加盟する競輪施行者(以下「会員」という。)相互の緊密な連絡を図り相互提携してFIジャパンカップの円滑な運営と発展を期することを目的とする。」とし、第9条の経費に、「JC協議会の経費は次に掲げるものをもってこれに充てる。(1)分担金(2)その他の収入」とし、第10条の分担金に、「前条の分担金については、一年度一会員10万円とする。」とし、第11条の協賛金に、「JC協議会は、FIジャパンカップの開催にあたり開催を実施する会員に対し1開催10万円を協賛金として支出する。」としている。
- (2) 会員である小田原市はJC協議会への分担金を一年度 10 万円支出しているはずである。
- (3) 小田原市では直近2回の分として、令和元年6月17日と令和3年7月16日を 初日とするFIジャパンカップが開催されている。
- (4) 令和元年6月17日の開催時には、平成31年3月25日に小田原競輪開催執務 委員長が10万円を受領し、令和2年3月31日に調定しており、令和3年7月16 日の開催時には、経緯等は不明であるが、小田原市が自ら受け取るべき協賛金10 万円を委託事業者に支払うよう協議会へ依頼したとのことである。
- (5) 会員の分担金を原資とした協賛金の支出を受けていることからしても、小田原 市が会員であることは明らかであり、「分担金を納付していない」ということはあ り得ない。
- (6) よって公文書不存在という決定は誤りである。

第6 実施機関の主張の要旨

1 弁明書の要旨

小田原市は、JC協議会の会員として加盟しているが、全国競輪施行者の内、7

施行者で構成する南関東競輪者連絡協議会(以下「南関東協議会」という。)が、小田原市を含めた7施行者の分担金を負担しているため、小田原市は分担金を納付していない。

- 2 令和5年1月19日に実施した実施機関への聴き取りによる実施機関主張の要旨
 - (1) F I ジャパンカップを開催する施行者に対し、J C 協議会から 10 万円の協賛金が支払われているが、これはJ C 協議会に加盟している 12 施行者のうち、7 施行者で構成する南関東協議会及びその他 5 施行者からの分担金を原資としている。
 - (2) 南関東協議会においては、神奈川県内の競輪施行者3者(川崎市、平塚市及び 小田原市)で構成する神奈川県競輪主催者連絡協議会(以下「神奈川県協議会」 という。)、静岡県内の競輪施行者2者(伊東市及び静岡市)で構成する静岡県競 輪主催者連絡協議会及び千葉県内の競輪施行者2者(千葉市及び松戸市)で構成 する千葉県競輪主催者連絡協議会の各県競輪主催者連絡協議会から、それぞれ分 担金を徴収している。
 - (3) 小田原市は神奈川県内の競輪施行者として、神奈川県協議会に加盟し、分担金を支出している。
 - (4) J C 協議会分担金は、南関東協議会が、加盟 7 施行者分を負担しており、小田原市が直接、J C 協議会分担金を支出しているものではない。

第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書及び令和5年1月19日 実施の実施機関への聴き取り並びに関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件文書について

審査請求人は、公文書公開請求書において、当該請求に係る公文書について、「小田原市がFIジャパンカップ加盟施行者協議会の分担金(令和3年度分及び令和4年度分)を納付したことが分かる書類。(納付日がわかる書類を含む)」と表現している。

これに対し、実施機関は、直接はJC協議会に分担金を支出していないことから、 本件文書は不存在であると判断している。

2 本件文書における分担金に関する原資等の事務処理について

当審査会は実施機関に対し、本件文書における分担金に関し、小田原市が関係団体等に分担金の原資となる金額を支出し、当該JC協議会に至り、小田原市へ協賛金が支給されるまでの流れをまとめた資料(小田原市の予算額、関係団体への支出額、支出方法等)及び関係書類の提出を求めた。

その上で、実施機関への聴き取り調査をした結果、小田原市が神奈川県協議会に 分担金を支出し、神奈川県協議会が小田原市を含む3市から納付された分担金を原 資にして南関東協議会に分担金を支出し、南関東協議会が神奈川県協議会を含む3 県の協議会から納付された分担金を原資にしてJC協議会に分担金を支出している ことが認められた。

3 本件文書の存否について

当審査会は、上記で述べたとおり、実施機関への聴き取り調査を行い、実施機関が主張するとおり、小田原市が直接JC協議会へ分担金を支出していないことを確認した一方で、小田原市はJC協議会の会員として加盟しており、小田原市が神奈川県協議会に支出した分担金の一部が、南関東協議会を経由してJC協議会の分担金となっていることを確認した。

審査請求人は、JC協議会規則から判断して、小田原市がJC協議会へ分担金を支出していると考え、本件請求を行っており、公開請求の意図は、小田原市がJC協議会の会員として分担の義務を履行しているか確認したいとの趣旨であると判断できる。

したがって、上記で述べた J C 協議会分担金の仕組み自体を考慮し、「神奈川県競輪主催者連絡協議会へ納付した分担金に係る文書(納付日が確認できる文書を含む。)」を請求対象文書として特定した上で、改めて公開又は非公開の決定を行うことが適当であると判断する。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第8 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

| 年月日 | 経過内容 |
|------------|-------------------------------|
| 令和4年11月24日 | 審査庁からの諮問書を受付 |
| 令和4年12月1日 | 第82回情報公開審査会 事案の審議 |
| 令和5年1月19日 | 第 83 回情報公開審査会 実施機関への聴き取り及び事案の |
| | 審議 |
| 令和5年3月28日 | 第 84 回情報公開審査会 答申案の検討 |
| 令和5年5月16日 | 第 85 回情報公開審査会 答申案の検討 |

令和6年(2024年)3月15日

審查庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会 会 長 林 良英

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

令和5年(2023年)9月4日付け事業第196号で諮問(諮問第36号)のあった公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求(以下「本件請求」という。)に対し、小田原市長(以下「実施機関」という。)が、本件請求の対象となる公文書を「神奈川県競輪主催者連絡協議会への支出に関する書類。現存する年度分全て(平成29年度分から令和4年度分まで)」と特定(以下「特定公文書」という。)した上で、行った公文書一部公開決定処分(以下「本件処分」という。)は妥当である。

第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和5年2月14日付けで、小田原市情報公開条例(以下「条例」という。)第7条第1項の規定に基づき、「南関東競輪主催者連絡協議会を経由してFIジャパンカップ加盟施行者協議会へ支払った10万円を含む、神奈川県競輪主催者連絡協議会への支出に関する書類。現存する年度分全て。」について、本件請求を実施機関に対し行った。

第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和5年3月1日付けで本件処分を行い、特定公 文書を公開した。
- 2 実施機関は、公文書一部公開決定通知書(以下「決定通知」という。)の「公開請求に係る公文書の内容」欄に、「神奈川県競輪主催者連絡協議会への支出に関する書類。現存する年度分全て(平成29年度分から令和4年度分まで)。」と記載し、続けて「※小田原市から神奈川県競輪主催者連絡協議会への負担金は、FIジャパンカップ加盟施行者協議会の分担金10万円は算出根拠に含まれていないが、請求書は小田原市から神奈川県競輪主催連絡協議会へ負担金を支払ったことがわかる文書を求めているものとして、特定した。」と記載した。
- 3 実施機関は、決定通知の「公開をしない部分の概要」欄には、「印影及び口座情報」 と記載し、「公開をしない理由」欄には、「小田原市情報公開条例第8条第2号 法人 その他団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の正当な利益 を害するおそれがあるため。」と記載した。
- 4 審査請求人は、決定通知における公開請求に係る公文書の内容について、「10 万を含む」との記載が削除されており、求める公文書を公開したことにはならないと

し、令和5年3月29日付けで、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき、審査庁(小田原市長)に対し、審査請求書を提出した。

第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和5年4月28日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和5年5月9日付けで弁明書等を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和5年5月11日付けで弁明書を送付すると共に、 反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は審査庁に対し、令和5年6月11日付けで反論書を提出した。
- 5 審査庁は当審査会に対し、令和5年9月4日付けで諮問書を提出した。

第5 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

「南関東競輪主催者連絡協議会を経由してFIジャパンカップ加盟施行者協議会へ支払った 10 万円を含む、神奈川県競輪主催者連絡協議会への支出に関する書類。」に該当する公文書の公開を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書及び弁明書に対する反論書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおなれ次のとおりである。

- (1) F I ジャパンカップ加盟施行者協議会(以下「J C 協議会」という。) への分担金 10 万円は、小田原市から神奈川県競輪主催者連絡協議会(以下「神奈川県協議会」という。)、南関東競輪主催者連絡協議会(以下「南関東協議会」という。)、 J C 協議会へという流れで支払われたものと考えられる。
- (2) 小田原市が神奈川県協議会へ何らかの支出をしていれば、その支出には 10 万円の分が含まれているはずである。
- (3) 審査請求人は、「10万円を含んでいる」という「事実」の確認として公文書公開請求したものであり、「算出根拠に含まれているかいないか」などは一切求めていない。
- (4) 審査請求人の請求はあくまでも「10万円を含む」、神奈川県協議会への支出であり、「10万円を含む」を外してしまっては、審査請求人の求める文書にはなり

得ず、公開したことにはならない。

- (5) JC協議会規則では、分担金として、「1年度1会員 10 万円とする。」とし、協 賛金として、「FIジャパンカップの開催にあたり開催を実施する会員に対し1 開催 10 万円を協賛金として支出する。」と定められている。平成 29 年度、令和元 年度、令和3年度に協賛金を請求している小田原市は会員であり分担金を支払っ ているはずである。
- (6) 以前小田原市が作成した「協議会への分担金支出及び協賛金が市へ支給されるまでの流れ」の図においても、小田原市が神奈川県協議会へ支出した分担金が南関東協議会への分担金となり、南関東協議会からJC協議会への分担金となっていることは誰の目にも明らかであり、会員である小田原市が支出すべき分担金10万円は、小田原市が神奈川県協議会へ支出した分担金の一部であることは明白である。

第6 実施機関の主張の要旨

弁明書によると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は、小田原市が神奈川県協議会に対し支出する負担金に、JC協議会の分担金10万円を含んでいることの事実の確認として文書の公開を求めているが、南関東協議会がJC協議会へ支払った10万円は、神奈川県協議会及び南関東協議会を構成する神奈川県以外の競輪主催者からの負担金から支出されているものであり、小田原市が神奈川県協議会に支出している負担金は、決定通知において示したとおり、JC協議会の分担金は算出根拠に含まれていない。
- 2 公文書公開請求においては、「南関東競輪主催者連絡協議会を経由してFIジャパンカップ加盟施行者協議会へ支払った 10 万円を含む、神奈川県競輪主催者連絡協議会への支出に関する書類」を請求していることから、JC協議会へ支払った 10 万円を含む、含まないにかかわらず、小田原市が平成 29 年度から令和 4 年度に神奈川県協議会へ支払った文書を公開したものである。

第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、審査請求人の反論書及び関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のよ

うに判断する。

なお、審査請求人と実施機関の間には、公開をしない部分に関して争いはないため、 本件に関しては、本件請求に係る対象公文書の特定のみを審査する。

- 1 本件請求に係る対象公文書の特定について
 - (1) 分担金に関する原資等の事務処理について

当審査会は、諮問第35号(令和5年(2023年)6月20日付け情審第2号答申)に係る審議において、実施機関から、JC協議会における分担金に関し、小田原市が関係団体等に分担金の原資となる金額を支出し、当該JC協議会に至り、小田原市へ協賛金が支給されるまでの流れをまとめた資料の提出を受け、小田原市が神奈川県協議会に分担金を支出し、神奈川県協議会が小田原市を含む3市から納付された分担金を原資にして南関東協議会に分担金を支出し、南関東協議会が神奈川県協議会を含む3県の協議会から納付された分担金を原資にしてJC協議会に分担金を支出していることを確認した。

(2) 対象公文書の特定について

当審査会は、小田原市はJC協議会の会員として加盟しており、上記(1)で述べたとおり、小田原市が神奈川県協議会に支出した分担金の一部が、南関東協議会を経由してJC協議会の分担金となっていることを確認している。

その上で、当審査会において、特定公文書を実際に見分したところ、特定公文 書は、神奈川県協議会の分担金請求書及び協議会分担金の支出関係書類であるこ とから、本件請求に係る対象公文書を特定公文書としたことに不合理な点はない。

したがって、実施機関が、本件請求の対象となる公文書を「神奈川県競輪主催 者連絡協議会への支出に関する書類。現存する年度分全て(平成29年度分から令 和4年度分まで)」と特定した上で、行った公文書一部公開決定処分は妥当である。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第8 付言

当審査会の結論は、上記のとおりであるが、次のとおり付言する。

当審査会において、特定公文書を実際に見分したところ、特定公文書の一つとした神奈川県協議会の分担金請求書には、分担金として開催割分担金及び所属選手割分担

金との記載があり、実施機関がJC協議会の分担金 10 万円は算出根拠に含まれていないと決定通知に記載したことは理解できるものである。

しかし、当市における情報公開の手続においては、基本的には、公開請求書に記載された「公開請求に係る公文書の内容」を、そのまま決定通知書に転記する運用がなされてきた。このことを踏まえると、実施機関が「10万円を含む」との記載を決定通知であえて除外した点について、審査請求人に対しての説明及び調整が不足していたことは否めない。

ついては、実施機関には、公開を請求する市民の権利が十分に尊重されるようにするとともに、わかりやすい説明及び調整等が図られるよう要望するものである。

第9 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

| 年月日 | 経過内容 |
|------------|----------------------|
| 令和5年9月4日 | 審査庁からの諮問書を受付 |
| 令和5年10月13日 | 第 86 回情報公開審査会 事案の審議 |
| 令和5年11月27日 | 第 87 回情報公開審査会 事案の審議 |
| 令和6年1月31日 | 第 88 回情報公開審査会 答申案の検討 |
| 令和6年3月13日 | 第 89 回情報公開審査会 答申案の検討 |

令和6年(2024年)3月15日

審查庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会 会 長 林 良英

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について(答申)

令和5年(2023年)9月4日付け事業第201号で諮問(諮問第37号)のあった公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

小田原市長(以下「実施機関」という。)が、令和5年4月28日付けで行った公文書一部公開決定処分(以下「本件処分1」という。)及び令和5年5月1日付けで行った公文書一部公開決定処分(以下「本件処分2」という。)に対する審査請求(以下「本件審査請求」という。)は、審査請求することができない事項について申し立てがなされていると認められるので、実施機関は、これを却下すべきである。

第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和5年4月13日付けで、小田原市情報公開条例(以下「条例」という。)第7条第1項の規定に基づき、「小田原競輪における令和元年度の宣伝・広告・ファンサービス業務の委託料支出に関する書類。(契約書・支出命令等)」(以下「本件文書1」という。)について、公文書公開請求(以下「本件請求1」という。)を実施機関に対し行った。

また、審査請求人は、令和5年4月 17 日付けで、条例第7条第1項の規定に基づき、「競輪事業において、令和元年度にコロナウィルス感染拡大防止のため無観客開催となった開催で、観客を入れていたら支出していたと思われる額と、実際に支出していた額の差額と、無観客開催による減額の算出根拠のわかる資料。」(以下「本件文書2」という。)について、公文書公開請求(以下「本件請求2」という。)を実施機関に対し行った。

第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求1に対し、令和5年4月28日付けで本件処分1を行った。
- 2 本件処分1の通知書の「公開文書の公開日時」欄には、「令和5年5月12日(金) 以降」と記載した。
- 3 実施機関は、本件請求2に対し、令和5年5月1日付けで本件処分2を行った。
- 4 本件処分2の通知書の「公開文書の公開日時」欄には、「令和5年5月12日(金) 以降」と記載した。
- 5 審査請求人は、本件処分1及び本件処分2について、いずれも「公文書の公開日時が令和5年5月12日以降となっており、本件処分1の通知日(令和5年4月28日)から数えると、土日を除いて7日間を要している。公開の遅延は嫌がらせに他

ならない。正当な理由のない遅延は条例に反する行為である。実施機関に対し、猛省と、今後このようなことを行わないという確約を求める。」として、令和5年5月15日付けで、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき、審査庁(小田原市長)に対し、審査請求書を提出した。

第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和5年6月20日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和5年7月20日付けで弁明書等を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和5年7月24日付けで弁明書を送付すると共に、 反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は審査庁に対し、令和5年8月1日付けで反論書を提出した。
- 5 審査庁は当審査会に対し、令和5年9月4日付けで諮問書を提出した。

第5 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

公文書の公開の遅延は嫌がらせに他ならない。正当な理由のない遅延は条例に反する行為である。実施機関に対し、猛省と、今後このようなことを行わないという 確約を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公開の遅延は嫌がらせに他ならない。
- (2) 正当な理由もなく、いたずらに公開を先延ばししたものであり、特定の市民に対する差別的な扱い、嫌がらせである。
- (3) 条例第 14 条では、「実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに、公開請求 者に対し、公文書の公開をしなければならない。」と定めており、正当な理由のな い遅延は条例に反する行為である。
- (4) 実施機関に対し、猛省と、今後このようなことを行わないという確約を求める。
- (5) 決定通知においては、実施機関から「公開日はいつにしますか。」といった相談があったわけではない。

- (6) 公開請求者からの特段の意思表示がない状況で、通知から公開までに土日祝日 を除いて7日間を要した事例があるのか。
- (7) 他の部署を含めた過去の公文書公開決定通知書を閲覧したところ、ほとんどの 事案で決定通知日と同日若しくは次の平日に公開日が設定されていた。

第6 実施機関の主張の要旨

弁明書によると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は、公文書の公開日が不当に遅いことが特定の差別としているが、公文書公開決定通知書の日付については、公開する文書の内容、範囲を決定した日付であり、文書の公開が可能となる日付ではない。
- 2 公開決定の日がゴールデンウィーク期間中であったことを踏まえ、文書の公開に 必要な期間を設定したものである。
- 3 特定の市民に対する差別的な扱い、嫌がらせという認識はない。

第7 審査会の判断

条例第 17 条は、公開請求に係る公文書の公開をする旨又はしない旨の決定(以下「諾否決定」という。)に対して審査請求があったときは、実施機関は、当該審査請求が、「不適法であり却下する場合」及び「裁決で審査請求の全部を認容する場合」を除き、遅滞なく、当審査会に諮問しなければならないと定めている。

そして、当審査会は、諾否決定に係る審査請求につき実施機関からの諮問に応じて 調査審議し、その結果を報告する役割を担っている。

そこで、当審査会では、実施機関からの諮問に応じて、審査請求人の審査請求書、 実施機関の弁明書、審査請求人の反論書及び関係資料に基づき審議した。

本件審査請求の趣旨は、公文書公開時期を不当に遅延させたとの認識のもと、実施機関に対し、猛省と、今後このようなことを行わないという確約を求めるものである。

したがって、本件審査請求については、実施機関が行った諾否決定について争うものではなく、実施機関に対する要望を述べているに過ぎず、審査請求することができない事項について申し立てがなされていると認められるので、実施機関は、これを却下すべきである。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第8 付言

当審査会の結論は、上記のとおりであるが、次のとおり付言する。

本来、請求者と調整し公文書公開の実施日を決めている運用を踏まえると、実施機 関が日程調整を省き、本件処分1及び本件処分2の通知をしたことは、適切な対応で はなかったと言える。

ついては、実施機関は、請求者とのコミュニケーションを密にし日程調整をすると ともに、速やかに公文書の公開が図られるよう要望するものである。

第9 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

| 年月日 | 経過内容 |
|------------|----------------------|
| 令和5年9月4日 | 審査庁からの諮問書を受付 |
| 令和5年10月13日 | 第86回情報公開審査会 事案の審議 |
| 令和5年11月27日 | 第87回情報公開審査会 事案の審議 |
| 令和6年1月31日 | 第 88 回情報公開審査会 答申案の検討 |
| 令和6年3月13日 | 第89回情報公開審査会 答申案の検討 |

2 個人情報保護審査会の答申

令和6年(2024年)3月15日

審查庁 小田原市長 様

小田原市個人情報保護審査会 会 長 林 良英

保有個人情報一部開示決定処分に対する審査請求について(答申)

令和4年(2022年)11月15日付け福政第275号で諮問(諮問第13号)のあった保有個人情報一部開示決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

審査請求人の保有個人情報開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、小田原市 長(以下「実施機関」という。)が行った保有個人情報一部開示決定処分(以下「本件 処分」という。)については、妥当である。

第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和4年7月8日付けで、小田原市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第15条第1項の規定に基づき、自己の個人情報のうち、「第三者へ個人情報の提供及び取得の記録(医療機関を含む)」(以下「本件情報」という。)について、本件請求を実施機関に対し行った。

なお、本件情報は、審査請求人に係る福祉事業関連システムに記録されている内容 及び医師から提出された調査票である。

第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和4年7月25日付けで本件処分を行った。
- 2 本件処分は、開示をしないとした部分の概要を「医師及び法人代表者の印影、関係機関から任意に提供された情報」とし、開示をしないとした理由を「条例第 17 条第 3 号に該当し、開示することにより、事業を営む個人及び法人の権利利益を害するおそれがあるため」とした。
- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和4年8月29日付けで、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき、審査庁(小田原市長)に対し、審査請求書を提出した。

第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和4年9月2日付けで弁明書の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和4年9月14日付けで弁明書を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和4年9月29日付けで弁明書を送付すると共に、 反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は、審査庁に対し、令和4年10月21日付けで反論書を提出した。
- 5 審査庁は当審査会に対し、令和4年11月15日付けで諮問書を提出した。

第5 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨 本件処分を取り消して、全部開示の裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書、反論書、令和5年1月19日実施の審査請求人の意見陳述及び質疑応答並びに同日提出された意見書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関が主張する開示しないとの条件で任意に受けた事実は確認ができない。 仮に任意提供であっても、審査請求人の個人情報であるため開示されるべき である。
- (2) 実施機関は、杜撰な個人情報の取扱いと管理を行っているため、審査請求人は、個人情報を確認する必要がある。
- (3) 実施機関が保有している審査請求人の情報は、取得方法が違法である。
- (4)審査請求人は、福祉関係の事業者(以下「福祉事業者」という。)及び実施機関に、自己の個人情報がどのように取り扱われていたのか知る権利がある。
- (5) 実施機関が福祉事業者から収集した情報は、本人の同意がなく福祉事業者から 提供されたものである。
- (6) 審査請求人は、実施機関の個人情報に対する認識不足、教育不足、維持管理不 足により個人の権利利益を侵害された。
- (7) 実施機関から審査請求人の個人情報が漏えいし、審査請求人が利用している医療機関や福祉事業者に拡散されてしまい、不当な差別的扱いを受けた。実施機関の個人情報の不当な取扱いを確認するため、個人情報の開示を求める。

第6 実施機関の主張の要旨

弁明書、令和5年1月19日に実施した実施機関への聴き取りによると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求人が利用していた福祉事業サービスについては、厚生労働省から通知された運営要領に基づき実施している。利用者に係る個人情報の提供及び収集については、本人の同意を得た上で行うところ、審査請求人は、福祉事業サービスの本来の利用者である被保険者ではなく、被保険者とみなす取扱いを受けている。そのた

め、審査請求人については、当該個人情報の提供及び収集を行うに際して、必ずし も同意を要するものではない。

2 開示をしないとした部分は、公にしないことで、福祉事業者から情報提供を受けているものであり、当該情報は、実施機関にとって福祉事業の適正な実施のためには必要不可欠なものである。したがって、当該情報を公にすることは、実施機関及び福祉事業者並びに実施機関及び審査請求人との信頼関係を損なうおそれがあることはもとより、当該福祉事業者の権利利益を害するおそれがあるため、その合理性は認められるものであり、不開示とするべきである。

第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、審査請求人の反論書、 令和5年1月19日実施の審査請求人の意見陳述及び質疑応答並びに同月同日実施の 実施機関への聴き取りに基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、 以下のように判断する。

なお、当審査会の判断は、本件処分の妥当性に係るものであることから、審査請求 人及び実施機関が各々主張する個人情報の取扱いに関する問題については、当審査会 では取り扱わない。

1 開示をしないとした理由に掲げた条例第 17 条第 3 号アの解釈

実施機関は、本件処分において開示をしないとした理由に、条例第 17 条第 3 号を 掲げている。そこで、まず当該規定に関する当審査会の認識を示すこととする。

条例第17条第3号は、「法人等に関する情報又は当該開示の請求に係る保有個人情報の本人以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。」とし、同号アで「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

当該規定における「権利」とは、法的保護に値するすべての権利をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人(以下「法人等」という。)の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」とは、法人等の運営上の地位を広く含むものである。

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等の種類、性格、権

利利益の内容又は性質等に応じ、当該法人等の憲法上の権利の保護の必要性や当該 法人等と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。なお、この「お それ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋 然性が求められるものである。

2 開示をしないとした部分の条例第 17 条第 3 号アの該当性について

条例は第1条の目的条項において、「自己の個人情報の開示を請求する権利」を保障し、第17条において、「開示請求に対する開示義務」を明らかにし、その例外として不開示情報を個別に定めている。

したがって、保有個人情報の不開示情報該当性については、条例の目的や趣旨を 考慮し、客観的かつ合理的に判断する必要がある。

これらを踏まえ、本件情報のうち、開示をしないとした部分の不開示情報該当性 について検討していく。

なお、開示をしないとした部分は、「医師及び法人代表者の印影、関係機関から任意に提供された情報」の部分である。

当審査会において、開示をしないとした部分を実際に見分したところ、審査請求人に係る福祉事業関連システムに記録されている部分には、福祉事業者と市担当者との間での福祉事業者の事務あるいは業務に関する内容が記載されていた。当該内容を開示した場合、当該福祉事業者の円滑な業務の遂行に支障が生じ、福祉事業者としての運営上の支障が生じるおそれがあることから、第3号アに該当するものと認められる。

また、医師から提出された調査票には、医師の印影があり、当該印影部分については、第3号アに該当するものと認められる。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第8 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

| 年月日 | 経過内容 |
|------------|-----------------------------|
| 令和4年11月15日 | 審査庁からの諮問書を受付 |
| 令和4年12月1日 | 第71回個人情報保護審査会 事案の審議 |
| 令和5年1月19日 | 第72回個人情報保護審査会 審査請求人の口頭意見陳述、 |
| | 実施機関への聴き取り及び事案の審議 |
| 令和5年3月28日 | 第73回個人情報保護審査会 事案の審議 |
| 令和5年5月16日 | 第74回個人情報保護審査会 事案の審議 |
| 令和5年6月23日 | 第 75 回個人情報保護審査会 事案の審議 |
| 令和5年9月11日 | 第 76 回個人情報保護審査会 事案の審議 |
| 令和5年10月19日 | 第77回個人情報保護審査会 事案の審議 |
| 令和5年11月27日 | 第 78 回個人情報保護審査会 答申案の検討 |
| 令和6年1月31日 | 第 79 回個人情報保護審査会 答申案の検討 |
| 令和6年3月13日 | 第80回個人情報保護審査会 答申案の検討 |

令和6年(2024年)3月15日

審查庁 小田原市長 様

小田原市個人情報保護審査会 会 長 林 良英

保有個人情報一部開示決定処分に対する審査請求について(答申)

令和5年(2023年)3月16日付け福政第414号で諮問(諮問第14号)のあった保有個人情報一部開示決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

審査請求人の保有個人情報開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、小田原市 長(以下「実施機関」という。)が行った保有個人情報一部開示決定処分(以下「本件 処分」という。)については、別表に示す部分は開示すべきであり、その余の部分は妥 当である。

第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和4年7月8日付けで、小田原市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第15条第1項の規定に基づき、自己の個人情報のうち、「第三者へ個人情報の提供及び取得の記録(医療機関を含む)」(以下「本件情報」という。)について、本件請求を実施機関に対し行った。

なお、本件情報は、審査請求人に係るケース記録票及び添付資料に記録されている 内容である。

第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和4年7月28日付けで本件処分を行った。
- 2 本件処分は、開示をしないとした部分の概要を「①請求者本人以外の個人又は法人との会話内容に係る記録、②請求者本人以外の個人又は法人から開示しないとの条件で任意に提供された記録、③医師、事業所管理者及び法人代表者印の印影」とし、開示をしないとした理由を次のとおりとした。
 - (1) 条例第 17 条第 3 号に該当し、開示することにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。請求者本人以外の個人又は法人から開示しないとの条件で任意に提供されたものであるため。
 - (2) 条例第 17 条第 5 号に該当し、市等及び国等の内部又は相互間における審議、 検討、協議又は調査研究に関する情報であって、開示することにより、率直な 意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市 民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しく は不利益を及ぼすおそれがあるものであるため。
- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和4年10月31日付けで、行政

不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) に基づき、審査庁 (小田原市長) に対し、審査請求書を提出した。

第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和4年11月7日付けで弁明書の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和4年11月18日付けで弁明書を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和4年11月29日付けで弁明書を送付すると共に、 反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は、審査庁に対し、令和5年1月16日付けで反論書を提出した。
- 5 審査庁は当審査会に対し、令和5年3月16日付けで諮問書を提出した。

第5 審査請求人の主張の要旨

- 1 審査請求の趣旨 本件処分を取り消して、全部開示の裁決を求めるものである。
- 2 審査請求の理由

審査請求書、反論書、令和5年6月23日実施の審査請求人の意見陳述及び質疑応答並びに同日提出された意見書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 個人情報の取得及び提供に対して本人への通知が無かったことがあったため、 必要な限度を超えていないか確認するため、審査請求人の個人情報は開示され るべきである。
- (2) 実施機関が主張する開示しないとの条件で任意に受けた事実は確認ができない。
- (3) 審査請求人は、実施機関及び福祉関係の事業者(以下「福祉事業者」という。) の個人情報の取扱いに対する認識不足から個人の権利利益を侵害された。
- (4) 実施機関に提出する書類に記述する内容は、事業目的の必要限度を超えており、 行き過ぎた個人情報の収集となっている。
- (5) 本件情報には、福祉事業者に提供した情報が含まれており、当該情報を本人に 無断で必要な限度を超えて実施機関に提供することはできない。
- (6) 実施機関が福祉事業者から収集した情報は、本人の同意がなく福祉事業者から 提供されたものであり、違法に収集した情報である。

- (7) 実施機関の職員は、職務上知り得ている個人情報を本人の同意を得ずに福祉事業者に提供しており、これは漏えい行為である。
- (8) 実施機関は、杜撰な個人情報の取扱いと管理を行っているため、審査請求人は、個人情報を確認する必要がある。
- (9) 実施機関と福祉事業者との連絡内容は、審査請求人が依頼した内容であることから、審査請求人に開示すべき情報である。

第6 実施機関の主張の要旨

弁明書、令和5年6月23日に実施した実施機関への聴き取り及び審査会が求めた 提出資料によると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は、実施機関の個人情報の取扱いにおいて違法行為があることをその 主張の前提としているようであるが、実施機関の福祉行政における個人情報の取扱 いの正当性については次のとおりである。
 - (1) 本件情報に記載されている福祉事業者は、法律により、市町村との緊密な連携を図りつつ、福祉事業を効果的に行うよう努める責務を有している。
 - (2) 福祉事業者がその業務を遂行するには、福祉サービス利用者の専門的な評価に 関する記録等を、福祉サービスにおいて必要と考えられる範囲において、市町 村に対し任意に提供する場合も生じ得るものである。
 - (3) 任意に提供を受けた専門的な評価に関する記録を開示されると、自己評価と異なった場合に、福祉事業者と利用者の間に紛争が生じるおそれもあり、このような紛争をおそれて正確な記録がされないことにより、市町村との綿密な連携が著しく妨げられ、適正な福祉サービスの提供に重大な支障が生じることが十分に予想されるというべきである。
 - (4) 実施機関が個人情報を収集するときは、あらかじめ本人に対し、その取扱目的を明示しなければならないとしつつ、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむを得ない必要があるとき、収集の状況からみて取扱目的が明らかであると認められるときをその例外としており、必要な記録の取得については、この例外に該当するものである。
- 2 個人情報の取扱いにおける本人同意については、福祉サービスに関する申請書内に同意欄を設け、署名することで福祉事業者等に関係情報を提示することの同意を

得ているものである。

第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、審査請求人の反論書、令和5年6月23日実施の審査請求人の意見陳述及び質疑応答並びに同月同日実施の実施機関への聴き取り及び関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

なお、当審査会の判断は、本件処分の妥当性に係るものであることから、審査請求 人及び実施機関が各々主張する個人情報の取扱いに関する問題については、当審査会 では取り扱わない。

1 開示をしないとした理由に掲げた条例第17条第3号及び第5号の解釈

実施機関は、本件処分において開示をしないとした理由に、条例第 17 条第 3 号及 び第 5 号を掲げている。そこで、まず当該規定に関する当審査会の認識を示すこと とする。

(1) 条例第17条第3号について

条例第17条第3号は、「法人等に関する情報又は当該開示の請求に係る保有個人情報の本人以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。」とし、同号アで「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

当該規定における「権利」とは、法的保護に値するすべての権利をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人(以下「法人等」という。)の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」とは、法人等の運営上の地位を広く含むものである。

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等の種類、性格、権利利益の内容又は性質等に応じ、当該法人等の憲法上の権利の保護の必要性や 当該法人等と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。なお、 この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護 に値する蓋然性が求められるものである。

また、同号イで「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供

されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているもの」と不開示情報として規定している。

当該規定は、法人等から公にしないとの条件の下に任意で提供された情報について、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。この規定は、「実施機関の要請を受けて」提出されたことが要件となるので、実施機関の要請を受けずに、法人等から提出された情報は含まれない。ただし、実施機関の要請を受けずに、法人等から提出の申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等の側から不開示の条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合は含まれるものである。

「条件」には、実施機関の側から公にしないとの条件を付けて情報提供を要請する場合と法人等の側が実施機関の情報提供の要請に対して公にしないとの条件を付ける場合があるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等において公にしていないことだけでは該当しない。

(2) 条例第17条第5号について

条例第17条第5号は、「市等及び国等の内部又は相互間における審議、検討、協議又は調査研究に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

当該規定における「市等」とは、本市の機関及び小田原市土地開発公社をいい、「国等」とは、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人をいう。

「審議、検討、協議又は調査研究に関する情報」とは、市等及び国等の事務及 び事業について意思決定がされる場合に、その決定に至るまでの過程において討 議、協議、打合せ、検討及び調査研究など、様々なやり取りが行われており、こ れらに関連して作成され又は取得された情報をいう。

「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」と

は、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、不当に率直な 意見の交換が妨げられ、又は中立的な意思決定ができなくなるおそれがあるもの をいい、適正な意思決定手続を確保するために規定している。

「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じされるおそれがあるものをいい、適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる市民への不当な影響が生じないようにするために規定してあるものである。

「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」とは、尚早の時期に事実確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるものをいい、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、市民への不当な影響を生じさせないために規定してあるものである。

2 開示をしないとした部分の不開示情報該当性について

条例は第1条の目的条項において、「自己の個人情報の開示を請求する権利」を保障し、第17条において、「開示請求に対する開示義務」を明らかにし、その例外として不開示情報を個別に定めている。

したがって、保有個人情報の不開示情報該当性については、条例の目的や趣旨を 考慮し、客観的かつ合理的に判断する必要がある。

これらを踏まえ、本件情報のうち、開示をしないとした部分の不開示情報該当性 について検討していく。

なお、開示をしないとした部分は、「①請求者本人以外の個人又は法人との会話内容に係る記録、②請求者本人以外の個人又は法人から開示しないとの条件で任意に 提供された記録、③医師、事業所管理者及び法人代表者印の印影」の部分である。

また、本件情報は、審査請求人に係るケース記録票及び添付資料に記録されている内容であるが、ケース記録票は、日付欄及び内容欄で区分され、内容欄には発言元、会話内容及び事務手続等が記録されており、ケース記録票に資料が添付されている。

(1) 条例第 17 条第 3 号アの該当性について

ア ケース記録票の日付欄及び内容欄(発言元及び事務手続)について

当審査会において、開示をしないとした部分を実際に見分したところ、ケース記録票の日付欄には、内容欄に係る日付が記載されていた。当該日付の部分は、日付だけでは法人等に関する情報に当たるものとは認められない。

また、ケース記録票の内容欄には、会話内容の発言元が各会話内容の冒頭に 記載されていた。当該発言元のうち福祉事業者については、法人等の構成員に 関する情報であるが、審査請求人に関わる者であり、開示することにより、当 該法人等の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。

また、ケース記録票の内容欄には、事務手続に関することが記載されている。 当該事務手続に関することは、法人等に関する情報に当たるものとは認められない。

したがって、ケース記録票の日付欄、ケース記録票の内容欄における会話内容の発言元及び事務手続に関することの記載については、第3号アに該当するものとは認められない。ただし、事務手続のうち福祉事業者の印影部分については、開示することにより、当該法人等の権利利益を害するおそれがあることから、第3号アに該当するものと認められる。

イ ケース記録票の内容欄(発言元と市担当者との会話内容)及び添付資料について

ケース記録票の内容欄には、発言元と市担当者との間での福祉事業者の事務 あるいは業務に関する会話内容が記載されていた。当該会話内容を開示した場 合、当該福祉事業者の円滑な業務の遂行に支障が生じ、福祉事業者としての運 営上の支障が生じるおそれがあるものと認められる。

また、ケース記録票には、福祉事業者から提出された資料が添付されている。 当該添付資料を開示した場合、福祉事業者としての運営上の支障が生じるお それがあるものと認められる。

したがって、ケース記録票の内容欄における発言元と市担当者との会話内容 及び福祉事業者から提出された添付資料については、開示することにより、当 該法人等の権利利益を害するおそれがあることから、第3号アに該当するもの と認められる。

(2) 条例第 17 条第 3 号イの該当性について

開示をしないとした部分については、法人等から公にしないとの条件の下に任

意で提供された情報かつ当該条件が合理的であるものとは認められない。 したがって、第3号イに該当するものとは認められない。

(3) 条例第17条第5号の該当性について

開示をしないとした部分のうち、地方独立行政法人の職員との会話内容が記載されている部分がある。当該会話内容は、市と地方独立行政法人の相互間における審議、検討、協議又は調査研究に関する情報であり、開示することにより、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため、第5号に該当するものと認められる。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第8 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

| 年月日 | 経過内容 |
|------------|-------------------------------|
| 令和5年3月16日 | 審査庁からの諮問書を受付 |
| 令和5年3月28日 | 第73回個人情報保護審査会 事案の審議 |
| 令和5年5月16日 | 第74回個人情報保護審査会 事案の審議 |
| 令和5年6月23日 | 第 75 回個人情報保護審査会 審査請求人の口頭意見陳述、 |
| | 実施機関への聴き取り及び事案の審議 |
| 令和5年9月11日 | 第 76 回個人情報保護審査会 事案の審議 |
| 令和5年10月19日 | 第77回個人情報保護審査会 事案の審議 |
| 令和5年11月27日 | 第 78 回個人情報保護審査会 答申案の検討 |
| 令和6年1月31日 | 第 79 回個人情報保護審査会 答申案の検討 |
| 令和6年3月13日 | 第80回個人情報保護審査会 答申案の検討 |

【別表】開示すべき部分

| 項番 | 開示をすべき部分欄 | 開示をすべき部分 |
|----|------------|----------------------------|
| 1 | ケース記録票の日付欄 | 日付部分 |
| 2 | ケース記録票の内容欄 | 会話内容の発言元のうち福祉事業者の部分 |
| 3 | ケース記録票の内容欄 | 事務手続に関する部分(福祉事業者の印影部分は除く。) |

3 公文書公開請求・個人情報の 開示請求の内容及び処理状況(全件)

| 請求日 | 公開請求の概要(運用状況報告用) | 担当課 | 部局 | 決定 | 非 | 公開制 | 当号 |
|--|--|------------------------|---|--------------------|--------------|-----|-----------|
| 令和5年4月3日 | 発注工事の金入設計書等 | 防災対策課 | 市長 | 公開 | | | |
| <u> </u> | 発注工事の金入設計書等 | 図書館 地域政策課 | 市長 | <u>公開</u> 公開 | - | | + |
| 令和5年4月3日 | <u>発注工事の金入設計書等</u> 発注工事の金入設計書等 | 教育総務課 | 市長市長 | 公開 | + | + | + |
| 令和5年4月3日 | 発注工事の金入設計書等 | 保育課 | 市長 | 公開 | | | |
| 令和5年4月3日 | 発注工事の金入設計書等 | 建設政策課 | 市長 | 公開 | | | |
| 令和5年4月3日 | 建設リサイクル法の届出処理簿 小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る | 建築指導課 | 市長 | 一部公開 | 1 | | |
| 令和5年4月3日 | 「小田原用中向層建築物等の建築及び開光事業にはる初事の調整等に関する条例にはる 様式大号に関する写真の綴り | 開発審査課 | 市長 | 公開 | | | |
| 令和5年4月7日 | 平成5年度要綱外道路相談力一片綴 | 建築指導課 | 市長 | 一部公開 | 1 | | |
| 令和5年4月7日 | 令和2年度小田原市放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザルに係る各提案 | 教育総務課 | 教育委員会 | 取下げ | | | |
| 令和5年4月7日 | 者の業務提案内容 | 消防総務課 | 消防長 | 一部公開 | 1 | | + |
| | 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書 小田原競輪における令和元年度の宣伝・広告・ファンサービス業務の委託料支出に関す | | | | | | _ |
| 令和5年4月13日 | る書類(契約書・支出命令等) | 事業課 | 市長 | 一部公開 | 2 | | |
| | 道路相談カード綴 | 建築指導課 | 市長 | 一部公開 | 1 | | |
| | 競輪事業における算出根拠資料 | 事業課 | 市長 | 一部公開 | 2 | | |
| | <u>発注工事の金入設計書等</u> 発注工事の金入設計書等 | <u>建設政策課</u> 教育総務課 | <u>市長</u> 市長 | <u>公開</u> 公開 | 1 | | - |
| | 小田原市立芦子小学校の構成図、平面図、配置図などの各図面 | 教育総務課 | 教育委員会 | 一部公開 | 1 | H | + |
| 1-18-1-77 | R5年3月21日に小田原三の丸ホール・小ホールで開催された「ふるさと小田原研究会第2 | 2511 2 110 353 (6) | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | B) 1/12 | | | |
| 令和5年4月25日 | 回一般公開講座、北条五代を大河ドラマに!」について ①主催者側から市に提出された小ホール使用のための全ての書類 | 文化政策課 | 市長 | 一部公開 | 1 | | |
| 17/10/1/17/20 | ②イベントを巡り、市民などからの苦情や相談、その他の意見などを示した全ての書類 ③イベントを巡って、市と主催者側とでかわしたメールなどの文面や市の対応について報 | Z I B Z Z K D K | 1,12 | 41-21/11 | | | |
| 令和5年4月26日 | 告した全ての文書 道路相談カード綴 | 建築指導課 | 市長 | 一部公開 | 1 | + | + |
| 令和5年5月1日 | 小田原市公共施設包括管理業務委託プロポーサル受注者の提案書一式 | | 市長 | 一部公開 | | 2 | + |
| 令和5年5月1日 | 三の丸ホールの令和6年月分の大ホール、小ホール、展示室、練習室の予約日、予約団 | 文化政策課 | 市長 | 一部公開 | 1 | | П |
| | 体名、イベント内容がわかるもの。令和5年5月1日時点のもの。 | | | | | - | Ш |
| 令和5年5月1日 | 道路相談カード綴、中心位置同意書、法第42条2項道路後退杭設置申請書 小田百益絵開催業務等句括季託業務以外の業務季託契約で、季託料を家による計算で | 建築指導課 | 市長 | 一部公開 | 1 | + | + |
| 令和5年5月1日 | 小田原競輪開催業務等包括委託業務以外の業務委託契約で、委託料を率による計算で 支払うこととしている委託契約に関する、契約書及び支出関係書類 | 事業課 | 市長 | 一部公開 | 2 | | Ш |
| 令和5年5月1日 | 小田原競輪開催業務等包括委託業務以外の業務委託契約で、委託料を率による計算で 支払うこととしている委託契約に関する、契約書及び支出関係書類 | 企画政策課 | 市長 | 一部公開 | 2 | | |
| 令和5年5月1日 | 小田原競輪開催業務等包括委託業務(契約期間令和4年4月1日から令和9年3月31日までのもの)に関する書類 | 事業課 | 市長 | 一部公開 | 2 | | |
| 令和5年5月2日 | 市道(4874、4875、4876、4877)の供用開始告示文書・位置図・平面図 | 土木管理課 | 市長 | 公開 | - | | _ |
| <u>令和5年5月8日</u> 令和5年5月9日 | 発注工事の金入設計書等 解体等の届出書 | | <u>市長</u> 市長 | 公 <u>開</u> 一部公開 | 1 | | + |
| 令和5年5月9日 | 令和5年4月23日執行小田原市議会議員選挙における候補者が提出した公費負担請求 に関わる請求書、請求内訳書、支払口座振替依頼書(複数費目ある場合は、すべて)及 | 選挙管理委員会事務局 | | 一部公開 | | 5 | |
| A105/55 0 40 0 | び、これらに関わる支出負担行為伺書(公費支出の決裁書)、選挙運動費用収支報告書 | TW C = H | += | *** // 88 | _ | | _ |
| | 生活保護ジャンパー事件に係る関係職員の処分状況について 発注工事の金入設計書等 | <u>職員課</u> 下水道整備課 | 市長市長 | 一部公開 公開 | 1 | | + |
| | 発注工事の金入設計書等 | 消防総務課 | 消防長 | 公開 | 1 | H | + |
| | 発注工事の金入設計書等 | 教育総務課 | 市長 | 公開 | | | |
| | 発注工事の金入設計書等 | 消防総務課 | 消防長 | 公開 | | | |
| | 発注工事の金入設計書等 発注工事の金入設計書等 | <u>教育総務課</u> 保健給食課 | 市長 教育委員会 | <u>公開</u> 公開 | - | | + |
| | 近江工事の並入政計 宣号 要綱外道路相談カード綴、協定道路同意書 | 建築指導課 | 市長 | 一部公開 | 1 | | + |
| | 発注工事の金入設計書等 | みどり公園課 | 市長 | 公開 | Ė | | |
| 令和5年5月25日 | 発注工事の金入設計書等 | 教育総務課 | 市長 | 公開 | | | |
| | 道路位置指定同意書級・道路位置指定復元図 | 建築指導課 | 市長 | 一部公開 | 1 | 0 | |
| | 要綱外道路相談カード綴、道路中心位置同意書 建設リサイクル法の届出処理簿 | <u>建築指導課</u> 建築指導課 | <u>市長</u> 市長 | 一部公開 一部公開 | 1 | 2 | + |
| 令和5年6月1日 | 小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る | 開発審査課 | 市長 | 一部公開 | 1 | | |
| 令和5年6月2日 | 様式大号に関する写真の綴り ・ゼロカーボン・デジタルタウン基本構想策定準備業務報告書 | ゼロカーボン・デジタルタウン推進課 | 市長 | 一部公開 | 1 | Ħ | |
| 令和5年6月10日 | ・ゼロカーボン・デジタルタウン創造事業に係るアドバイザリー業務報告書 小田原市内で起きた高齢者虐待事件に関連し、小田原市が関わった事後検証・事例検証 | ールタワン推進課 高齢介護課 | 市長 | 一部公開 | 1 | | |
| | の経緯や過程、内容や結果の分かる資料や記録 道路相談カード綴、中心位置同意書、建築基準法第42条第2項道路中心位置同意書 | 建築指導課 | 市長 | 一部公開 | | 2 | + |
| | <u>垣路怕談パート級、中心位直问息音、建業基準法第42余第2項追路中心位直问息音</u> ゼロカーボン・デジタルタウン基本構想策定支援業務の公開プロポーサルで優先交渉権 | <u> </u> | | | | | \forall |
| 令和5年6月12日 | 者となったPwCアドバイサリー合同会社の応募内容 | ルタウン推進課 | 市長 | 一部公開 | 1 | 2 | |
| 令和5年6月14日 | | 教育総務課 | 市長 | 公開 | Ľ | П | Ш |
| | <u>発注工事の金入設計書等</u> 発注工事の金入設計書等 | <u>建設政策課</u> 農政課 | 市長市長 | <u>公開</u> 公開 | - | 4 | + |
| | 先注工事の金人設計書寺 小田原市栄町一丁目小田原市No281遺跡の「神奈川県遺跡分布地図」新規搭載に係る | | | | | + | + |
| 令和5年6月15日 | 進達文、通知文」 | 文化財課 | 教育委員会 | 一部公開 | 1 | | Ш |
| 令和5年6月19日 | | 建築指導課 | 市長 | 一部公開 | 1 | 1 | П |
| 令和5年6月19日 | (1)小田原市管轄における簡易専用水道及び小規模貯水槽施設の設置台帳の写し。 (2)(一社)神奈川県保険協会の実績を除く令和4年4月1日から令和5年3月31日までに 実施した「簡易専用水道検査状況報告書」及び「小規模貯水槽水道検査状況報告書」の | 環境保護課 | 市長 | 一部公開 | 1 | 2 | |
| 会和5年8月22日 | 写し。 要綱外道路相談カード綴、建築基準法第43条第1項ただし書空地(協定道路)線形同意書 | 建築指導課 | 市長 | 一部公開 | 1 | 2 | + |
| | 支納外退時怕級刀一下級、建築基準法第43米第1項だだし書至地(励足退時)線形向息書 道路相談カード綴、同意書(中心位置) | <u>建采担导床</u> 建築指導課 | 市長 | 一部公開 | 1 | - | + |
| 令和5年6月23日 | 発注工事の金入設計書等 | みどり公園課 | 市長 | 公開 | Ė | | |
| | 発注工事の金入設計書等 | 建設政策課 | 市長 | 公開 | | H | H |
| <u> </u> | 発注工事の金入設計書等 発注工事の金入設計書等 | <u>消防総務課</u> 下水道整備課 | <u>消防長</u> 市長 | <u>公開</u> 公開 | + | + | + |
| | 光注工事の金人設計書等 発注工事の金入設計書等 | 上下小旦笠順味 経営総務課 | 市長 | 公開 | t | + | + |
| 令和5年6月24日 | 守屋市長の出張先がわかる資料 | 秘書室 | 市長 | 公開 | | | |
| 令和5年6月24日 | 発注工事の金入設計書等 | 農政課 | 市長 | 公開 | Ļ | П | П |
| 令和5年6月28日 | 報告文書、メール、職員間のチャットなどの記録。 ②スマートポールの設置が市側から商店街組織に打診したものであるならそれに関する | デジタルイノベーション課 | 市長 | 不存在 | | | |
| 会和5年6日20日 | 記録。 特定のビルの建設時の防火対策物使用開始届出書ー式 | 消防総務課 | 消防長 | 取下げ | + | + | + |
| | 特定のヒルの建設時の防火対策物使用開始油口書一式 令和5年3月31日時点で大気汚染防止法に基づき届出されている一般粉じん発生施設 | | 市長 | <u>取りに</u> 一部公開 | 1 | + | \forall |
| 1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1- | | 70 PT H.X.H.T | 11.74 | HF -4 [/I] | <u>'</u> | | |

| 請求日 | 公開請求の概要(運用状況報告用) | 担当課 | 部局 | 決定 | 非公開 | 該当号 |
|--------------------------------|---|-------------------------------------|---------------|--------------------|-----|----------|
| | 地下タンク貯蔵所の設置者(法人名等及び代表者)、設置場所、施設名称、設置許可年月 | | | | | |
| 令和5年6月30日 | 日、完成検査年月、貯蔵物品名、化学名、数量、倍数、タンク数、全タンク容量に関する情報 | 消防総務課 | 消防長 | 公開 | | |
| 令和5年7月4日 | デジタルスタンプラリー制作等業務に関する企画提案書、審査採点表、審査員リスト | 観光課 | 市長 | 一部公開 | 1 2 | |
| 令和5年7月6日 | 発注工事の金入設計書等 R4に採択されたデジタル田園都市構想交付金の申請について、マイナカード活用や観光 | 農政課 | 市長 | 公開 | ++ | |
| 令和5年7月13日 | アプリ、基盤整備、防災などの全ての事業について申請に際して庁内で検討した会議の議 | デジタルイノベーション課 | 市長 | 一部公開 | 4 | |
| A105 F 7 D 4 0 D | 事録や庁内調整のやりとり、外部とのやりとりなど申請内容を検討した経緯がわかる記録 | 7.4. 65 415. * 第三田 | += | ★ 7 / 88 | | |
| | 私道相談カード綴、同意書 道路相談カード綴、土地利用計画同意書 | 建築指導課 建築指導課 | 市長市長 | 一部公開 一部公開 | 1 2 | H |
| 令和5年7月24日 | 境界確認報告書、地籍調査、作業日誌及び調査票 | 土木管理課 | 市長 | 一部公開 | 1 2 | 5 |
| | 位置指定道路平面図 住居表示台帳付定に係る住居表示台帳 | 建築指導課 建築指導課 | 市長市長 | 一部公開 公開 | 1 2 | |
| | 2023年1月1日から2023年6月30日に付定のあった住居表示付定処理簿と該当の居住表 | 建築指導課 | 市長 | 一部公開 | 1 | H |
| | 発注工事の金入設計書等 | 道水路整備課 | 市長 | 公開 | | |
| | <u>発注工事の金入設計書等</u> 発注工事の金入設計書等 | <u>水道整備課</u> 下水道整備課 | 市長市長 | <u>公開</u> 公開 | ++ | H |
| 令和5年8月1日 | デジタルスタンプラリー制作業務に関して一次審査の得点がどのように決定したのか、審 | 観光課 | 市長 | 不存在 | | |
| | 査過程の詳細がわかるもの。 デジタルスタンプラリー制作業務に関して一次審査の得点がどのように決定したのか、採 | | | | ++ | |
| 令和5年8月1日 | 点理由の詳細がわかるもの。 | 観光課 | 市長 | 公開 | | |
| 令和5年8月1日 | 建設リサイクル法の届出処理簿の写し 小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る | 建築指導課 | 市長 | 一部公開 | 1 | |
| 令和5年8月1日 | 様式大号に関する写真の綴り | 開発審査課 | 市長 | 公開 | | |
| | 境界確認報告書 | 土木管理課 | 市長 | 一部公開 | 1 2 | 5 |
| 令和5年8月10日 会和5年8月15日 | 指示報告書 土地・家屋課税台帳の記録 | <u>土木管理課</u> 資産税課 | 市長市長 | <u>一部公開</u> 公開 | 2 | \vdash |
| 令和5年8月17日 | 1.令和2年9月15日開催の会員協議会の提出事項及び資料 | 議会総務課 | 議会 | 一部公開 | 2 | |
| 令和5年8月18日 | 2.上記1の会議録 議会事務局内部で作成された特定事案の対応のための資料一式 | 議会総務課 | 議会 | 公開 | +- | \vdash |
| | 議会事務局内部で作成された特定事業の対応のための資料一式 道路位置指定同意書綴、建築基準法第42条第1項第5号道路復元同意書 | 選去総務課 建築指導課 | 市長 | 一部公開 | 1 2 | ЬH |
| 令和5年8月24日 | 発注工事の金入設計書等 | 下水道整備課 | 市長 | 公開 | П | |
| | 発注工事の金入設計書等 道路相談カード綴、中心位置同意書 | <u>道水路整備課</u> 建築指導課 | 市長市長 | 公開 一部公開 | 1 | \vdash |
| | 介護保険負担限度額の申請勧奨についての各施設向けの通知 | 高齢介護課 | 市長 | 公開 | | |
| | 「小田原市水道料金等徴収業務」に係る公募型プロポーザルについて作成された文書 | 給排水業務課 | 市長 | 公開 | | |
| | 「小田原市水道料金等徴収業務」に係る公募型プロポーザルについて作成された文書 令和4年度中曽根補助水源地深井戸更新に伴う仮設道路等土木工事に係る注文書、注 | 給排水業務課 | 市長 | 一部公開 | 2 | |
| 令和5年8月29日 | 文請書 | 浄水管理課 | 市長 | 一部公開 | 2 | |
| | 職員出張命令等 | 建築指導課 産業政策課 | 市長市長 | 一部公開 公開 | 1 2 | H |
| 令和5年9月2日 | 職員出張命令等 | 商業振興課 | 市長 | 公開 | | |
| | 道路相談カード、道路線形同意書 | 建築指導課 | 市長市長 | 一部公開 一部公開 | 1 2 | |
| | 道路相談カード、中心一同意書 F1ジャパンカップに関する支出に関する書類 | <u>建築指導課</u> 事業課 | 市長 | | ++ | |
| | 1.小田原競輪場でF1ジャパンカップが開催された際にF1ジャパンカップ協議会から支出さ | N/ =m | | | | |
| 令和5年9月13日 | れた10万円の処理状況がわかる書類。 2.会計報告、事業報告などの、F1ジャパンカップ協議会に関する書類。 | 事業課 | 市長 | 公開 | | |
| 令和5年9月18日 | 包括委託のうち、再委託で、令和2年度中及び令和3年度中に市内中小企業者が受注し | 事業課 | 市長 | 公開 | | |
| 11413437101 | た内容。 | 于木环 | אַנווי | A [77] | + | |
| A T | 包括委託のうち、再委託で、令和2年度中及び令和3年度中に市内中小企業者が受注した金額。 | → 4½ =0 | _ | | | |
| 令和5年9月18日 | 物品の調達等で令和2年度中及び令和3年度中に市内中小企業者販売をした内容とその | 事業課 | 市長 | 不存在 | | |
| | 金額。 令和4年4月1日付でトータリゼータエンジニアリング株式会社が受託した「小田原競輪開 | | | | + | |
| 令和5年9月18日 | 市和4年4月1日刊でドーメリセーメエンシーアリング株式芸社が支託した「小田原規軸開刊 催業務等包括委託」に関する文書(川崎競輪場で先進的に行っているという「ニコニコ生放 | 事業課 | 市長 | 不存在 | | |
| | 送・YouTube専用番組」など) | | | | 1 1 | |
| 令和5年9月18日 | 令和4年4月1日付でトータリゼータエンジニアリング株式会社が受託した「小田原競輪開催業務等包括委託」に関する文書(小田原競輪場で専用番組を始めた時期など) | 事業課 | 市長 | 公開 | | |
| | 市長及び随行者の旅行命令申請書など | 商業振興課秘書室 | 市長 | 公開 | Щ | |
| | 市長及び随行者の旅行命令申請書など 市長及び随行者の旅行命令申請書など | <u>商業振興課秘書室</u> 商業振興課秘書室 | 市長市長 | 一部公開 不存在 | 1 | |
| | 道路位置指定同意書綴り | 建築指導課 | 市長 | 一部公開 | 1 2 | |
| 令和5年9月21日 | 小田原市立病院内保育所運営業務委託に関する公募型プロポーザルに関する契約関連 資料一式(前回及び前々回分) | 経営管理課 | 病院事業管理者 | 一部公開 | 2 | |
| 令和5年9月25日 | 小田原市立病院の病理検査室(2階)および解剖室(地下1階)の局所排気装置とプッシュ | 経営管理課 | 病院事業管理者 | 不存在 | 11 | |
| 11413437231 | ル換気装置の定期自主検査の報告書。 小田原市立病院の病理検査室(2階)および解剖室(地下1階)の局所排気装置とプッシュ | 性白色生味 | 内机争来自在日 | 11.112.17 | ++ | |
| 令和5年9月25日 | 小田原印立病院の病理検査主(2階/あるの解剖主(地下1階/の周別排気表置とブラブエル換気装置の定期自主検査の報告書。 | 経営管理課 | 病院事業管理者 | 公開 | | |
| 令和5年9月25日 | 2008年4月から2017年12月までの間に実施した、小田原市立病院の病理検査室(2階)および解剖室(地下一階)の作業環境測定の結果のすべて。 | 経営管理課 | 病院事業管理者 | 一部公開 | 1 2 | |
| 令和5年9月27日 | 小田原市立片浦小学校校舎建設工事(土質柱状図、杭伏図、基礎伏図) | 教育総務課 | 市長 | 一部公開 | 1 | \vdash |
| 令和5年9月28日 | 職員の旅行命令申請書など | 商業振興課 | 市長 | 公開 | | |
| | 職員の旅行命令申請書など 職員の旅行命令申請書など | <u>商業振興課</u> 商業振興課 | 市長市長 | <u>一部公開</u> 不存在 | 1 | \vdash |
| | 発注工事の金入設計書等 | 下水道整備課 | 市長 | 公開 | | |
| 令和5年10月2日 | | 建築指導課 | 市長 | 一部公開 | 1 | H |
| | 建設リザイグル法の庙山処理海 小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る | 建築指導課 | 市長 | 一部公開 | | \vdash |
| 令和5年10月3日 | 様式大号に関する写真の綴り | 開発審査課 | 市長 | 一部公開 | 1 | |
| <u>令和5年10月5日</u> 令和5年10月12日 | 健康増進計画推進委員会会議録 情界本宅報告書 | <u>健康づくり課</u> 土木管理課 | 市長市長 | <u>公開</u> 一部公開 | 2 | \vdash |
| | 道路相談カード綴 | 建築指導課 | 市長 | 一部公開 | 1 | 世 |
| | 令和5年9月2日のさいたまスーパーアリーナへの視察について | | | | | |
| 令和5年10月12日 | (1)Wトーキョーから、チケット代の負担又は市の職員が招待されたことに関して、Wトー キョー側と市とのやり取りの記録 | 商業振興課 | 市長 | 不存在 | | |
| | (2)10人の職員が視察するに至った市内部での指示ややりとりの記録 | | | | | |
| | 道路相談カード綴 | 建築指導課 | 市長 | 一部公開 | 1 | oxdot |
| 令和5年10月16日 | 路線価図のSHAPEファイル 令和2年5月17日執行の小田原市長選挙における守屋輝彦候補に関する書類 | <u>資産税課</u> 選挙管理委員会事務局 | 市長 選挙管理委員会 | <u>公開</u> 一部公開 | 1 5 | ++ |
| 令和5年10月16日 | 道路相談カード | 建築指導課 | 市長 | 一部公開 | 1 2 | |
| | 健康増進拠点施設視察に係る書類 道路相談カード綴 | 秘書室、健康づくり課、未来創造・著者課 建築指導課 | 市長市長 | 公開 一部公開 | 1 2 | \vdash |
| | 通路性級ガート級 議会運営委員会の行政視察に関する文書 | 连采担导际 議会総務課 | 議会 | 一部公開 | 1 2 | 世 |
| | | | | | | |

| ### 1995年 1997年 | 請求日 | 公開請求の概要(運用状況報告用) | 担当課 | 部局 | 決定 | 非公司 | 明該当 F |
|--|-------------------|---|---------------|-------|------|--------------------|-----------------|
| | | | | | | | ŤΤ |
| 新祭工作月から 編集の変数 (政府の関係) から 1 | 令和5年10月19日 | 発注工事の金入設計書等 | | | | | |
| 中部の手の日の日の一体の対象、手が中で表現の特別は、今年の年の中で表現の事故を対象とび、地域政策課 市長 分別 1 年 2 年 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 | | | | | | | ++ |
| 帝服を中の月の日 中央の大学、会社が年度契約の総合社会、会社1年~今初の年度契約の事故特別及び、 地域政策 作表 公服 1 1 の形態を印の月の日 神経を対す。 | 令和5年10月20日 | | 健康づくり誄 | 巾長 | 个仔仕 | | ++ |
| ### 1992 日 | 令和5年10月20日 | せ等の結果、令和5年度契約の保険証券、令和1年~令和6年度契約の事故件数及び支 | 地域政策課 | 市長 | 公開 | | |
| | 今和5年10日25日 | | 建築指道譚 | 市長 | 一部公開 | 1 | ++ |
| #230年10月30日 世界書から無縁。政策自由。 | | | | | | 1 | + |
| 会社が出て、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日 | | | | | | | TT |
| 会部後年1月2日 対土工学の全人設計書類 公司 公司 公司 公司 公司 公司 公司 公 | 令和5年10月30日 | 小学校防災計画 | 教育総務課 | 教育委員会 | | | |
| | 令和5年10月30日 | 解体等の届出書 | | | | 1 | $\perp \perp$ |
| 帝和年の月18日 市民の一部の学月1970年の学校では、日本日報会による情報会の名音舞 | | | | | | | $+\!+\!$ |
| 中部 | | | | | | 4 | ++ |
| 等の3年 (1973) 日、今年前年4月 (1974) 中の5年 (1974) 日本の1974 日本の1 | | | | | | | ++ |
| 会称5年10月31日(2年前3年4月に何からかり中国市長紀に提出た金商技業書に対する市側の道客な 中長 | 令和5年10月31日 | ②令和5年4月にWTokyoが小田原市長宛に提出した企画提案書 | 商業振興課 | 市長 | 一部公開 | 1 2 | Ш |
| | 令和5年10月31日 | ②令和5年4月にWTokyoが小田原市長宛に提出した企画提案書に対する市側の返答な | 商業振興課 | 市長 | 不存在 | | |
| 新型型 | 今和5年11日1日 | | 融昌課 | 市長 | 一部公開 | 1 | ++ |
| ・ 中部20年11月2日 ・ 中部20年2月28日に中級のシンとの大阪 自動の動き書写に2017 | | | | | | | + |
| # 和5年11月2日 | | | | | | | tt |
| 新型等 | | | | | | 1 4 | |
| 1975年 1972 1975 197 | | 令和4年2月28日に停職処分となった職員の報告書等について | | | | 1 4 | |
| ・新田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田 | 令和5年11月2日 | 令和4年2月28日に停職処分となった職員の報告書等(会見での問答に関する報告書)に | 教育総務課 | 教育委員会 | 不存在 | | |
| | | | | | | 1 2 | ₩ |
| 帝和5年11月21日 防火营業物血統較是報音章 | | | | | | _ | ++ |
| 新記等 | | | | | | H | + |
| 予知5年11月7日 東注王平の全人設計書等 | | | | | | | TT |
| ・ | 令和5年11月7日 | 発注工事の金入設計書等 | 下水道整備課 | 市長 | 公開 | | |
| 帝和5年11月7日 東注王本の全人設計事等 中の原始原の空間等等所 市長 公開 中の10年11月7日 東注王本の全人設計事 地元 5年 公開 中の10年11月7日 東注王を全人設計事 地元 5年 公開 地元 5年 公開 地元 5年 公司 地元 5年 公開 中の10年11月7日 東注を全人設計事 地元 5年 公開 地元 5年 公司 地元 5年 公開 地元 5年 公開 地元 5年 公司 地元 5年 公開 地元 5年 公開 地元 5年 公司 地元 5年 公司 1 地元 5年 公司 地元 5年 公司 1 日 5年 公司 5年 公司 地元 5年 公司 1 日 5年 公司 5年 公司 5年 | │ 令和5年11月7日 | 発注工事の金入設計書等 | 水道整備課 | | 公開 | | $\Box \Box$ |
| ・ 予知5年11月7日 接江王中の金人設計書等 | 今和5年11月7日 | 発注工事の金入設計書等 | | | | | \coprod |
| 予約5年11月7日 接江王平の金人設計書等 接江東の金人設計書等 接近後間景 市長 公開 日本の金人設計書等 接近後間景 市長 公開 日本の金人記計書がままに体を展えなどのかいといの記録を対すまままに体を展えなどのかいといの記録を対すまままままままままままままままままままままままままままままままままままま | <u> </u> | 発注工事の金入設計書等 | | | | $\perp \downarrow$ | ++ |
| 売前5年11月7日 接上主事の金人設計書等 遊水路等間景 市長 公開 中和5年11月7日 接上主事の金人設計書等 遊水路等間景 市長 公開 中和5年11月7日 接上主事の金人設計書等 俊育理 市長 公開 中和5年11月7日 接上主事の金人設計書等 俊育理 市長 公開 中和5年11月7日 接上主事の金人設計書等 海内5年11月7日 接上主事の金人設計書等 海内52年11月7日 接上主事の金人設計書等 海内52年11月7日 接上主事の金人設計書等 海内52年11月7日 接上主事の金人設計書等 海内52年11月7日 接上主事の金人設計書等 海内52年11月7日 接上主事の金人設計書等 海内52年11月7日 海上年の金人設計書等 南上年の金人設計書等 海上年の金人設計書等 海上年の金人会会会会 海上年の金人会会会会会 海上年の金人会会会会 海上年の金人会会会会 海上年の金人会会会会 海上年の金人会会会会 海上年の金人会会会会 海上年の金人会会会会 海上年の金人会会会会 海上年の金人会会会 海上年の金人会会会会 海上年の金人会会会会 海上年の金人会会会 海上年の金人会会会 海上年の金人会会会 | | | | | | | ++ |
| 予約5年11月7日 接注工事の金人設計書等 | | | | | | - | ++ |
| 奇和5年11月7日 発注工事の金人設計書等 | | | | | | - | ++ |
| 中部5年11月7日 発注工事の全人設計書等 | | | | | | | ++ |
| ・和5年11月7日 発注工事の金入設計書等 | | | | | | | tt |
| 全部5年11月1日 発注工事の金入設計書等 建設改業課 市長 公開 中部5年11月10日 道路相談かード 建築指導課 市長 一部公開 1 中部5年11月10日 道路相談かード 連案指導課 市長 一部公開 1 中部5年11月10日 発注工事の金入設計書等 道水路登開課 市長 公開 中部5年11月10日 発注工事の金入設計書等 道水路登開器 市長 公開 中部5年11月10日 発注工事の金入設計書等 道水路登開器 市長 公開 中部5年11月11日 特定事業に係る国及公里素者と市企のサウビリの記録、契約書 連水路型開票 市長 一部公開 2 中部5年11月15日 対定事業に係る国及公里素者と市企のサウビリの記録、契約書 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東 | 令和5年11月7日 | 発注工事の金入設計書等 | | | 公開 | | |
| 会和5年11月10日 連路相談か一下計画 | | | | 市長 | 公開 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | $\perp \perp$ |
| | | | | | | 1 | \perp |
| | | | | | | - | ++ |
| ・ | | | | | | | ++ |
| 帝和5年11月12日 | | | | | | | ++ |
| | | 公営事業部事業課が、F1ジャパンカップ加盟施行者協議会に対し、小田原市の令和5年 | | | | 2 | ${\sf TT}$ |
| 帝和5年11月15日 融資フケート結果全容 | | | | | | | ++ |
| 会和5年11月16日 | | | | | | 1 4 | ++ |
| 令和5年11月16日 前長の米国建航に関する職員による復命書等 | | | | | | 1 A | ++ |
| 帝和5年11月16日 市長の米国建航に関する職員による復命書等 | 令和5年11月16日 | 職員アンケート結果全容 | | | | _ | ++ |
| 令和5年11月16日 適路後退用地事前根膝護趙一下 令和5年11月21日 境界確認報告書 今和5年11月21日 境界確認報告書等 | 令和5年11月16日 | 市長の米国渡航に関する職員による復命書等 | | | | Ť | tt |
| 令和5年11月21日 境界確認報告書 | | | | | | | |
| 令和5年11月21日 発注工事の金入設計書等 | 令和5年11月16日 | 道路後退用地事前相談審議カード | 建築指導課 | 市長 | 一部公開 | | |
| 令和5年11月21日 発注工事の金入設計書等 | | | | | | 1 3 | 5 |
| 令和5年11月21日 発注工事の金入設計書等 | | | | | | | $+\!\!+\!\!\!+$ |
| 令和5年11月21日 発注工事の金入設計書等 | | | | | | $\vdash \vdash$ | $+\!+$ |
| 令和5年11月22日 小田原市議会議会運営委員会の大阪視察に係る告発文 議会総務課 議会 存否応答拒否 中部公開 2 中部公開 1月24日 デジタルスタンプラリー落札業者の一次審査及び二次審査における採点結果詳細 観光課 市長 公開 中部公開 1 2 5 中部公開 1 5 中部公用 | | | | | | $\vdash\vdash$ | ++ |
| 令和5年11月22日 おだわら森林ビジョンに係る業者の情報 | | | | | | + | ++ |
| 令和5年11月24日 デジタルスタンプラリー落札業者の一次審査及び二次審査における採点結果詳細 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 令和5年11月22日 | おだわら森林ビジョンに係る業者の情報 | | | 一部公開 | 2 | ++ |
| 令和5年11月24日 境界査定経過報告書 | 令和5年11月24日 | デジタルスタンプラリー落札業者の一次審査及び二次審査における採点結果詳細 | | | | _ | + |
| 令和5年11月29日 発注工事の金入設計書等 次道整備課 市長 公開 令和5年11月29日 発注工事の金入設計書等 液理改策課 市長 取下げ 令和5年11月29日 守屋市長の政治活動用事務所証票 選挙管理委員会事務局 選挙管理委員会 事務局 財 1 5 令和5年11月30日 職員アンケート結果全容 職員課 市長 一部公開 1 4 全和5年12月1日 イノベーションラボの利用状況 未来創造・若者課 市長 一部公開 1 2 令和5年12月1日 付定事業の会議録 健康づくり課 市長 一部公開 1 2 令和5年12月1日 建設リサイクル法の届出処理簿 契約検査課 市長 一部公開 1 中 令和5年12月1日 建設リサイクル法の届出処理簿 東京の会議録 市長 一部公開 1 中 本5年12月1日 建設リサイクル法の届出処理簿 東京の会議録 市長 一部公開 1 中 本6年12月1日 建設リサイクル法の届出処理簿 東京の会議録 市長 一部公開 1 中 本7年12月1日 建設リサイクル法の届出処理簿 東京の会議録 市長 一部公開 1 中 本7年12月1日 建設リサイクルをの属との 東京の会議録 市長 一部公開 1 中 本7年12月1日 東 年7年12月1日 東 日7年12月1日 東 日7年12日 東 日7年12月1日 東 日7年12日 東 日7年12月1日 東 日7年12日12日 日7年12日12日 東 日7年12日12日 東 日7年12日12日 東 日7年12日12日 日7年1 | 令和5年11月24日 | 境界査定経過報告書 | | | | 1 2 | 5 |
| 令和5年11月29日 発注工事の金入設計書等 水道整備課 市長 取下げ 令和5年11月29日 可屋市長の政治活動用事務所証票 選挙管理委員会事務局 選挙管理委員会 一部公開 1 5 令和5年11月30日 職員課 市長 一部公開 1 2 令和5年12月1日 は登指導課 市長 一部公開 1 2 令和5年12月1日 大/ペーションラボの利用状況 未来創造・若者課 市長 公開 令和5年12月1日 共通物品品目明細書 契約検査課 市長 一部公開 1 令和5年12月1日 建設りサイクル法の届出処理簿 東急管理要員会 市長 一部公開 1 令和5年12月1日 建設りサイクル法の届出処理簿 市長 一部公開 1 令和5年12月1日 地域の管理を放りサイクル法の届出処理簿 市長 一部公開 1 令和5年12月1日 加藤市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る 様式大号に関する写真の綴り 開発審査課 市長 一部公開 1 令和5年12月1日 航空写真 資産税課 市長 一部公開 1 令和5年12月1日 第次書籍 健康づい課 市長 一部公開 1 令和5年12月8日 第注工事の金入設計書等 農政課 市長 一部公開 1 令和5年12月18日 第注工事の金入設計書等 アル道線 市長 一部公開 1 2 令和5年12月13日 加州の市市長加藤憲一氏の在任中の海外出張記録 経営管理課 | 令和5年11月29日 | 発注工事の金入設計書等 | 水道整備課 | 市長 | 公開 | | П |
| 令和5年11月29日 守屋市長の政治活動用事務所証票 選挙管理委員会事務局 選挙管理委員会 不存在 一部公開 1 5 令和5年11月30日 職員アンケート結果全容 職員課 市長 一部公開 1 2 令和5年12月1日 | | | | | | | μĽ |
| 令和5年11月30日 職員アンケート結果全容 職員課 市長 一部公開 1 4 令和5年11月30日 道路位置指定同意書綴 建築指導課 市長 一部公開 1 2 令和5年12月1日 イバーションラボの利用状況 未来創造・若者課 市長 公開 一令和5年12月1日 特定事業の会議録 保康づくり課 市長 一部公開 1 2 令和5年12月1日 共通物品品目明細書 契約検査課 市長 一部公開 1 2 令和5年12月1日 建設リサイクル法の届出処理簿 中長 一部公開 1 平部 中部 中部 1 1 1 中部 1 1 1 中部 1 1 1 中部 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | | | | | 4 | $+\!+$ |
| 令和5年12月1日 道路位置指定同意書綴 建築指導課 市長 一部公開 1 2 令和5年12月1日 村/ペーションラボの利用状況 未来創造・若者課 市長 公開 令和5年12月1日 技速物品品目明細書 契約検査課 市長 一部公開 2 令和5年12月1日 建設リサイクル法の届出処理簿 市長 一部公開 1 令和5年12月1日 推式大号に関する写真の綴り 開発審査課 市長 一部公開 1 令和5年12月5日 航空写真 資産税課 市長 一部公開 1 令和5年12月7日 業務計画書 健康づくり課 市長 一部公開 1 令和5年12月8日 自治会長及び地区連合会長名簿 地域政策課 市長 一部公開 1 令和5年12月8日 発注工事の金入設計書等 農政課 市長 公開 令和5年12月8日 発注工事の金入設計書等 下水道整備課 市長 公開 令和5年12月12日 道路相談カード 建築指導課 市長 一部公開 1 令和5年12月13日 出張命等、視察報告資料 総務課 市長 公開 令和5年12月14日 設計図書 経営管理課 病除事を理者 一部公開 1 令和5年12月14日 議会の全委員会の行政視察資料等 経営管理 病除事を理者 一部公開 1 令和5年12月14日 議会の全委員会の行政視察資料等 | | | | | | | |
| 令和5年12月1日 イノベーションラボの利用状況 未来創造・若者課 市長 公開 公別 公別 で和5年12月1日 特定事業の会護録 伊東づくり課 市長 一部公開 1 で和5年12月1日 共通物品品目明細書 契約検査課 市長 一部公開 1 で和5年12月1日 建設リサイクル法の届出処理簿 中長 一部公開 1 で和5年12月1日 建設リサイクル法の届出処理簿 小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る 様式大号に関する写真の綴り 小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る 開発審査課 市長 一部公開 1 で和5年12月5日 航空写真 資産税課 市長 一部公開 1 で和5年12月7日 業務計画書 健康づくり課 市長 一部公開 1 で和5年12月8日 自治会長及び地区連合会長名簿 地域政策課 市長 一部公開 1 で和5年12月8日 発注工事の金入設計書等 農政課 市長 公開 で和5年12月8日 発注工事の金入設計書等 農政課 市長 公開 で和5年12月18日 道路相談カード 建築指導課 市長 公開 で和5年12月13日 道路相談カード 建築指導課 市長 一部公開 1 2 で和5年12月13日 直路4該カード 建築指導課 市長 一部公開 1 2 で和5年12月13日 前外開売長加藤憲一氏の在任中の海外出張記録 松書課職員課 市長 公開 で和5年12月14日 設計図書 条営管理課 麻除事業管理者 一部公開 1 で和5年12月14日 議会の全委員会の行政視察資料等 経営管理課 麻除事業管理者 一部公開 1 で和5年12月14日 議会の全委員会の行政視察資料等 接営管理課 麻麻事業管理者 一部公開 1 日本5年12月14日 議会の全委員会の行政視察資料等 接営管理課 麻麻事業管理者 一部公開 1 日本5年12月14日 議会の全委員会の行政視察資料等 接営管理課 麻麻事業管理者 一部公開 1 日本5年12月14日 議会の全委員会の行政視察資料等 1 日本5年12月14日 議会の全委員会の行政視察資料等 1 日本5年12月14日 議会の全委員会の行政視察済料等 1 日本5年12月14日 議会の全委員会の行政視察済料等 1 日本5年12月14日 議会の全委員会の行政社会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会 | | | | | | | |
| 令和5年12月1日 特定事業の会議録 健康づくり課 市長 一部公開 1 令和5年12月1日 共通物品品目明細書 契約検査課 市長 一部公開 2 令和5年12月1日 建設リサイクル法の届出処理簿 小田原市市高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式大号に関する写真の綴り 開発審査課 市長 一部公開 1 令和5年12月1日 旅空写真 資産税課 市長 公開 一部公開 1 令和5年12月1日 紫務計画書 健康づくり課 市長 一部公開 1 令和5年12月8日 自治会長及び地区連合会長名簿 地域政策課 市長 一部公開 1 令和5年12月8日 発注工事の金入設計書等 農政課 市長 公開 1 令和5年12月8日 発注工事の金入設計書等 下水道整備課 市長 公開 1 令和5年12月13日 道路相談カード 建築指導課 市長 一部公開 1 2 令和5年12月13日 前小田原市長加藤憲一氏の在任中の海外出張記録 秘書課職員課 市長 公開 令和5年12月14日 設計図書 本書、金 公開 令和5年12月14日 設計図書 本書、金 公開 令和5年12月14日 議会の全委員会の行政視算 1 二部公開 1 令和5年12月14日 議会の全委員会の行政視算 1 一部公開 1 | | | | | | | ++ |
| 令和5年12月1日 共通物品品目明細書 契約検査課 市長 一部公開 2 令和5年12月1日 建設リサイクル法の届出処理簿 建築指導課 市長 一部公開 1 令和5年12月1日 小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る 様式大号に関する写真の綴り 開発審査課 市長 一部公開 1 令和5年12月5日 航空写真 令和5年12月8日 強度不足の地区連合会長名簿 地域政策課 市長 一部公開 1 令和5年12月8日 発注工事の金入設計書等 ウ和5年12月8日 発注工事の金入設計書等 下水道整備課 市長 公開 令和5年12月12日 道路相談カード 企会会員業の会議、視察報告資料 総務課 市長 一部公開 1 2 令和5年12月13日 加小田原市長加藤憲一氏の在任中の海外出張記録 検討管理課 病院事業管理者 一部公開 1 会和5年12月14日 設計図書 不存在 公開 中部公開 1 会和5年12月14日 設計図書 高級務課 市長 一部公開 1 2 会社会議議 会院課金 一部公開 1 < | | | | | | 1 | + |
| 令和5年12月1日 建設リサイクル法の届出処理簿 建築指導課 市長 一部公開 1 令和5年12月1日 小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る 様式大号に関する写真の綴り 開発審査課 市長 一部公開 1 令和5年12月5日 航空写真 6年税課 市長 公開 1 令和5年12月7日 業務計画書 健康づくり課 市長 一部公開 1 令和5年12月8日 自治会長及び地区連合会長名簿 地域政策課 市長 一部公開 1 令和5年12月8日 発注工事の金入設計書等 市長 公開 市長 公開 1 令和5年12月8日 発注工事の金入設計書等 下水道整備課 市長 公開 1 2 令和5年12月12日 道路相談カード 建築指導課 市長 一部公開 1 2 令和5年12月13日 出張命令藻、視察報告資料 総務課 市長 公開 令和5年12月14日 設計図書 公開 令和5年12月14日 設計図書 会署管理課 市長 公開 中部公開 1 会報管理課 市長 一部公開 1 中部5年12月14日 議会 一部公開 1 日本5年12月14日 議会 一部公開 1 日本5年12月14日 議会 一部公開 1 日本5年12月14日 | | | | | 一部公開 | | $\Box \dagger$ |
| 〒和3年12月1日 様式大号に関する写真の綴り | | 建設リサイクル法の届出処理簿 | | | | | П |
| 株式人でに関する与具の級リーター 一名和5年12月5日 資産税課 市長 公開 一名和5年12月7日 業務計画書 健康づくり課 市長 一部公開 1 一令和5年12月8日 自治会長及び地区連合会長名簿 地域政策課 市長 一部公開 1 令和5年12月8日 自治会長及び地区連合会長名簿 地域政策課 市長 一部公開 1 令和5年12月8日 発注工事の金入設計書等 農政課 市長 公開 令和5年12月12日 道路相談カード 建築指導課 市長 公開 令和5年12月12日 道路相談カード 建築指導課 市長 一部公開 1 2 令和5年12月13日 加張命令藻、視察報告資料 総務課 市長 不存在 令和5年12月13日 前小田原市長加藤憲一氏の在任中の海外出張記録 秘書課職員課 市長 公開 令和5年12月14日 設計図書 松書課職員課 市長 公開 令和5年12月14日 設計図書 松書課職員課 本長 公開 令和5年12月14日 設計図書 松書課職員課 本長 公開 令和5年12月14日 設計図書 松書課職員課 本長 公開 1 令和5年12月14日 議会の全委員会の行政視察資料等 議会総務課 議会 一部公開 1 | 令和5年12月1日 | | 開発審查課 | 市長 | 一部公開 | 1 | |
| 令和5年12月7日 業務計画書 健康づくり課 市長 一部公開 1 令和5年12月8日 自治会長及び地区連合会長名簿 地域政策課 市長 一部公開 1 令和5年12月8日 発注工事の金入設計書等 農政課 市長 公開 令和5年12月18日 発注工事の金入設計書等 下水道整備課 市長 公開 令和5年12月19日 道路相談カード 建築指導課 市長 一部公開 1 令和5年12月13日 出張命令簿、視察報告資料 総務課 市長 不存在 令和5年12月14日 設計回書 秘書課職員課 市長 公開 令和5年12月14日 設計回書 経営管理課 病除事業管理者 一部公開 1 令和5年12月14日 議会の全委員会の行政視察資料等 議会総務課 議会 一部公開 1 | | | | | | - | ++ |
| 令和5年12月8日 自治会長及び地区連合会長名簿 地域政策課 市長 一部公開 1 令和5年12月8日 発注工事の金入設計書等 農政課 市長 公開 令和5年12月18日 発注工事の金入設計書等 下水道整備課 市長 公開 令和5年12月12日 道路相談カード 建築指導課 市長 一部公開 1 2 令和5年12月13日 出張命令簿、視察報告資料 総務課 市長 不存在 令和5年12月13日 前小田原市長加藤憲一氏の在任中の海外出張記録 秘書課職員課 市長 公開 令和5年12月14日 設計図書 経営管理課 病除事管理者 一部公開 1 令和5年12月14日 議会の全委員会の行政視察資料等 議会総務課 議会 一部公開 1 | | | | | | 4 | ++ |
| 令和5年12月8日 発注工事の金入設計書等 農政課 市長 公開 令和5年12月8日 発注工事の金入設計書等 下水道整備課 市長 公開 令和5年12月12日 道路相談カード 建築指導課 市長 一部公開 1 2 令和5年12月13日 出張命令簿、視察報告資料 総務課 市長 不存在 令和5年12月13日 前小田原市長加藤憲一氏の在任中の海外出張記録 秘書課職員課 市長 公開 令和5年12月14日 設計図書 経営管理課 病院事業管理者 一部公開 1 令和5年12月14日 議会の全委員会の行政視察資料等 議会総務課 議会 一部公開 1 | | | | | | | ++ |
| 令和5年12月8日 発注工事の金入設計書等 下水道整備課 市長 公開 令和5年12月12日 道路相談カード 建築指導課 市長 一部公開 1 2 令和5年12月13日 出張命令簿、視察報告資料 総務課 市長 不存在 令和5年12月13日 前小田原市長加藤憲一氏の在任中の海外出張記録 秘書課職員課 市長 公開 令和5年12月14日 設計図書 経営管理課 病院事業管理者 一部公開 1 令和5年12月14日 議会の全委員会の行政視察資料等 議会総務課 議会 一部公開 1 | | | | | | 1 | ++ |
| 令和5年12月12日 道路相談カード 建築指導課 市長 一部公開 1 2 令和5年12月13日 出張命令簿、視察報告資料 総務課 市長 不存在 令和5年12月13日 前小田原市長加藤憲一氏の在任中の海外出張記録 秘書課職員課 市長 公開 令和5年12月14日 設計図書 経営管理課 病除事業管理者 一部公開 1 令和5年12月14日 議会の全委員会の行政視察資料等 議会総務課 議会 一部公開 1 | | | | | | + | ++ |
| 令和5年12月13日 出張命令簿、視察報告資料 総務課 市長 不存在 令和5年12月13日 前小田原市長加藤憲一氏の在任中の海外出張記録 秘書課職員課 市長 公開 令和5年12月14日 設計図書 経営管理課 病院事業管理者 一部公開 1 令和5年12月14日 議会の全委員会の行政視察資料等 議会総務課 議会 一部公開 1 | | | | | | 1 2 | + |
| 令和5年12月13日 前小田原市長加藤憲一氏の在任中の海外出張記録 秘書課職員課 市長 公開 令和5年12月14日 設計図書 経営管理課 病院事業管理者 一部公開 1 令和5年12月14日 議会の全委員会の行政視察資料等 議会総務課 議会 一部公開 1 | | | | | | 1 | TT |
| 令和5年12月14日 議会の全委員会の行政視察資料等 議会 一部公開 1 | 令和5年12月13日 | 前小田原市長加藤憲一氏の在任中の海外出張記録 | 秘書課職員課 | 市長 | 公開 | | \prod |
| | | | | | | | ЦĽ |
| 〒和5年12月15日 直路位直指定綴 | | | | | | 1 | $+$ \perp |
| | 令和5年12月15日 | <u></u> 追路位直指定綴 | 建染指導 課 | 币長 | 取下げ | | $\perp \perp$ |

| 中国用手の機能が限りに対しているの場所を受け、対しているの。の場所を対しているのの場所を受け、対しているの。の場所を対しているのの場所を受け、対しているの。の場所を対しているのの場所を受け、対しているの。の場所を受け、対しているの。の場では、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない | 請求日 | 公開請求の概要(運用状況報告用) | 担当課 | 部局 | 決定 | 非公開 | 該当「 |
|---|--------------------------|---|-------------------|---------|------|--------------------|---|
| ### ### ### ### ### ### ### ### ### ## | MINA | | 4 | HF7-V | *** | | Ī |
| 2005年17月 10 日本日本工作政策 1 日本日本での 1 日本日本の 1 日本日本での 1 日本日本の 1 日本日本での 1 日本日本での 1 日本日本での 1 日本日本での 1 日本日本での 1 日本日本の 1 日本日本 | 令和5年12月18日 | 換気装置付き切出し台」「プッシュプル型換気装置つき撮影装置」「カルモア製シルフィード | 経営管理課 | 病院事業管理者 | 不存在 | | ı |
| ### 1998 | | | | | | $+\!+\!+\!+$ | \vdash |
| 現代の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日 | 令和5年12月18日 | る文書 | | | | | Ш |
| 神色性 19 18 18 19 19 19 19 19 | | | | | | 1 1 | \vdash |
| ### 1995 199 | 令和5年12月21日 | 職員アンケート結果全容 | | | | + - + | |
| ### 1995 1995 1995 1995 1995 1995 1995 1 | | | | | | 1 | \vdash |
| # 18 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 | | | | | | 1 4 | \dashv |
| #18-25 (12) 21-13 日本記事上の下す 会社区 会の資料 #18-25 (12) 21-13 日本記事上の下す 会社区 | | | 消防総務課 | | | 1 | Ŧ |
| #### 2012日 神社の単元であり、中の音音 | 令和5年12月26日 令和5年12月27日 | 出張卯 <u>守溥、倪祭</u> 報告資料 報道記事に対する対応等の資料 | | | | 1 4 | \vdash |
| ### 2016年1912日 対点に対した文庫に関係する大きであります。 | 令和5年12月27日 | 報道記事に対する対応等の資料 | 職員課 | 市長 | 不存在 | Щ | I |
| 等別時刊月1日 対きせる経 中部時刊月1日 対きせる経 中部時刊月1日 対きが開発 対象が開発 対象が開発 | | | | | | 1 | r |
| ・ | 令和6年1月5日 | 打合せ記録 | デジタルイノベーション課 | 市長 | 一部公開 | | 二 |
| 全部6年1月10日 特別 別野田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田 | | | | | | 1 2 | 4 |
| | | | | | | +++ | \vdash |
| ・各別6年1月9日 神奈川島南北に近代に大文は「製造する文書等 | 令和6年1月9日 | 神奈川新聞社に送付した文書に関連する文書等 | | | | | I |
| # 600年1月10日 居住東庁住住 | | | | | | + | \vdash |
| 中級と 対している できない できない できない できない できない できない できない できない | 令和6年1月10日 | 居住表示台帳 | 建築指導課 | 市長 | 一部公開 | 1 | 丰 |
| 全部6年1月12日 党王生命の企入計画等等 | | | | | | 1 4 | \vdash |
| ・奈原年月月16日 発江王平の食入設計書等 保健協会課 市長 非父間 4 1 元初年月月16日 発江王平のなら近計書等 生産学習 市長 非父間 4 1 元初年月月16日 発江王平のなら近計書等 生産学習 市長 小俊間 4 1 元初年月月16日 発江王平のなら設計書等 生産学習 市長 小俊間 4 1 元初年月月16日 発江工平のなら設計書等 生産学習 市長 小俊 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 令和6年1月11日 | 発注工事の金入設計書等 | 水道整備課 | | 公開 | | |
| | | | | | | $\perp \perp \mid$ | \vdash |
| ・ 金田6年1月16日 | | | | | | 4 | + |
| 金和6年1月16日 発工工事の含入設計書等 生産管管課 市長 公園 4 年級6年1月16日 発工工事の含入設計書等 生産管理 市長 公園 4 年級6年1月16日 発工工事の含入設計書等 生産性を設置 市長 公園 4 年級6年1月16日 発工工事の多人設計書等 教育政治 5 年級6年1月16日 発工工事の多人設計書等 教育政治 6 年級6年1月16日 発工工事の多人設計書等 教育政治 6 年級6年1月16日 発工工事の多人設計書等 教育保持工事 教育政治 6 年級6年1月16日 発工工事の多人設計書等 教育保持工事の多人設計書等 教育保持工事の多人設計書等 教育保持工事の多人設計書等 教育保持工事の多人設計書等 教育保持工事の多人設計書等 教育保持工事の多人設計書等 教育保持工事の多人設計書等 教育保持工事の多人設計書等 教育保持工事の多人設計書等 教育政治社主等 教育政治社主等 教育政治社主等 教育政治社主等 教育政治社主等 教育政治社主等 教育政治社主等 法规范的证明 1 年级 2 年级6年1月16日 教工工事の多人设计書等 (政治 1 年级6年1月16日 教工工事の多人政治社等 (政治 1 年级6年1月16日 教育政治社主》 (政治 1 年级6年1月16日 教育政治社主》 (政治 1 年级6年1月16日 教育政治社主》 (政治 1 年级6年1月17日 大阪6年1月17日 (政治 1 年级6年1月17日 (政治 1 年 | 令和6年1月16日 | 発注工事の金入設計書等 | 水産海浜課 | 市長 | 公開 | Ш | I |
| 会和6年1月16日 発注工事の金人設計書等 生涯分類 4 年 | | | | | | 4 | \vdash |
| 参照6年月1月6日 発注主事の金人設計書等 参加6年月1月6日 発生主事の金人設計書等 参加6年月1月6日 発生主事の金人設計書等 参加6年月1月6日 発生主事の金人設計書等 参加6年月1月16日 発生主事の金人設計書等 参加6年月1月16日 発生主事の金人設計書等 参加6年月1月16日 発生主事の金人設計書等 参加6年月1月16日 発生主事の金人設計書等 参加6年月1月16日 発生主事の金人設計書等 参加6年月1月2日 医佐藤海定理様 | 令和6年1月16日 | 発注工事の金入設計書等 | 生涯学習課 | 市長 | 非公開 | 4 | 世 |
| 参約6年1月16日 整任地東江田田 | 令和6年1月16日 | 発注工事の金入設計書等 | 教育総務課 | | | | \vdash |
| 参和6年月16日 発注工事の金人設計書等 | 令和6年1月16日 令和6年1月16日 | 完注工事の金人設計書寺 最低価格算定根拠 | | | | 4 | \vdash |
| | 令和6年1月16日 | 発注工事の金入設計書等 | 水道整備課 | 市長 | 公開 | Ш | I |
| 参和6年月1月6日 発注工学の会人設計書等 ・ | | | | | | ++ | \vdash |
| 令和6年1月16日 発注工事の金人設計書等 | 令和6年1月16日 | 発注工事の金入設計書等 | | | 公開 | | |
| 令和6年1月19日 発注工事の金入設計書等 今和6年1月19日 | | | | | | | \perp |
| | | | | | | +++ | \vdash |
| 会和6年月22日 放棄医の素務内容 ・ | 令和6年1月16日 | 最低価格算定根拠 | 契約検査課 | 市長 | 取下げ | | I |
| 会和6年1月22日 樹青香像(共済)契約証券 保護健務度 市長 小部公開 2 合和6年1月23日 樹青香像(共済)契約証券 保護健務度 市長 一部公開 2 合和6年1月23日 村田報歌議力下 連発情報 小下 ・ | 令和6年1月19日 | 商工会議所会館に関する使用賃借契約書 本等時の業務内容 | | | | 2 | \vdash |
| 会和6年1月22日 指音保験(共済)契約証券 | | | | | | + + + | |
| 令和6年1月23日 事前相談審議力一ド 自衛管察集対象者名第シール提供にいたる決裁文書 同上の変更のきっかけとなった防衛省と図から通知だどの文書 同上の変更のきっかけとなった防衛省と図から通知だどの文書 市長 日常寛楽の表のけにかった協議がは、対策が出地方本部を発出の「自衛官等」の募集のために必要な募集 総務課 市長 公開 小野係を経験書発出、市長系で通知 自営化の予備自衛官候補生の募集事務に関する 資料の提出について(依頼)上回を関連型 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | | | | | | Ŧ |
| ・自衛官募集対象者名簿シール提供にいてら決数文書 ・ | | | | | | | \vdash |
| 令和6年1月23日 - 市長から自衛隊協力神奈川地方本部長に提出した自衛官及び自衛官候補生の募集の 2026年度1月23日 12月12日に市議会会議説明会で配布された資料等 議会総務課 議会 7年の6年1月23日 12月12日に市議会会議説明会で配布された資料等 議会総務課 議会 7年の6年1月23日 12月12日に市議会会議説明会で配布された資料等 議会総務課 議会 7年の6年1月23日 12月12日に市議会会議説明会で配布された資料等 議会総務課 所長 一部公開 1 4 4 今和6年1月25日 ホームページ掲載文の差し替えが分かる文書 助災対策課 市長 公開 小工人ページ掲載文の差し替えが分かる文書 助災対策課 市長 公開 不存在 前後1月25日 ホームページ掲載文の差し替えが分かる文書 助災対策課 市長 公開 小工人ページ掲載文の差し替えが分かる文書 助災対策課 市長 小田人ページ掲載文の差し替えが分かる文書 助災対策課 市長 小田人ページ掲載文の差し替えが分かる文書 助災対策課 市長 小田人ページ掲載文の差し替えが分かる文書 助災対策課 市長 小田 公開 1 中 6和6年1月25日 ホームページ掲載文の差し替えが分かる文書 から2023年7月1日が日から2023年7月1日が日から2023年7月1日から2023年7月1日から2023年7月1日から2023年7月1日が日から2023年7月1日が日から2023年7月1日が日から2023年7月1日が日から2023年7月1日から2023年7月1日が日から2023年7月1日が日から2023年7月1日が日から2023年7月1日が日から2023年7月1日から2023年7月1日から2023年7月1日から2023年7月1日が日から2023年7月1日が日から2023年7月1日が日から2023年7月1日が日から2023年7月1日が日から2023年7月1日が日から2023年7月1日から2 | 令和6年1月23日 | ・同上の変更のきっかけとなった防衛省など国からの通知などの文書 ・市長宛、自衛隊協力神奈川地方本部長発出の「自衛官(等)の募集のために必要な募集 対象者の提出について(依頼)」と回答例雛型 ・防衛省、終務書発出、市長あて通知「自営化の予備自衛官候補生の募集事務に関する 資料の提出について」 ・防衛省発出、市長宛依頼「自衛官募集の推進について」 | 総務課 | 市長 | 公開 | | |
| 令和6年1月23日 12月12日に市議会会議説明会で配布された資料等 議会総務課 議会総務課 第一年の1月25日 市長 一部公開 1 4 14 14 14 14 14 14 | 令和6年1月23日 | ・市長から自衛隊協力神奈川地方本部長に提出した「自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報について」の2020年度、2021年度、2022年度2024年度の | 総務課 | 市長 | 不存在 | | |
| | | | | | | | H |
| 令和6年1月25日 ホームページ掲載文の差し替えが分かる文書 | 令和6年1月24日 | 職員アンケート結果全容 | | | 一部公開 | | extstyle 	ext |
| 令和6年1月29日 | 令和6年1月25日 | ホームページ掲載文の差し替えが分かる文書 | 防災対策課 | 市長 | 公開 | 477 | Ŧ |
| 令和6年1月31日 相談カード 令和6年1月31日 ブロボーサルの企画提案書 令和6年2月1日 建設リサイクル法の届出処理簿 | 令和6年1月25日 令和6年1月29日 | 2023年7月1日から2023年12月31日に付定のあった住居表示付定処理簿と該当の居住表 | | | | 1 | + |
| 令和6年2月1日 建設リサイクル法の届出処理簿 | | 相談カード | | | | 1 | 士 |
| 令和6年2月1日 | | | | | | | F |
| 〒和6年2月1日 様式大号に関する写真の綴り 一部公開 1 2 一部公開 2 一部公開 3 一部公開 3 一部公開 2 一部公開 3 一目 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日 | | | | | | +++ | + |
| 令和6年2月6日 発注工事の金入設計書等 | | 様式大号に関する写真の綴り | | | | 1 | \perp |
| 令和6年2月6日 発注工事の金入設計書等 水道整備課 市長 公開 令和6年2月8日 ゼロカーボン・デジタルタウン事業に関し、25社を対象としたサウンディング調査を行った ゼロカーボン・デジタルタウン維維課 市長 一部公開 1 2 令和6年2月8日 発注工事の金入設計書等 市長 公開 公開 令和6年2月19日 道路相談カード 建築指導課 市長 一部公開 1 2 令和6年2月19日 小田原競輪開催業務等包括委託業務における文書 事業課 市長 一部公開 2 令和6年2月19日 小田原競輪開催業務等包括委託業務における文書 事業課 市長 一部公開 2 令和6年2月19日 小田原競輪開催業務等包括委託業務における文書 事業課 市長 一部公開 1 令和6年2月19日 小田原競輪開催業務等包括委託業務における文書 事業課 市長 一部公開 2 令和6年2月19日 道路位置指定同意書綴 建築指導課 市長 一部公開 1 令和6年2月27日 「小田原別邸料理 清閑亭」の契約内容や意思決定プロセスの網羅的なものが分かる書 文化政策課 市長 一部公開 1 2 令和6年3月1日 ゼロカーボンデジルタウンにおける財務省との交渉記録 ゼロカーボンデジルタウン維維 市長 一部公開 2 一部公開 1 2 令和6年3月1日 令和6年2月0日 中のクラーボンデジルタウン紙及び広報紙の執行状況(金額含む)及び令和7年度の予算 広報広 | | | | | | +1 | \dashv |
| 令和6年2月8日 発注工事の金入設計書等 下水道整備課 市長 公開 令和6年2月8日 発注工事の金入設計書等 農政課 市長 公開 令和6年2月19日 道路相談力ード 建築指導課 市長 公開 令和6年2月19日 小田原競輪開催業務等包括委託業務における文書 事業課 市長 公開 令和6年2月19日 全ての書類 事業課 市長 一部公開 1 令和6年2月21日 道路相談力一ド 建築指導課 市長 一部公開 1 2 令和6年2月22日 「小田原別邸料理 清閑亭」の契約内容や意思決定プロセスの網羅的なものが分かる書 文化政策課 市長 公別 1 2 令和6年3月1日 ゼロカーボンデジタルタウンにおける財務省との交渉記録 セロカーボンデジタルタウンにおける財務省との交渉記録 セロカーボンデジタルタウン維護課 市長 一部公開 1 2 令和6年3月1日 令和6年3月1日 今和6年2月0日 本額広聴室 市長 一部公開 2 令和6年3月1日 今和6年2月2日 近期金でのタウン紙及び広報紙の執行状況(金額含む)及び今和7年度の予算 広報広聴室 市長 一部公開 2 令和6年3月1日 小田原競輪で今和3年度のタウン紙及び広報紙の執行状況(金額含む)及び今和7年度の予算 広報広聴室 市長 一部公開 2 令和6年3月1日 小田原競輪で今和3年度のタウン紙及び高報紙の執行状況(本額含む)及び今和7年度の予算 本額本の本のよりのよりのよりのよりのよりのよりのよりの | 令和6年2月6日 | 発注工事の金入設計書等 | 水道整備課 | 市長 | 公開 | | 士 |
| 令和6年2月19日 発注工事の金入設計書等 | | | | | | 1 2 | \vdash |
| 令和6年2月19日 道路相談カード 令和6年2月19日 小田原競輪開催業務等包括委託業務における文書 令和6年2月19日 小田原競輪開催業務等包括委託業務における文書 令和6年2月19日 全ての書類 令和6年2月21日 道路位置指定同意書綴 令和6年2月21日 道路位置指定同意書綴 令和6年2月22日 道路相談カード 令和6年2月22日 「小田原別邸料理 清閑亭」の契約内容や意思決定プロセスの網羅的なものが分かる書 文化政策課 市長 一部公開 1 2 会和6年3月1日 ゼロカーボンデジタルタウンにおける財務省との交渉記録 令和6年3月1日 ゼロカーボンデジタルタウンにおける財務省との交渉記録 令和6年3月1日 令和5年度のタウン紙及び広報紙の執行状況(金額含む)及び令和7年度の予算 小田原競輪で令和3年度から行われている「ニコニコ生放送」に関し、小田原市が保有する資料全て。 本知6年3月1日 会教料全て。 本記を報告に関する 事業課 ・市長 一部公開 1 2 会和6年3月1日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | | | +++ | + |
| 令和6年2月19日 全ての書類 F I ジャパシカップ加盟施行者協議会の会員であることにより必要となった支出に関する 全ての書類 事業課 市長 一部公開 2 令和6年2月21日 う和6年2月22日 う路相談カード 令和6年2月27日 う和6年3月1日 今和6年3月1日 う和6年3月1日 今日6年3月1日 今日6年3月1日 今日7日 今日7日 今日7日 今日7日 今日7日 今日7日 今日7日 今日 | 令和6年2月19日 | 道路相談カード | 建築指導課 | 市長 | 一部公開 | 1 2 | ユ |
| 令和6年2月19日 全ての書類 事業課 市長 一部公開 2 令和6年2月21日 道路位置指定同意書綴 建築指導課 市長 一部公開 1 令和6年2月22日 道路相談カード 建築指導課 市長 一部公開 1 2 令和6年3月1日 「小田原別邸料理 清閑亭」の契約内容や意思決定プロセスの網羅的なものが分かる書 文化政策課 市長 公開 1 2 令和6年3月1日 ゼロカーボンデジタルタウンにおける財務省との交渉記録 ゼロカーボンデジタルタウン維進課 市長 一部公開 3 令和6年3月1日 令和5年度のタウン紙及び広報紙の執行状況(金額含む)及び令和7年度の予算 広報広聴室 市長 一部公開 2 令和6年3月1日 小町原競輪で令和3年度から行われている「ニコニコ生放送」に関し、小田原市が保有する資料全て。 事業課 市長 公開 | | | | | | +++ | + |
| 令和6年2月21日 道路位置指定同意書綴 建築指導課 市長 一部公開 1 令和6年2月22日 道路相談カード 建築指導課 市長 一部公開 1 2 令和6年2月27日 「小田原別邸料理 清閑亭」の契約内容や意思決定プロセスの網羅的なものが分かる書 文化政策器 市長 公開 1 2 令和6年3月1日 ゼロカーボンデジタルタウンにおける財務省との交渉記録 ゼロカーボンデジタルタウン権連謀 市長 一部公開 3 令和6年3月1日 令和5年度のタウン紙及び広報紙の執行状況(金額含む)及び令和7年度の予算 広報広聴室 市長 一部公開 2 令和6年3月1日 小田原競輪で令和3年度から行われている「ニコニコ生放送」に関し、小田原市が保有する資料全て。 事業課 市長 公開 | 令和6年2月19日 | | 事業課 | 市長 | 一部公開 | 2 | , [|
| 令和6年2月27日 「小田原別邸料理 清閑亭」の契約内容や意思決定プロセスの網羅的なものが分かる書 文化政策課 市長 公開 1 2 令和6年3月1日 ゼロカーボンデジタルタウンにおける財務省との交渉記録 ゼロカーボンデジタルタウンにおける財務省との交渉記録 市長 一部公開 3 令和6年3月1日 令和5年度のタウン紙及び広報紙の執行状況(金額含む)及び令和7年度の予算 広報広聴室 市長 一部公開 2 令和6年3月1日 小田原競輪で令和3年度から行われている「ニコニコ生放送」に関し、小田原市が保有する資料全て。 事業課 市長 公開 | | 道路位置指定同意書綴 | | | | 1 | 丰 |
| 令和6年3月1日 ゼロカーボンデジタルタウンにおける財務省との交渉記録 ゼロカーボンデジタルタウン権進課 市長 一部公開 3 令和6年3月1日 令和5年度のタウン紙及び広報紙の執行状況(金額含む)及び令和7年度の予算 広報広聴室 市長 一部公開 2 令和6年3月1日 小田原競輪で令和3年度から行われている「ニコニコ生放送」に関し、小田原市が保有する資料全て。 事業課 市長 公開 | | | | | | | \dashv |
| 令和6年3月1日 令和5年度のタウン紙及び広報紙の執行状況(金額含む)及び令和7年度の予算 広報広聴室 市長 一部公開 2 令和6年3月1日 小田原競輪で令和3年度から行われている「ニコニコ生放送」に関し、小田原市が保有する資料全て。 事業課 市長 公開 | | ゼロカーボンデジタルタウンにおける財務省との交渉記録 | ゼロカーボン・デジタルタウン推進課 | | 一部公開 | 3 | ightharpoons |
| ^{・ 〒和16年3月1日} る資料全て。 | | 令和5年度のタウン紙及び広報紙の執行状況(金額含む)及び令和7年度の予算 | 広報広聴室 | 市長 | 一部公開 | 2 | Ŧ |
| | 令和6年3月1日 | 小田原衆編ででもいる平度から1777年にいる「一コーコ生放送」に関し、小田原市が保有する資料全て。 | 事業課 | 市長 | 公開 | | , [|
| | 令和6年3月1日 | | 防災対策課 | 市長 | 一部公開 | 2 4 | 土 |

| 請求日 | 公開請求の概要(運用状況報告用) | 担当課 | 部局 | 決定 | 非公 | 開該当 | 号 |
|-----------|---|----------|-------|--------|-----|-----|---|
| 令和6年3月1日 | 小田原競輪について、開催ごとの車検売り上げ額の内訳と入場者数のわかる資料。 | 事業課 | 市長 | 公開 | | | П |
| 令和6年3月1日 | 令和2年度に小田原競輪の包括業務委託の対象となった全ての業務(平成30年度の4億 9千万円の業務)について、平成30年度以降の開催ごとの個々の業務量のわかる資料。 | 事業課 | 市長 | 一部公開 | 2 | | |
| 令和6年3月4日 | 湖南メンチ(てるちゃんメンチ)を小田原市長公認及び小田原市公認として決定したプロセスのわかる書類 | 総務課 | 市長 | 不存在 | | | |
| 令和6年3月4日 | 湘南メンチをnews every.で放送した後の市としての対応がわかる書面 | 商業振興課 | 市長 | 不存在 | | | |
| 令和6年3月9日 | 2023年7月27日から7月28日までの八尾市及び岸和田市への行政視察出張に関する次 の情報 1.出張復命書(または出張報告) 2.旅費精算報告書 領収書(写) | 議会総務課 | 議会 | 一部公開 | 1 | | |
| 令和6年3月11日 | ・清閑亭の活用に向けた詳細協議に関する協定書 ・覚書、建築確認申請、建築概要書 | 文化政策課 | 市長 | 一部公開 | 2 | | |
| 令和6年3月12日 | ハルネ地下街の維持管理修繕における東海ビルメンテナスとの契約内容等がわかる資料 | 商業振興課 | 市長 | 一部公開 | 2 | | |
| 令和6年3月13日 | 発注工事の金入設計書等 | 道水路整備課 | 市長 | 取下げ | | | |
| 令和6年3月14日 | 清閑亭利活用事業に関する資料一式 | 文化政策課 | 市長 | 一部公開 | 1 2 | 2 | |
| | 清閑亭利活用事業に関する資料一式 | 文化政策課 | 市長 | 不存在 | | | |
| 令和6年3月17日 | 民間提案制度清閑亭に関する文書 | 資産経営課 | 市長 | 一部公開 | 1 2 | 2 | |
| 令和6年3月17日 | 民間提案制度清閑亭及び豊島亭に関する文書 | 文化政策課 | 市長 | 一部公開 | 1 2 | 2 4 | |
| 令和6年3月17日 | 民間提案制度清閑亭及び豊島亭に関する文書 | 文化政策課 | 市長 | 不存在 | | | |
| 令和6年3月17日 | 民間提案制度豊島亭に関する文書 | 未来創造·若者課 | 市長 | 一部公開 | 1 2 | 2 | П |
| 令和6年3月18日 | 境界確認報告書 | 土木管理課 | 市長 | 一部公開 | 1 2 | 2 5 | |
| 令和6年3月25日 | 火災調査報告書 | 消防総務課 | 消防長 | 取下げ | | | П |
| | 公共マス設置時期及び小田原市公共下水道施設設置基準 | 下水道整備課 | 市長 | 公開 | | | |
| 令和6年3月25日 | 公共マス設置時期及び小田原市公共下水道施設設置基準 | 下水道整備課 | 市長 | 不存在 | | | |
| 令和6年3月26日 | 農地部会議案 | 農業委員会事務局 | 農業委員会 | 公開 | | | |
| 令和6年3月28日 | 「指示案件·対応要望等」受付記録(土木管理課) | 土木管理課 | 市長 | 一部公開 | 2 | | |
| 令和6年3月28日 | 特定の職員の業者とのトラブル等に関する資料 | 職員課 | 市長 | 存否応答拒否 | | | |

| 令和5年12月20日 要介護認定の根拠資料 高齢介護課 市長 開示 令和6年1月4日 印鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 開示 令和6年1月9日 主治医意見書及び要介護認定訪問調査書 高齢介護課 市長 一部開示 3 令和6年1月22日 名寄帳 資産稅課 市長 一部開示 3 令和6年2月2日 印鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 不開示(不存在) 令和6年2月6日 名寄帳 資産税課 市長 一部開示 2 令和6年2月13日 名寄帳 資産税課 市長 開示 令和6年2月13日 名寄帳 資産税課 市長 開示 令和6年2月19日 名寄帳 資産税課 市長 一部開示 1 令和6年2月21日 診察記録及び画像 医事課 病院事業管理者 一部開示 1 令和6年2月28日 ケース記録等 高齢介護課 市長 一部開示 1 令和6年3月1日 出勤漢 経営管理課 病院事業管理者 所示 一部開示 1 令和6年3月4日 住民票写し等請求書等 戸籍住民課 市長 一部開示 1 令和6年3月21日 事業者からの事故報告 高齢介護 第定税課 | 請求日 | 個人情報の概要(運用状況報告用) | 担当課 | 部局 | 決定 | 1 | 非開 该当 |
|--|---|---|-----------------------|--------|-----------|----|--------------|
| ・ | 令和5年4月7日 | 特定事項を認定した事実に係る情報 | 障がい福祉課 | 市長 | 一部開示 | 2 | |
| ・ | 令和5年4月12日 | 家屋見取図調査書 | | | 開示 | | |
| # 別的報告の | 令和5年4月12日 | 家屋見取図調査書 | 資産税課 | | 開示 | | |
| ・金田田子月1日 始直後を認を置記が建と総定報金書 | | | | | 一部開示 | 2 | |
| 学院担保月月1日 固定資産の家庭社価問題 学院投資 市長 開示 学院担保 市長 開示 学院担保 子供 安介線 安入線 s入線 s入k s\k | | | | | 一部開示 | 2 | |
| 帝和5年月3日 結束者人の民名が記載されている戸籍間書等 | | | 資産税課 | | | | |
| 帝和5年9月17日 安介線(東支線)記定及び更新設定の際に作成された主治 帝和5年9月17日 東京線(東支線)記定及び更新設定の際に作成された主治 帝和5年9月19日 12 法国 20 日本日本 12 | 令和5年5月8日 | 請求者本人の氏名が記載されている戸籍証明書等 | | | | | |
| 中部の1419 一京の1419 一京の | A 105 / 5 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / | | ÷ + | | 88 - | | |
| * 会別5年3月17日 ** 主治改産以上 ** 大田元 (不存在) ** 「本田 ** | 令和5年5月1/日 | | 局 酚介護課 | 巾長 | 開示 | | |
| ◆記8年月19日 1、芸術養護を対すいた期間 ・ 中級 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 令和5年5月17日 | | 高齢介護課 | 市長 | 不開示 (不存在) | | |
| 中央のサーリ 19日 | | | | | | | |
| 全部年9月19日 3 生活接線開加中染色 上金の機再半当金の耐示文書 生活接線度 市長 一部所示 1 中部年5月19日 | 令和5年5月19日 | | 生活援護課 | 市長 | 開示 | | |
| 中部5年5月19日 4 子の経験手事金の受給館の保險 中部5年5月15日 中流の原列下半等のである。 中部5年5月14日 中部5年6月14日 中部5年7月15日 日本 中部5年7月15日 日本 中部5年7月15日 日本 中部5年7月15日 日本 日本 中部5年7月15日 日本 日本 日本 | 会和5年5月19日 | | 生活揺護譚 | 市長 | 一部開示 | 1 | t |
| 会称5年6月14日 | | | | | | +- | \mathbf{I} |
| 特別の期間に発行された印度管経証明命のうち証明的業者 中華住民課 市長 助下げ 空灯田直建 立て田直建 京田 京田 京田 京田 京田 京田 京田 京 | | | | | | 3 | +- |
| 帝印5年0月14日 期に開示請求者本人の氏もが記載されている印鑑整録証明 戸籍住民課 市長 即下げ 妻父中世議に係今が護院後認定申請書 高島が建盟 市長 開示 4809年0月50日 4条6銭、納財証明書 (固定資産段) 資産税譲 市長 開示 5409年0月50日 4条6銭、納財証明書 (固定資産段) 資産税譲 市長 開示 5409年0月51日 4条6銭、発展と関係 第二 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 11/10-0/12011 | | | אַנווי | ינימוקן | | +- |
| | 令和5年6月14日 | 欄に開示請求者本人の氏名が記載されている印鑑登録証明 | 戸籍住民課 | 市長 | 取下げ | | |
| | 令和5年6月16日 | 名寄帳、納稅証明書(固定資産稅) | 資産税課 | 市長 | 開示 | | |
| 会和5年6月37日 - 主治医素見書 | 令和5年6月26日 | 要介護認定に係る介護保険認定申請書 | 高齢介護課 | | 一部開示 | 2 | 3 |
| 今和5年7月3日 会を様 対応できた。 | 令和5年6月27日 | | | | | | |
| ・ | | | | | | | |
| 令和5年7月19日 間定資産税の収納状況がわかるもの | | | | | | | |
| 幸和5年7月19日 名等権 | | | | | | 1 | t |
| 参和5年7月24日 名命帳 参和5年2月14日 教急報告書 別市政務課 市長 開京 参和5年2月14日 大田大田 大田大田 大田大田 大田田 | | | | | | 2 | t |
| | | | | | | - | t |
| | | | | | | 2 | ╁ |
| 特別5年9月17日 市長への手紙 対議力を対している。 中長 中長 中長 中長 中長 中長 中長 中 | | %心拟口百 钾铅件温 | | | | | ╁ |
| 存払5年8月17日 市長への手紙 市長への手紙 市長への手紙 市長への手紙 市長への手紙 市長 一部開示 2 | | | | | | 2 | ╁ |
| 徐和5年8月17日 議長あて提出された中立書類 議会総務課 議会 一部開示 2 ①児童妹養手当に係る副書 (間取り表) ②児童妹養手当に係る副書 (間取り表) ②児童妹養手当に係る副書 (間取り表) ③児童妹養手当に係る副書 (間取り表) ②児童妹養手当に係る副書 (間取り表) ②児童妹養手当の支給決定に係る書類 次産税課 市長 一部開示 3 今和5年8月22日 生治医意見書 認定副童展 次産税課 市長 一部開示 3 3 3 3 3 3 3 3 3 | | | | | | | 1 |
| | | | | | | _ | ₩ |
| 令和5年8月17日 ②児童扶棄于当に係る調書(間取り表) 3児童扶棄于当に係る書類 3児童扶棄于当に係る書類等に係る申請書 4子の心や和4年度分児童扶棄于当に係る書類 3児童扶棄于当に係る書類 3児童扶棄于当に係る書類 3児童扶棄于当に第る養育費等に係る申請書 3屋産投票 市長 開示 3名称[2] 子籍社民選 市長 一部開示 3名称[2] 子籍社民選 市長 日本社会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会 | 市和5年8月1/日 | | 譲伝総務課 | 議会 | 一部開示 | 2 | ₩ |
| 令和6年8月22日 - 全部帳 - 一部開示 - 一部開示 - 一部開示 - 一部開示 - 一部開示 - 2 - 一部開示 - 2 - 一部開示 - 2 - 一部開示 - 2 | 令和5年8月17日 | ②児童扶養手当に係る調書(聞取り表) ③児童扶養手当に係る養育費等に係る申請書 | 子育て政策課 | 市長 | 一部開示 | 2 | |
| 令和5年8月22日 主治医意見書・認定調査票 | A105/F0 0 00 0 | • • • • • • • • • • • • • • • • • • • | 次立以無 | += | 88 = | + | - |
| 会和5年8月23日 名寄帳 | | | | | | 2 | ╀ |
| | | | | | | | +- |
| 令和5年9月23日 名寄帳 | | | | | | | 1 |
| 令和5年9月14日 火災調査報告書一式 消防総務課 市長 一部開示 2 2 2 2 2 2 2 3 3 3 | | | | | | 3 | 1 |
| 令和5年9月13日 名客帳 | | | | | | + | 1 |
| 令和5年9月13日 固定資産税の収納状況 | | | | | | 2 | <u> </u> |
| 不利5年9月14日 大連和用名であることがわかる書類 お井水管理課 市長 開示 | | | | | | _ | <u> </u> |
| 会和5年9月14日 水道和用者であることがわかる書類 | | | | | | | _ |
| 令和5年10月17日 大災調査報告書 | | 工事に係る注文書、注文請書 | | | | _ | _ |
| 金和5年10月17日 主治医意見書及び介護保険者証 高齢介護課 市長 開示 令和5年11月7日 名奇長 預示 行表 開示 令和5年11月7日 名奇長 預示 行表 預示 行表 開示 令和5年11月7日 名奇長 資産税課 市長 開示 令和5年11月7日 名奇長 資産税課 市長 開示 令和5年11月7日 名奇長 資産税課 市長 開示 令和5年11月13日 主治医意見書及び要介護認定訪問調査票、決定通知書 高齢介護課 市長 一部開示 2 令和5年11月13日 主治医意見書及び要介護認定訪問調査票、決定通知書 高齢介護課 市長 一部開示 2 令和5年11月20日 名奇帳 月末 日本治医意見書及び要介護認定訪問調査票 名奇・護理 市長 一部開示 3 令和5年11月20日 イス記録等 生活援護課 市長 一部開示 3 令和5年11月29日 ケース記録等 生活援護課 市長 中部開示 3 令和5年11月29日 安介護認定の根拠資料 高齢介護課 市長 中部開示 3 令和6年12月2日 要介護認定の根拠資料 高齢介護課 市長 開示 令和6年1月4日 日報登録交付申請書 戸籍住民課 市長 開示 令和6年1月2日 日鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 開示 令和6年1月2日 日鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 開示 令和6年2月3日 日鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 開示 令和6年2月3日 名奇帳 資産税課 市長 開示 令和6年2月2日 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 | | <u>水道利用者であることがわかる書類</u> | | | | | _ |
| 令和5年11月7日 名寄長 | | | 消防総務課 | | | 2 | <u> </u> |
| 令和5年11月7日 名寄長 令和5年11月7日 名寄長 令和5年11月19日 主治医愈見書及び要介護認定訪問調査票、決定通知書 高齢介護課 市長 一部開示 2 名和5年11月20日 主治医愈見書及び要介護認定訪問調査票、決定通知書 高齢介護課 市長 不開示(不存在) 令和5年11月20日 名寄帳 令和5年11月29日 ケース記錄等 令和5年11月29日 ケース記錄等 名和5年11月29日 ケース記錄等 名和5年11月29日 ケース記錄等 名和5年11月29日 ケース記錄等 名和5年11月29日 ケース記錄等 名和5年11月29日 ケース記錄等 名和5年11月29日 ケース記錄等 名和5年11月29日 ケース記錄等 名和5年11月29日 ケース記錄等 名和5年11月29日 ケース記錄等 名和5年12月19日 会養養料及び会議錄 電給力護認定の根拠資料 合和5年12月19日 会務 第一年 名和6年1月4日 印鑑登録交付申請書 合和6年1月4日 印鑑登録交付申請書 合和6年1月9日 主治医愈見書及び要介護認定訪問調査書 名和6年1月2日 印鑑登録交付申請書 合和6年1月32日 日 印鑑登録交付申請書 合和6年1月3日 日 白生治医愈見書及び要介護認定訪問調査書 高齢介護課 市長 開示 合和6年1月3日 日 白生治医愈見書及び要介護認定訪問調査書 高齢介護課 市長 開示 合和6年1月3日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | | | | | | | |
| 令和5年11月7日 名寄長 開示 | | | | | | | |
| 令和15年11月13日 主治医意見書及び要介護認定訪問調査票、決定通知書 高齢介護課 市長 一部開示 2 令和15年11月20日 主治医意見書及び要介護認定訪問調査票 決定通知書 高齢介護課 市長 不開示(不存在) 令和15年11月28日 主治医意見書及び要介護認定訪問調査票 高齢介護課 市長 一部開示 3 令和15年11月29日 ケース記録等 生活援護課 市長 一部開示 3 令和15年12月19日 会議資料及び会議録 職員課 市長 一部開示 2 令和15年12月20日 要介護設定の根拠資料 高齢介護課 市長 一部開示 2 令和15年12月2日 要別課金録交付申請書 戸籍住民課 市長 一部開示 3 令和6年1月22日 主治医應見書及び受介護認定訪問調査書 高齢介護課 市長 一部開示 3 令和6年1月22日 主治医療・財産・財産・財産・財産・財産・財産・財産・財産・財産・財産・財産・財産・財産・ | | 名寄長 | 資産税課 | 市長 | | | |
| 令和15年11月13日 主治医意見書及び要介護認定訪問調査票、決定通知書 高齢介護課 市長 不開示(不存在) 資産税課 市長 開示 令和5年11月28日 土治医意見書及び要介護認定訪問調査票 高齢介護課 市長 一部開示 3 令和5年11月29日 ケース記録等 生活援護課 市長 一部開示 3 令和5年11月29日 ケース記録等 二部介護課 市長 一部開示 3 令和5年11月29日 ケース記録等 二部開示 3 令和5年11月29日 大一名記録等 二部開示 3 令和5年11月29日 大一名記録等 二部開示 3 令和5年11月29日 大一名記録等 二部開示 3 令和5年12月20日 会議資及び支議録 市長 一部開示 3 令和5年12月20日 会議資及び表議録 市長 一部開示 2 令和5年12月20日 会務優 第定税課 市長 中部開示 3 令和6年1月2日 名寄機 第定税課 市長 中部開示 3 令和6年1月2日 名寄機 第定税課 市長 中部開示 3 令和6年1月2日 名寄機 第定税課 市長 中部開示 3 令和6年2月2日 日報金銭交付申請書 戸籍住民課 市長 中部開示 2 令和6年2月2日 日報金 第定税課 市長 中部開示 2 令和6年2月2日 <td< td=""><td>令和5年11月7日</td><td>名寄長</td><td>資産税課</td><td>市長</td><td>開示</td><td></td><td></td></td<> | 令和5年11月7日 | 名寄長 | 資産税課 | 市長 | 開示 | | |
| 令和15年11月13日 主治医意見書及び要介護認定訪問調査票、決定通知書 令和15年11月28日 高齢介護課 市長 高齢介護課 市長 高齢介護課 市長 一部開示 3 令和15年11月29日 ホ長 ケース記録等 「一名記録等 「一部開示 「一部開示 1 公和15年11月29日 「一名記録等 「一部開示 「一名記録章 「一部開示 「一名記録章 「一部開示 「一名記録章 「一部開示 「一名記録章 「一部開示 「一名記録章 「一部開示 「一名記録章 「一記録章録交付申請書 「一名記書」 「一名記書」 「一名記書」 「一記録章録交付申請書 「一記録章録交付申請書 「一記録章録交付申請書 「一名記書」 「一記録章録交付申請書 「一部開示 「一名記書」 「一記録章録交付申請書 「一部開示 「一名記書」 「一部開示 「一名記書」 「一部開示 「一名記書」 「一名記書」 「一記書記書」 「一記書記書」 「一記書記書」 「一記書記書」 「一記書記書」 「一記書記書」 「一記書記書」 「一記書記書」 「一記書記書」 「一記書記書」 「一記書記書」 「一記書記書」 「一記書記書」 「一記書記書」 「一記書記書」 「一記書記書」 「一記書記書」 「一記書記書記書」 「一記書記書」 「一記書記書」 「一記書記書記書」 「一記書記書」 「一記書記書」 「一記書記書記書」 「一記書記書記書 「一記書記書記書 「一記書記書」 「一記書記書記書 「一記書記書記書 「一記書記書記書記書 「一記書記書記書記書 「一記書記書記書 「一記書記書記書記書記書 「一記書記書記書記書記書記書記書記書記書記書記書記書記書記書記書記書記書記書記書 | 令和5年11月13日 | | | | 一部開示 | 2 | |
| 令和15年11月20日 名寄帳 資産税課 市長 開示 令和15年11月28日 主治医愈見書及び要介護認定訪問調査票 高齢介護課 市長 一部開示 3 令和5年11月29日 ケース記錄等 富齢介護課 市長 開示 令和房年11月29日 ケース記錄等 生活援護課 市長 不開示 (不存在) 令和5年11月29日 ケース記錄等 生活援護課 市長 一部開示 3 令和5年12月19日 会議資料及び会議録 市長 一部開示 2 令和5年12月20日 要介護認定の根拠資料 高齢介護課 市長 一部開示 2 令和5年12月20日 要介護認定の根拠資料 高齢介護課 市長 一部開示 2 令和5年12月2日 名寄帳 資産税課 市長 一部開示 2 令和6年1月4日 日鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 一部開示 3 令和6年1月22日 名寄帳 資産税課 市長 一部開示 3 令和6年1月22日 日鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 一部開示 会和6年2月2日 日金書帳 資産税課 市長 一部開示 全 全 中部開示 会和6年2月2日 日金書帳 資産税課 市長 一部開示 全 会和6年2月2日 日金書帳 資産税課 市長 一部開示 全 </td <td></td> <td>主治医意見書及び要介護認定訪問調査票、決定通知書</td> <td>高齢介護課</td> <td></td> <td>不開示 (不存在)</td> <td></td> <td></td> | | 主治医意見書及び要介護認定訪問調査票、決定通知書 | 高齢介護課 | | 不開示 (不存在) | | |
| 令和15年11月28日 主治医意見書及び要介護認定訪問調査票 高齢介護課 市長 一部開示 3 令和15年11月29日 ケース記録等 生活援護課 市長 一部開示 3 令和15年11月29日 ケース記録等 生活援護課 市長 不開示(不存在) 令和15年11月29日 ケース記録等 書施所護課 市長 一部開示 3 令和15年11月29日 ケース記録等 高齢介護課 市長 一部開示 3 令和15年12月20日 要介護認定の根拠資料 高齢介護課 市長 門示 令和15年12月20日 名寄帳 資産税課 市長 開示 令和16年1月2日 名寄帳 資産税課 市長 一部開示 3 令和16年1月9日 主治医意見書及び要介護認定訪問調査書 高齢介護課 市長 一部開示 3 令和16年1月21日 印鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 開示 6 4 有所 不開示(不存在) 開示 6 和16年2月2日 印鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 一部開示 2 会和16年2月2日 日鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 一部開示 2 会和16年2月2日 日金等帳 資産税課 市長 一部開示 2 会和16年2月21日 | | | | | 開示 | | |
| 令和15年11月29日 ケース記録等 生活援護課 市長 一部開示令和15年11月29日 ケース記録等 高齢介護課 市長 開宗令和15年11月29日 ケース記録等 市長 不開示(不存在) 不開示(不存在) 令和15年11月29日 ケース記録等 市長 一部開示 3 不開示(不存在) 会和15年12月29日 大ース記録等 市長 一部開示 3 会和15年12月20日 会議資料及び会議録 市長 一部開示 2 会和15年12月20日 会方護認定の根拠資料 高齢介護課 市長 開示 会和15年12月22日 名寄帳 資産税課 市長 開示 会和15年12月22日 名寄帳 資産税課 市長 一部開示 3 会和16年1月22日 名寄帳 資産税課 市長 開示 会和16年1月22日 日銀金録録交付申請書 戸籍住民課 市長 開示 会和16年1月22日 印鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 開示 会和16年1月22日 印鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 開示 会和16年1月22日 印鑑登録 工業 市長 開示 会和16年1月22日 印鑑登録 工業 市長 開示 会和16年1月22日 日本18年2日2日 日本18年2日2日 日本18年2日2日 日本18年2日2日 日本18年2日2日 日本18年2日2日2日 日本18年2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日 | | | | | 一部開示 | 3 | |
| 令和5年11月29日 | | | | | | 3 | |
| 令和5年11月29日 ケース記録等 生活援護課 市長 不開示(不存在) 令和5年11月29日 ケース記録等 高齢介護課 市長 一部開示 3 令和5年12月20日 要介護認定の根拠資料 高齢介護課 市長 一部開示 2 令和5年12月22日 名寄帳 資産稅課 市長 開示 令和6年1月4日 印鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 一部開示 3 令和6年1月9日 主治医意見書及び要介護認定訪問調査書 高齢介護課 市長 一部開示 3 令和6年1月2日 名寄帳 資産稅課 市長 一部開示 3 令和6年1月2日 印鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 一部開示 3 令和6年2月6日 名寄帳 資産稅課 市長 一部開示 2 < | | | | | | | |
| 令和15年11月29日 | | | | | | | T |
| 令和5年12月19日 会議資料及び会議録 職員課 市長 一部開示 2 令和15年12月20日 要介護認定の根拠資料 高齢介護課 市長 開示 令和5年12月22日 名寄帳 資産税課 市長 開示 令和6年1月4日 主治医意見書及び要介護認定訪問調査書 高齢介護課 市長 一部開示 3 令和6年1月2日 主治医意見書及び要介護認定訪問調査書 高齢介護課 市長 一部開示 3 令和6年1月22日 力鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 開示 (不存在) 開示 (不存在) 開示 (不存在) 開示 (平存在) 中属性民課 市長 一部開示 2 2 全税課 市長 一部開示 2 会和6年2月6日 会有帳 資産税課 市長 一部開示 2 会和6年2月13日 名寄帳 資産税課 市長 一部開示 1 会和6年2月19日 名寄帳 資産税課 市長 一部開示 1 会和6年2月19日 会寄帳 医事課 病院事業管理者 一部開示 1 会和6年2月21日 診察記録及び画像 医事課 病院事業管理者 一部開示 1 会和6年2月21日 計算 中級 中級 中部開示 1 会社 < | | | | | | 3 | |
| 令和5年12月20日 要介護認定の根拠資料 高齢介護課 市長 開示 令和6年1月4日 印鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 開示 令和6年1月9日 主治医意見書及び要介護認定訪問調査書 高齢介護課 市長 一部開示 3 令和6年1月22日 名寄帳 資産稅課 市長 開示 令和6年2月2日 印鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 不開示(不存在) 令和6年2月2日 印鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 開示 令和6年2月2日 名寄帳 資産稅課 市長 一部開示 2 令和6年2月6日 名寄帳 資産稅課 市長 開示 令和6年2月19日 名寄帳 資産稅課 市長 開示 令和6年2月19日 名寄帳 資産稅課 市長 一部開示 1 令和6年2月21日 診察記録及び画像 医事課 病院事業管理者 一部開示 1 令和6年2月28日 安倉 医事課 病院事業管理者 一部開示 1 令和6年2月29日 ケース記録等 高齢介護課 市長 一部開示 1 令和6年2月29日 ケース記録等 高齢介護理 原建 押示 一部開示 1 | | | | | | 2 | 7 |
| 令和5年12月22日 名寄帳 資産税課 市長 開示 令和6年1月4日 印鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 開示 令和6年1月2日 主治医意見書及び要介護認定訪問調査書 高齢介護課 市長 一部開示 3 令和6年1月22日 印鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 不開示 (不存在) 開示 令和6年2月2日 印鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 開示 一部開示 2 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>ΤĒ</td><td>T</td></t<> | | | | | | ΤĒ | T |
| 令和6年1月4日 印鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 開示 令和6年1月9日 主治医意見書及び要介護認定訪問調査書 高齢介護課 市長 一部開示 3 令和6年1月22日 印鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 不開示 (不存在) 開示 令和6年2月2日 印鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 開示 (不存在) 開示 令和6年2月2目 中報住民課 市長 開示 令和6年2月2目 中報行民課 市長 開示 令和6年2月13日 名寄帳 開示 令金校課 市長 開示 令和6年2月19日 名寄帳 開示 令金校課 市長 開示 令和6年2月2日 中級分書 本部開示 1 会本管理者 不開示 不存在) 市長 市長 中部開示 1 会社管理課 本開示 本開示 本開示 不存在) 市長 中部開示 1 会社管理課 本開示 1 会社管理課 本開示 工作 本開示 不存在) 市長 中部開示 1 会社管理課 本開示 本開示 本開示 本開示 本開示 本開示 工作 本開示 本開示 本開示 本開示 工作 本開示 本開示 | | | | | | | t |
| 合和6年1月9日 主治医意見書及び要介護認定訪問調査書 高齢介護課 市長 一部開示 3 合和6年1月22日 印鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 不開示 (不存在) 開示 合和6年2月2日 印鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 開示 (不開示 (不存在) 開示 (日報報) (日本報) (日本報) (日本報) (日本報) (日本報) (日本報) (日本報) (日本報) (日本報) | | | | | | 1 | t |
| 合和6年1月22日 名寄帳 資産税課 市長 開示 合和6年1月22日 印鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 不開示(不存在) 合和6年2月6日 名寄帳 資産税課 市長 一部開示 合和6年2月6日 住民異動届 戸籍住民課 市長 一部開示 2 合和6年2月13日 名寄帳 資産税課 市長 開示 合和6年2月19日 名寄帳 資産税課 市長 開示 合和6年2月19日 名寄帳 資産税課 市長 開示 合和6年2月21日 診察記録及び画像 医事課 病院事業管理者 一部開示 1 合和6年2月28日 契約書 高齢介護課 市長 開示 合和6年3月1日 出勤簿 経営管理課 病院事業管理者 開示 合和6年3月1日 住民票写し等請求書等 戸籍住民課 市長 一部開示 1 合和6年3月1日 名下帳 資産税課 市長 一部開示 1 合和6年3月1日 生民票写し等請求書等 戸籍住民課 市長 一部開示 1 合和6年3月21日 事業者からの事故報告 高齢介護課 市長 一部開示 2 合和6年3月21日 再業者からの事故報告 | | | | | | .3 | t |
| 合和6年1月22日 印鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 不開示(不存在) 開示 市長 合和6年2月2日 印鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 開示 市長 一部開示 2 合和6年2月6日 住民異動届 資産税課 市長 開示 市長 開示 合和6年2月13日 名寄帳 資産税課 市長 開示 合和6年2月19日 名寄帳 資産税課 市長 開示 合和6年2月21日 診察記録及び画像 医事課 病院事業管理者 一部開示 1 合和6年2月28日 ケース記録等 高齢介護課 市長 開示 合和6年3月1日 出勤簿 経営管理課 病院事業管理者 開示 合和6年3月4日 住民票写し等請求書等 戸籍住民課 市長 一部開示 1 合和6年3月1日 名字帳 資産税課 市長 一部開示 1 合和6年3月21日 事業者からの事故報告書 高齢介護課 市長 一部開示 2 合和6年3月21日 事業者からの事故報告書 高齢介護課 市長 一部開示 2 合和6年3月21日 事業者からの事故報告書 高齢介護課 市長 一部開示 2 | | | | | | | t |
| 令和6年2月2日 印鑑登録交付申請書 戸籍住民課 市長 開示 令和6年2月6日 名客帳 資産税課 市長 一部開示 2 令和6年2月13日 住民異動届 資産税課 市長 開示 令和6年2月19日 名寄帳 資産税課 市長 開示 令和6年2月21日 診察記録及び画像 医事課 病院事業管理者 一部開示 1 令和6年2月28日 ケース記録等 高齢介護課 市長 開示 令和6年2月29日 ケース記録等 高齢介護課 市長 開示 令和6年3月1日 出勤簿 経営管理課 病院事業管理者 開示 令和6年3月4日 住民票写し等請求書等 戸籍住民課 市長 一部開示 1 令和6年3月1日 事業者からの事故報告書 高齢介護課 市長 一部開示 2 令和6年3月2日 再籍証明等請求書と住民票写し等請求 戸籍住民課 市長 一部開示 2 | | | | | | + | t |
| 合和6年2月6日 名寄帳 資産税課 市長 一部開示 2 合和6年2月6日 住民異動届 戸籍住民課 市長 開示 合和6年2月19日 名寄帳 資産税課 市長 開示 合和6年2月19日 診察記録及び画像 医事課 病院事業管理者 一部開示 1 合和6年2月28日 契約書 事課 病院事業管理者 不開示(不存在) 市長 開示 合和6年2月29日 ケース記録等 高齢介護課 市長 開示 合和6年3月1日 出勤簿 経営管理課 病院事業管理者 開示 合和6年3月1日 住民票写し等請求書等 戸籍住民課 市長 一部開示 1 合和6年3月21日 事業者からの事故報告書 高齢介護課 市長 一部開示 2 合和6年3月21日 事業者からの事故報告書 高齢介護課 市長 一部開示 2 合和6年3月21日 再籍証明等請求書と住民票写し等請求 戸籍住民課 市長 一部開示 2 | | | | | | + | t |
| 合和6年2月6日 住民製動届 戸籍住民課 市長 開示 合和6年2月19日 名寄帳 資産税課 市長 開示 合和6年2月19日 診察記録及び画像 医事課 病院事業管理者 一部開示 1 合和6年2月28日 契約書 医事課 病院事業管理者 不開示(不存在) 市長 開示 合和6年2月29日 ケース記録等 高齢介護課 病院事業管理者 開示 日 | | | | | | 2 | t |
| 令和6年2月13日 名寄帳 資産税課 市長 開示 令和6年2月19日 名寄帳 資産税課 市長 開示 令和6年2月21日 診察記録及び画像 医事課 病院事業管理者 一部開示 1 令和6年2月28日 ケース記録等 高齢介護課 市長 開示 令和6年3月1日 出勤簿 経営管理課 病院事業管理者 開示 令和6年3月4日 住民票写し等請求書等 戸籍住民課 市長 一部開示 1 令和6年3月1日 名寄帳 資産税課 市長 一部開示 2 令和6年3月21日 事業者からの事故報告書 高齢介護課 市長 一部開示 2 令和6年3月22日 戸籍註明等請求書と住民票写し等請求 戸籍住民課 市長 一部開示 2 | | | | | | +- | t |
| 合和6年2月19日 名寄帳 資産税課 市長 開示 合和6年2月21日 診察記録及び画像 医事課 病院事業管理者 一部開示 1 合和6年2月28日 契約書 医事課 病院事業管理者 不開示 (不存在) 合和6年2月29日 ケース記録等 高齢介護課 市長 開示 合和6年3月1日 出勤簿 経営管理課 病院事業管理者 開示 合和6年3月4日 住民票写し等請求書等 戸籍住民課 市長 一部開示 1 合和6年3月1日 事業者からの事故報告書 高齢介護課 市長 一部開示 2 合和6年3月21日 戸籍証明等請求書と住民票写し等請求 戸籍住民課 市長 一部開示 2 | | | | | | + | t |
| 合和6年2月21日 診察記録及び画像 医事課 病院事業管理者 内部開示 1 1 合和6年2月28日 契約書 医事課 病院事業管理者 不開示 (不存在) 市長 開示 市長 日本の経費 用示 (不存在) 市長 用示 (本存在) 市長 用示 (本存在) 市長 用示 (本存在) 市長 用示 (本存在) 市長 用示 (本存在) 市長 (本存在) 市長 日本の経費 | | | 具 <u>圧</u> 切环 咨产铅钾 | | | + | ╁ |
| 令和6年2月28日 契約書 医事課 病院事業管理者 不開示(不存在) 合和6年2月29日 ケース記録等 高齢介護課 市長 開示 合和6年3月1日 出勤簿 経営管理課 病院事業管理者 開示 合和6年3月4日 住民票写し等請求書等 戸籍住民課 市長 一部開示 1 合和6年3月14日 事業者からの事故報告書 高齢介護課 市長 開示 合和6年3月21日 事業者からの事故報告書 高齢介護課 市長 開示 合和6年3月22日 戸籍証明等請求書と住民票写し等請求 戸籍住民課 市長 一部開示 2 | | | <u>貝圧</u> (抗味 | | | 1 | 2 |
| 令和6年2月29日 ケース記録等 高齢介護課 市長 開示 合和6年3月1日 出勤簿 経営管理課 病院事業管理者 開示 合和6年3月4日 住民票写し等請求書等 戸籍住民課 市長 一部開示 1 合和6年3月14日 名寄帳 資産税課 市長 一部開示 2 合和6年3月21日 事業者からの事故報告書 高齢介護課 市長 開示 合和6年3月22日 戸籍証明等請求書と住民票写し等請求 戸籍住民課 市長 一部開示 2 | | | 区 争 味 医 車 細 | | | ++ | + |
| 合和6年3月1日 出勤簿 経営管理課 病院事業管理者 開示 合和6年3月4日 住民票写し等請求書等 戸籍住民課 市長 一部開示 1 合和6年3月14日 名寄帳 資産税課 市長 一部開示 2 合和6年3月21日 事業者からの事故報告書 高齢介護課 市長 開示 合和6年3月22日 戸籍証明等請求書と住民票写し等請求 戸籍住民課 市長 一部開示 2 | | <u> </u> | | | | + | 1 |
| 令和6年3月4日 住民票写し等請求書等 戸籍住民課 市長 一部開示 1 令和6年3月14日 名客帳 資産税課 市長 一部開示 2 令和6年3月21日 事業者からの事故報告書 高齢介護課 市長 開示 令和6年3月22日 戸籍証明等請求書と住民票写し等請求 戸籍住民課 市長 一部開示 2 | | ケー人記録寺 | | 市長 | | 1 | 1 |
| 令和6年3月14日 名寄帳 資産税課 市長 一部開示 2 令和6年3月21日 事業者からの事故報告書 高齢介護課 市長 開示 令和6年3月22日 戸籍証明等請求書と住民票写し等請求 戸籍住民課 市長 一部開示 2 | | | | | | | 1 |
| 市和6年3月21日 事業者からの事故報告書 高齢介護課 市長 開示 市和6年3月22日 戸籍証明等請求書と住民票写し等請求 戸籍住民課 市長 一部開示 2 | | | | | 一部開示 | 1 | 1 |
| 帝和6年3月22日 戸籍証明等請求書と住民票写し等請求 戸籍住民課 市長 一部開示 2 | | | | | | 2 | 1 |
| | | | | | | | 1 |
| | ↑和6年3月22日 | 戸籍証明等請求書と住民票写し等請求 | | 市長 | | | L |
| ↑和6年3月22日 │ 戸籍証明等請求書と住民票写し等請求 │ 戸籍住民課 │ 市長 │ 不開示 │ 7 | | | 戸籍住民課 | 市長 | 不開示 | 7 | 1 |

